

# 構造改革特区を活かした 地域産業活性化方策



平成16年3月

財団法人 中部産業活性化センター

## はじめに

平成15年度において、(財)中部産業活性化センターでは、「構造改革特区」の認定状況を会員の皆様にお知らせしてきました。

「構造改革特別区域法」(平成14年12月18日交付)に基づく「構造改革特区」とは、自治体の提案(企業との連携)のもとに、地域を限定して規制緩和を行い、地域の活性化を目指すものです。

これまで、内閣府構造改革推進本部(構造改革特区推進室)は、地方公共団体等からの申請受付をして、3回にわたって認定してきました。この結果、第1回~第3回を合わせて全国236件、うち中部地域は48件(対全国比:20%)の認定を受けました。なお、国は第4次認定申請(16年1月13日~26日)を受け付け、3月に認定を行う予定です。

本調査では中部地域の第1回~第3回の認定を受けた各計画の概要を整理しています。

さらに、中部5県(長野、岐阜、静岡、愛知、三重)と名古屋市、名古屋港管理組合、民間企業、北川正恭早稲田大学大学院教授、内閣府構造改革推進本部(構造改革特区推進室)のヒアリングを加えることで、中部地域における特区計画の現状評価と今後への期待についてまとめています。

また、今後の中部地域の特区計画の推進を通じて、地域を如何に活性化させていくべきか、地方自治体をはじめ地域がどのような姿勢で取り組んでいったら良いか検討を行いました。

本調査報告書が、中部地域の企業や自治体や関係機関の皆様方に、お役に立つことができれば幸いと存じます。

最後になりましたが、本報告書作成にあたってヒアリング調査にご協力いただきました関係者や関係機関の方々に深く感謝いたします。

平成16年3月

財団法人 中部産業活性化センター

## 目 次

調査結果の概要	2
第1章 構造改革特区計画とは	4
第2章 中部地域の認定状況について	6
1. 中部地域での認定案件	6
2. 主要認定計画の概要	14
2 - 1 長野県	15
2 - 2 岐阜県	21
2 - 3 静岡県	27
2 - 4 愛知県	35
2 - 5 三重県	47
第3章 特区計画と民間企業	53
第4章 特区計画の現状評価と今後への期待	58
第5章 今後の中部地域の特区計画の実現に向けて	64
参 考 資 料	66
参考資料1. 各県等からの提供資料	67
[ 長野県 ]	68
[ 岐阜県 ]	79
[ 愛知県 ]	87
[ 三重県 ]	100
参考資料2. 中部5県の第1回～第3回認定特区の概要	113
[ 長野県 ]	114
[ 岐阜県 ]	127
[ 静岡県 ]	135
[ 愛知県 ]	137
[ 三重県 ]	141
参考資料3. 特定事業一覧	143

## 調査結果の概要

2004.3

### 第1章 構造改革特区計画とは

(財)中部産業活性化センター

わが国経済の活性化のためには、規制改革により、民間活力を最大限に引き出し、民業を拡大することが重要である。「構造改革特区」は、地域の特性に応じた規制の特例の区域を設けることで、構造改革の促進を図ることを目的としている。

#### 構造改革特別区域法 (平成14年12月18日公布)

- ・ 内閣によって、各省庁の法律を一括して修正
- ・ 地方自治体が、各省庁所管の特例措置を、内閣に対して申請し、それを認定する方式
- ・ 内閣が担当省庁との間で定めた項目を特区で実現(規制の特例措置)

### 第2章 中部地域の認定状況について

(第1～第3回認定分まで)

(都道府県)	特 区 の 名 称
長野県	モノづくり研究開発促進特区 満3歳になる年度当初から幼稚園に入園できる特区 長野県農業大学校ガイダンス特区 農業関係 (農業振興、コミュニティ形成の推進関係) 教育関係 (学級編成の充実)
岐阜県	スイートパレー・情場形成特区 美しいひだ・みの景観特区 岐阜市中心商店街再生特区
静岡県	国際港湾交流特区 先端健康産業集積特区 光技術関連産業集積促進特区
愛知県	中部臨空都市国際交流特区 国際自動車特区 あいち・なごやモノづくり研究開発特区 名古屋港産業ハブ特区 あいち新たな農業・関連産業人づくり特区
三重県	技術集積活用型産業再生特区

(注) 県が申請主体となっている認定案件のみ表示

### 第3章 特区計画と民間企業

1. 特区計画の推進には地域の経済活動の主体となる企業の参加が不可欠
2. 地方自治体による民間企業との連携が重要
3. 地域の企業にとっての費用対効果およびメリットを明らかにすることが必要

### 第4章 特区計画の現状評価と今後への期待

#### 1. 現状評価

第3回認定分まで(全国236件、中部48件)で都道府県、政令指定都市が中心として進める計画はおおよそ提案された。

市町村レベルの計画申請も増加している。

総合計画など既存計画に位置付けられた計画が多い。

#### 2. 中部地域の特区計画について(今後への期待)

県等の産業振興計画と一体的に推進しつつ、地域の特色を出し、具体的成果を出すこと  
広域的な取り組み

規制緩和措置の拡大

- ・ 医療分野、教育分野の株式会社化等の措置等改革の中身の拡大
- ・ 国および地方自治体の積極的な推進への取り組み(体制、予算措置等)

### 第5章 今後の中部地域の特区計画の実現に向けて

#### 1. 認定後の自治体の取り組み

民間企業等との連携が鍵

積極的な情報公開による推進

#### 2. 地域をあげての取り組み

自治体の首長のリーダーシップの発揮

計画実現のための自治体職員の意識や県民の意識の改革

#### 3. 自己決定および自己責任の取り組みが必要

- ・ 具体的な構造改革の推進を通じて地方分権を実現

## 第 1 章

# 構造改革特区計画とは

---

## 第1章 構造改革特区計画とは

わが国経済の活性化のためには、規制改革により、民間活力を最大限に引き出し、民業を拡大することが重要である。

こうした考え方に基づき構想された「構造改革特区」は、地域の特性に応じた規制の特例の区域を設けることで、構造改革の促進を図ることを目的としている。

### 構造改革特別区域法 (平成14年12月18日公布)

- ・内閣によって、各省庁の法律を一括して修正
- ・地方自治体が、各省庁所管の特例措置を、内閣に対して申請し、それを認定する方式
- ・内閣が担当省庁との間で定めた項目を特区で実現（規制の特例措置）

内閣府構造改革推進本部（構造改革特区推進室）は、地方公共団体等からの申請受付を開始し、これまで3回にわたって認定してきた。この結果、第1回～第3回(平成15年4月～11月の間)を合わせて全国236件、うち中部地域は48件（対全国比：20%）の認定を受けた。

第1回認定：117件認定（中部地域：23件）

第1弾認定：57件認定（4月21日）

第2弾認定：60件認定（5月23日）

第2回認定：47件認定（中部地域：12件）（8月29日）

第3回認定：72件認定（中部地域：13件）（11月28日）

（国は第4回認定関係について、16年1月13日～26日の間で認定申請を受け付け、3月に認定を行う予定である。なお、このレポートは第1回～3回までの認定について整理・検討したものである。）

さらに、「認定された構造改革特区において実施されている規制の特例措置について、評価のための委員会で特段の問題が生じていないと判断されたものについては、速やかに全国規模で規制改革につなげる」[経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003（平成15年6月27日閣議決定）]とし、「構造改革特別区域推進本部評価委員会」が設置され、平成15年9月から、全体会議とともに8つの部会（医療・福祉・労働、教育、農村活性、国際交流、産業振興、エネルギー・安全、国土・物流、地域・活性）が置かれ、評価検討が進められている。

## 第 2 章

### 中部地域での認定状況について

---

- 2 - 1 . 中部地域での認定案件
- 2 - 2 . 主要認定計画の概要

## 第2章 中部地域の認定状況について

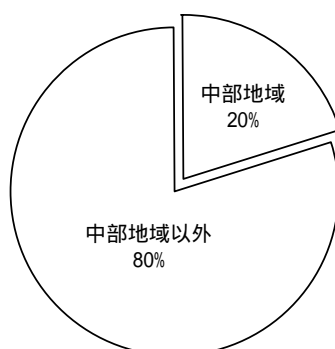
### 1. 中部地域での認定案件

1. 中部地域の第3回までの特区認定件数は48件、全国の約20%を占める。
2. 県申請件数の多くは5件以内であり、市町村は各県によってかなり違いがある。
3. 市町村の違いが各県別の認定件数の違いに大きく影響している。
4. 認定件数の分野別構成をみると、生活に密着した市町村からの提案が多い 生活福祉分野(19%)、 都市農村交流分野(17%)、 教育分野(17%)の比率が高い。
5. 次に産業振興との関連が深く、主に県が申請主体となっている 産学連携分野(10%)、と 国際物流分野(8%)の比率が高い。
6. 産業活性化分野は意外と少なく三重県の2件である。

図表2-1-1 中部地域の県別認定件数

都道府県名	第1回認定		第2回認定	第3回認定	計	(補)第3回追加
	4月	5月				
長野県	1	12	6	1	20	3
岐阜県	1	3	3	6	13	2
静岡県	1	1	1	1	4	
愛知県	1	2	2	2	7	
三重県	1			3	4	
中部計	5	18	12	13	48	5
全国	57	60	47	72	236	22

図表2-1-2 中部地域特区認定件数の対全国比





図表 2 - 1 - 3 中部地域の県別特区認定件数の分野別構成

県名	認定時期	認定特区件数	分野別認定数											計		
長野県	- 1	1								1						1
	- 2	12					3	5	1		3					12
		6		1				2	2		1					6
		1							1							1
	計	20		1			3	8	3	1	4					20
	( - 追)	3		1				2								3
岐阜県	- 1	1				1										1
	- 2	3							2		1					3
		3							1	1	1				3	
		6							2			4				6
	計	13				1			5	1	2	4				13
	( - 追)	2				1					1					2
静岡県	- 1	1	1													1
	- 2	1		1												1
		1		1												1
		1								1						
	計	4	1	2						1						4
	( - 追)															
愛知県	- 1	1	1													1
	- 2	2	2	1												3
		2		1							1					2
		2					1				1					2
	計	7	3	2			1				2					8
	( - 追)															
三重県	- 1	1				1										1
	- 2															
		3				1				1	1					3
	計	4				2				1	1					4
	( - 追)															

(凡例)

「認定時期」

- 1 : 第 1 回第 1 弾認定(H15.4.21)
- 2 : 第 1 回第 2 弾認定(H15.5.23)
- : 第 2 回認定(H15.8.29)
- : 第 3 回認定(H15.11.28)
- 追 : 第 3 回特例措置追加に係る変更追加(H15.11.28) \* 総件数に含まず

「分野区分」

- : 国際物流分野
- : 産学連携分野
- : 産業活性化分野
- : I T 推進分野
- : 農業分野
- : 都市農村交流分野
- : 教育分野
- : 幼保連携・一体化分野
- : 生活福祉分野
- : まちづくり分野
- : 地方行革分野
- : 環境・新エネルギー分野
- : 国際交流・観光分野

(注) 分野別の件数には再掲分が含まれるため、分野別の合計と認定特区件数の合計とは一致しません。

県名	認定時期	認定特区件数	分野別認定数													計
中部計	- 1	5	2		1	1				1					5	
	- 2	18	2	2			3	5	3		4				19	
		12		3				2	3	1	3				12	
		13			1		1	1	2	2	2	4			13	
	計	48	4	5	2	1	4	8	8	4	9	4			49	
	( - 追)	5		1		1		2			1				5	
全国計	- 1	57	11	17	6	2	5	6	3	4	6				60	
	- 2	60	4	8	7	2	10	7	14	2	7				61	
		47		8			2	7	16	5	6	1		2	47	
		72	2	2	4		10	7	8	13	11	9	2		4	72
	計	236	17	35	17	4	27	27	41	24	30	10	2	2	4	240
	( - 追)	22	4	5	1	1	2	4	2	2	1				22	

図表 2 - 1 - 4 中部地域の特区県別認定件数の分野別比率

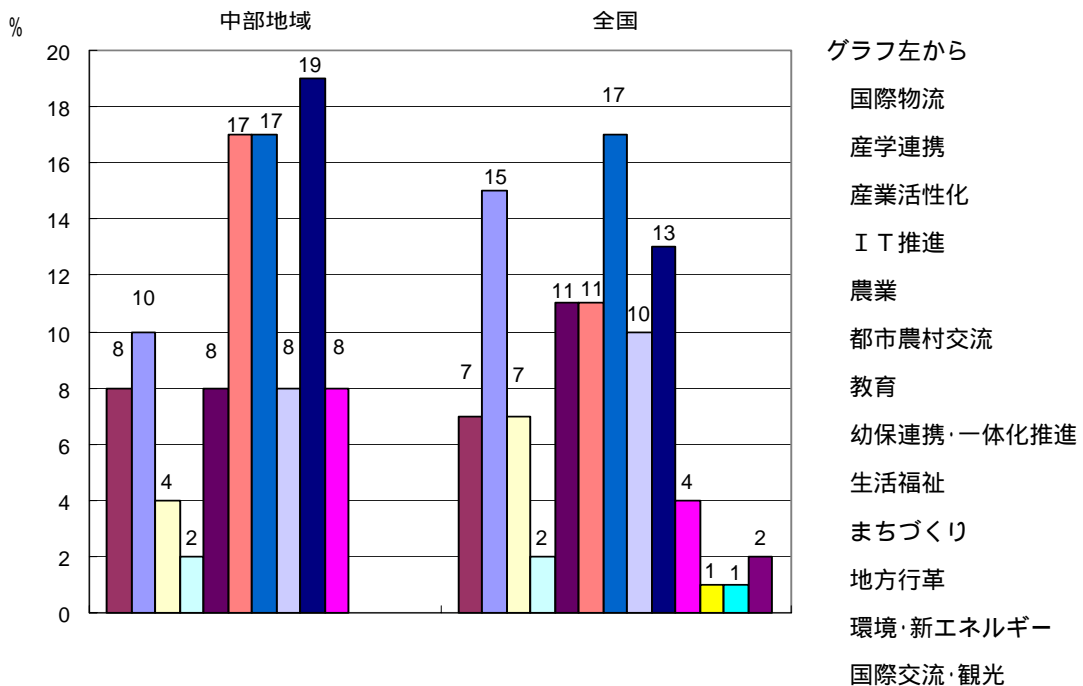
	認定 件数	分 野 別 認 定 件 数												
長野県	20		1			3	8	3	1	4				
	比率		5%			15%	40%	15%	5%	20%				
岐阜県	13				1			5	1	2	4			
	比率				8%			38%	8%	15%	31%			
静岡県	4	1	2						1					
	比率	25%	50%						25%					
愛知県	7	3	2			1				2				
	比率	43%	29%			14%				29%				
三重県	4			2					1	1				
	比率			50%					25%	25%				
中部計	48	4	5	2	1	4	8	8	4	9	4			
	比率	8%	10%	4%	2%	8%	17%	17%	8%	19%	8%			
全国	236	17	35	17	4	27	27	41	24	30	10	2	2	4
	比率	7%	15%	7%	2%	11%	11%	17%	10%	13%	4%	1%	1%	2%

(凡例)

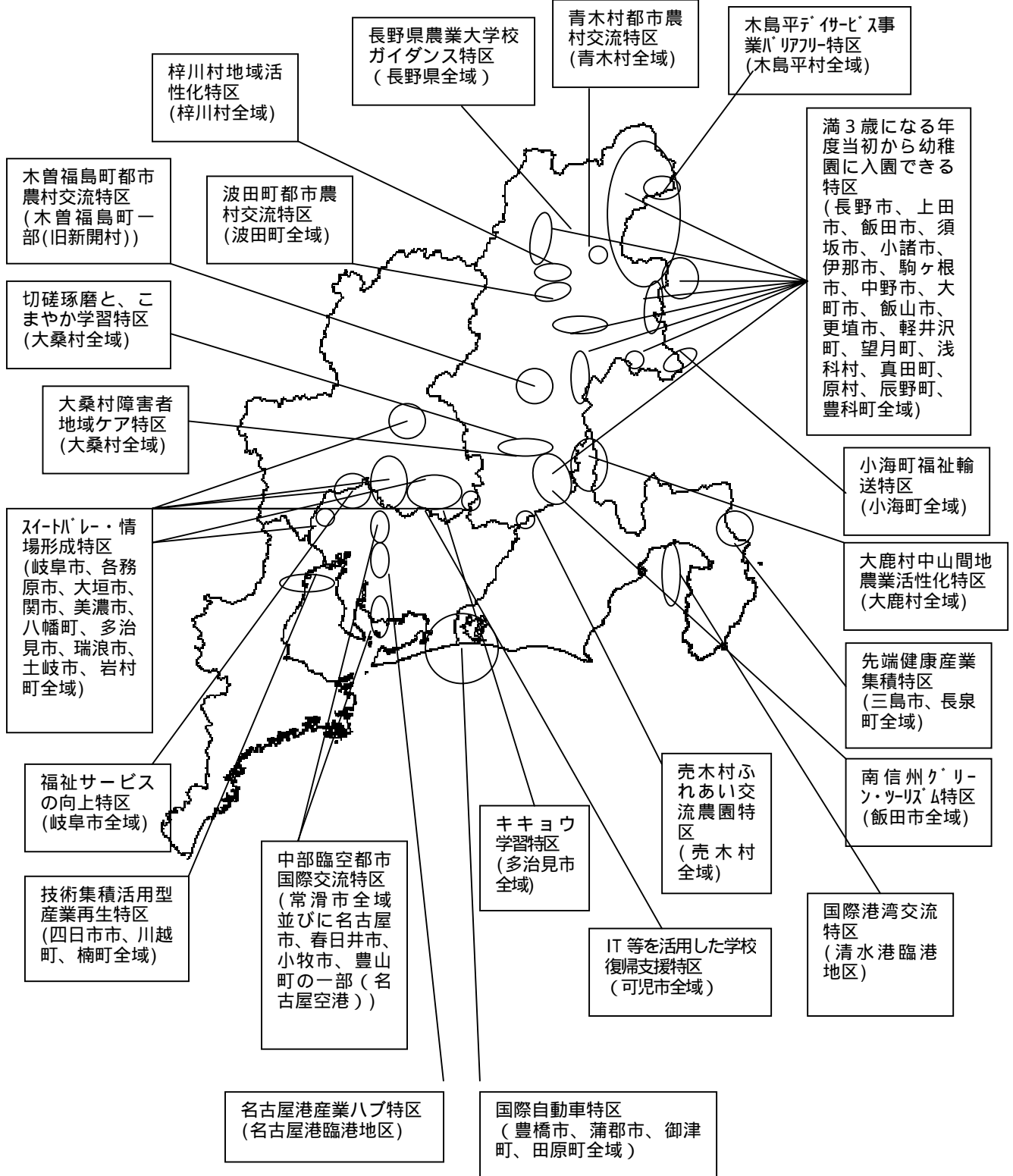
「分野区分」

- : 国際物流分野
- : 産学連携分野
- : 産業活性化分野
- : IT推進分野
- : 農業分野
- : 都市農村交流分野
- : 教育分野
- : 幼保連携・一体化推進分野
- : 生活福祉分野
- : まちづくり分野
- : 地方行革分野
- : 環境・新エネルギー分野
- : 国際交流・観光分野

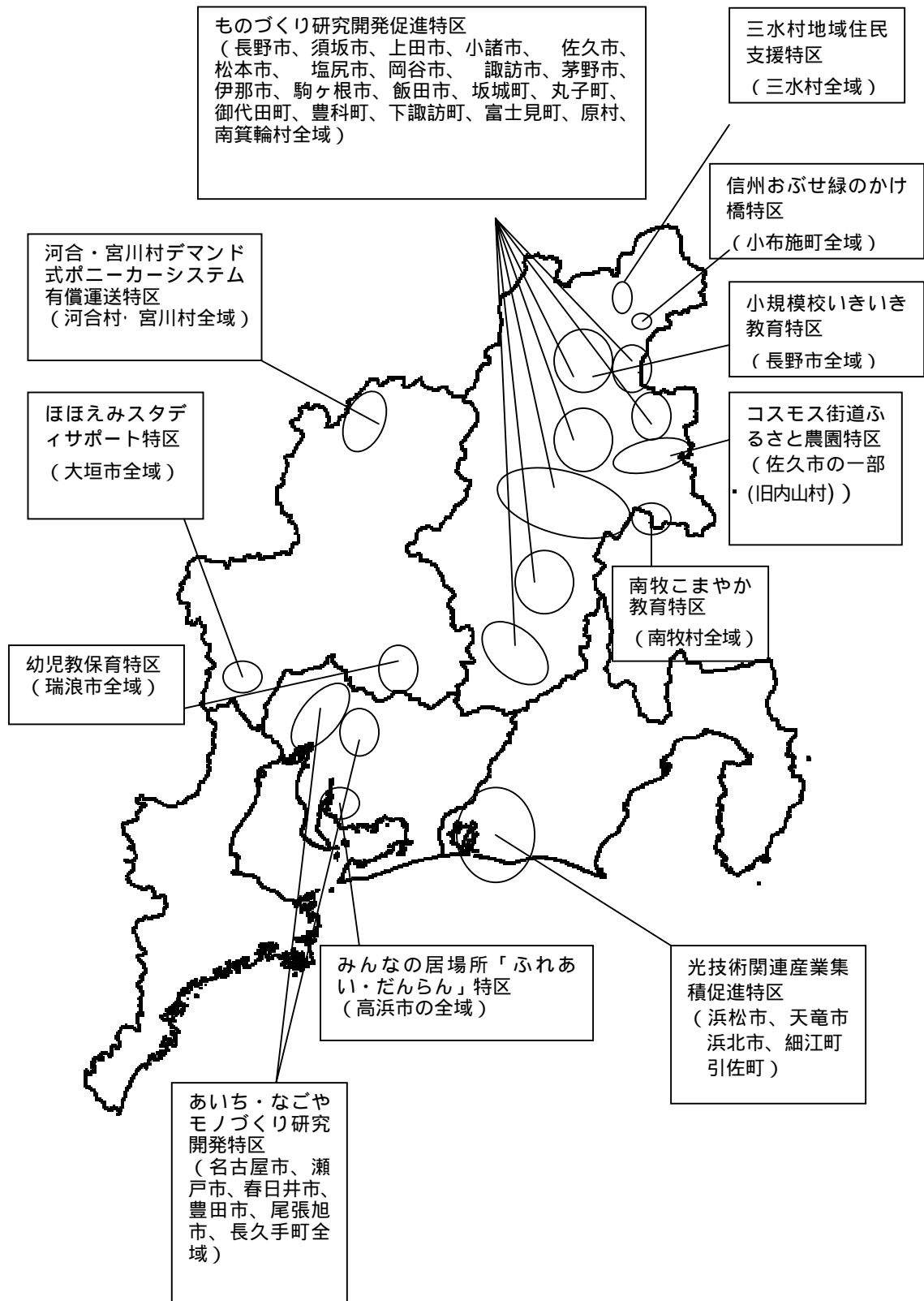
図表 2 - 1 - 5 中部地域の特区県別認定件数の分野別比率



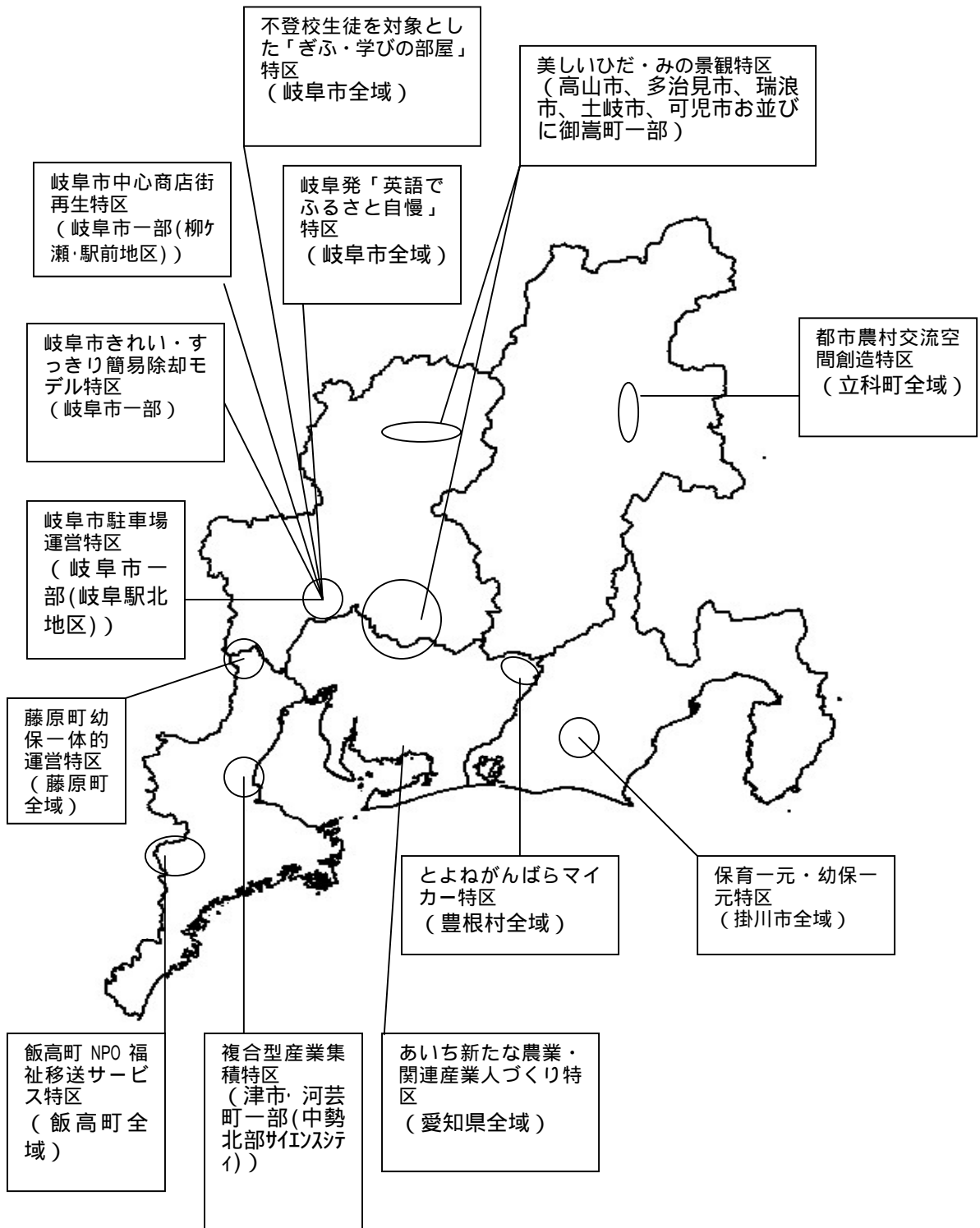
図表 2 - 1 - 6 中部地域(5県) 構造改革特区第1回認定分 分布図



図表 2 - 1 - 7 中部地域(5県) 構造改革特区第2回認定分 分布図



図表 2 - 1 - 8 中部地域(5県) 構造改革特区第3回認定分 分布図



参 考

都道府県別 構造改革特別区域計画の認定状況

都道府県名	第1回	第2回	第3回	計
北海道	5	3	4	12
青森県	2	0	0	2
岩手県	1	0	4	5
宮城県	2	0	1	3
秋田県	0	0	1	1
山形県	2	0	0	2
福島県	2	1	1	4
茨城県	2	2	0	4
栃木県	0	2	0	2
群馬県	2	0	0	2
埼玉県	5	1	5	11
千葉県	6	1	1	8
東京都	5	3	1	9
神奈川県	8	2	3	13
新潟県	2	1	0	3
富山県	0	0	2	2
石川県	2	0	1	3
福井県	0	1	0	1
山梨県	4	1	1	6
長野県	13	6	1	20
岐阜県	4	3	6	13
静岡県	2	1	1	4
愛知県	3	2	2	7
三重県	1	0	3	4

都道府県名	第1回	第2回	第3回	計
滋賀県	1	0	0	1
京都府	4	2	1	7
大阪府	5	0	2	7
兵庫県	11	1	3	15
奈良県	0	3	2	5
和歌山県	1	0	2	3
鳥取県	0	1	1	2
島根県	0	0	0	0
岡山県	2	1	5	8
広島県	3	0	0	3
山口県	4	0	0	4
徳島県	2	1	0	3
香川県	2	0	3	5
愛媛県	1	0	2	3
高知県	0	0	2	2
福岡県	4	1	1	6
佐賀県	0	0	2	2
長崎県	0	0	3	3
熊本県	2	4	1	7
大分県	0	0	2	2
宮崎県	1	1	0	2
鹿児島県	0	1	1	2
沖縄県	0	1	0	1
その他	1	0	1*	2
	117	47	72	236

\* ) 茨城県、栃木県、群馬県の共同提案

(注) 構造改革特別区域推進本部ホームページより作成

## 2. 主要認定計画の概要

中部地域に認定計画の中で、県が申請主体となっている案件をあげると次のようになる。

図表 2 - 2 - 1 中部地域での認定状況 (第1～第3回認定分まで)

都道府県	特 区 の 名 称
長野県	モノづくり研究開発促進特区 満3歳になる年度当初から幼稚園に入園できる特区 長野県農業大学校ガイダンス特区 農業関係 (農業振興、コミュニティ形成の推進関係) 教育関係 (学級編成の充実)
岐阜県	スイートバレー・情場形成特区 美しいひだ・みの景観特区 岐阜市中心商店街再生特区
静岡県	国際港湾交流特区 先端健康産業集積特区 光技術関連産業集積促進特区
愛知県	中部臨空都市国際交流特区 国際自動車特区 あいち・なごやモノづくり研究開発特区 名古屋港産業ハブ特区 あいち新たな農業・関連産業人づくり特区
三重県	技術集積活用型産業再生特区

(注) 県が申請主体となっている認定案件のみ表示 : ヒアリングの対象案件

以下は主に各県を対象としてヒアリングを実施し、製造業を含む産業振興関係の計画の概要を把握した結果を整理したものである。

ヒアリングの対象として主に県を対象としたのは、製造業を含めた産業振興関係の特区計画は主に特区認定の申請主体が県が圧倒的に多いことによっている。

各県等の計画の詳細は添付資料を参照されたい。ここでは主に資料では十分に判らない点を中心にまとめている。なお、ヒアリングは第2回認定後に実施したものである。

ヒアリング対象は次の自治体等である。

長野県

岐阜県

静岡県

愛知県 (名古屋市、名古屋港管理組合)

三重県



2 - 1 長野県

(1) 計画概要

都道府県名	認定時期	申請団体名	特区の分野	特区の名称	区域の範囲	特区の概要	今回申請される規制の特例措置	特例措置の番号
長野県	- 変更	長野県 長野市	産学連携分野	ものづくり研究開発促進特区	長野市 須坂市 上田市 小諸市 佐久市 松本市 塩尻市 岡谷市 諏訪市 茅野市 伊那市 駒ヶ根市及び 飯田市並びに 長野県 埴科郡 坂城町 小県郡 丸子町 北佐久郡御代田町、 南安曇郡豊科町、 諏訪郡下諏訪町、 富士見町及び 原村並びに 上伊那郡南箕輪村の 全域	世界的水準の「ナノテク」分野で優れた研究シーズを有する学術研究機関(信州大学工学部・繊維学部)の立地や高いレベルの超精密加工技術産業の集積など、産学官連携による高い研究開発ポテンシャルをもつ地域特性を活かし、外国人研究者の受入れ促進や産学連携共同研究等のための特例の導入により、「ナノテク」分野を中心とした新しい研究開発、研究成果の産業化を促進し、県内に「スマートデバイス・クラスター」を形成する。	・外国人 研究者受入れ促進 ・外国人の入国、在留申請の優先処理 ・国の試験研究施設の使用手続きの迅速化、使用の容易化 ・外国人 情報処理技術者受入れ促進 ・国有施設等の廉価使用の拡大による研究交流促進	501~503 504 704 705 507 813 814 815

(凡例)

「認定時期」

- 1 : 第1回第1弾認定(H15.4.21)    - 2 : 第1回第2弾認定(H15.5.23)    : 第2回認定(H15.8.29)

- 変更 : 特例措置追加に係る計画変更を認定(H15.11.28) \*アンダーラインで表示

(注)「特例措置の番号」: 詳細は参考資料「1. 特定事業一覧表」を参照

## (2) 計画の特徴

### <全体>

知的クラスター創生事業をベースにナノテクノロジーの集積形成がねらい

この計画は世界的水準の「ナノテクノロジー」分野で優れた研究シーズを有する学術研究機関（信州大学工学部・繊維学部）や高いレベルの超精密加工技術産業が集積するなど、産学官連携による高い研究開発ポテンシャルをもつ地域特性を活かし、特区認定により、「長野・上田地域知的クラスター創成事業」をベースに、「ナノテクノロジー」を核とした新しい研究開発、研究成果の産業化を促進し、県内に「スマートデバイス・クラスター」を形成することを狙っている。この計画は世界的な産業技術の中核圏域である名古屋圏の中核をなす愛知県、名古屋市において市内及び名古屋東部丘陵地域に立地する大学等研究機関を中心に「モノづくり」の技術とノウハウを活用しつつ新産業分野（環境、健康・医療・福祉、新産業技術、情報通信）を育成し、産業競争力の強化を図ることをねらいとしている。

- ・ 特区は産業活性化雇用創出推進室が担当してきたが15年4月から経営戦略局構造改革特区グループが設置され、県の構造改革特区窓口を担当している。スタッフは2名専任であり、各部署の構造改革特区担当者（兼務）と連携して取り組んでいる。
- ・ 第1次 特区提案は、長野県の提案は8件であったが、第2次特区提案では、県職員全員に対し知事名のメールを配信し、特区提案を積極的に行ってほしい旨の要請をしたこともあって、39件の提案を行うことができた。この時期以降、職員が構造改革特区を積極的に検討する下地が生まれた。
- ・ 長野県 は文部科学省の進める長野・上田 知的クラスター創生事業の指定を受けており、14～18年度の5年間で25億円の研究開発事業を実施する。整備費、信州大学の研究費・人件費が出る。
- ・ この関連で国の事業は年度末の支払いのため、県として4億円の無償貸付制度を設けている。
- ・ 知的クラスター創生協議会が15年2月から設置され、参加は300名を超えている。
- ・ 知的 クラスターの推進母体はテクノ財団が担っており、県職員から2名、長野市から1名、上田市から1名の職員が出向しており、産学官連携のコーディネーター的役割を担っている。
- ・ 当財団は昭和58年に基金50億円で設置され、平成12年から中小企業振興公社と一緒にしている。

### <ものづくり研究開発促進特区>

大学等研究機関の産学連携の促進がポイント

愛知県や名古屋市と同様にナノテクノロジー分野の育成に向けて、特区との関係

では大学等研究機関の産学連携を促進するための規制緩和が中心となっている。  
認定内容は同様に2分野に整理される。

- ・外国人 研究者の受入れ環境の向上
- ・国の試験研究施設の使用の容易化

#### 特区の対象地域はかなり広域

特区の対象地域は関係大学の所在する北信地域の長野・上田地域のみではなく、ナノテクノロジーに取り組む企業の所在地も考慮して中信、南信も含む21市町村を対象としたかなり広域な地域を設定している。

#### 大学は信州大学が中核機能を担う

計画の中核となる大学は信州大学の工学部(長野市)と繊維学部(上田市)である。

- ・工学部：カーボンナノチューブを中信に展開。熱伝導性、効率性に特徴があり、プラスチック・金属材料をコンポジットして高機能化する。溶液の中にカーボンナノを入れ電極を入れ、銅に突きささるように複合材として活用する。モーターの軸受け、パソコンの放熱板などの素材として実用化を検討する。
- ・繊維学部：機能性ナノ、LED高分子、フレキシブルな素子などを研究開発する。汎用性のある白黒で曲げの性質をもつ薄いディスプレイ開発などを進める。

### (3) 経済界への効果

#### 今後の直接的効果に期待

現在のところ、他の特区と同様に経済界への直接的効果は顕在化していない状況である。しかし、今後の経済界への効果としては海外人材の受入れ環境の向上による産学共同研究の促進、国の試験研究施設を活用した研究開発の促進などが想定される。

### (4) 特区認定後の対応と課題

#### 知的クラスター創生事業との一体的推進が中心

特区関係の特別な予算措置は講じていない。

長野県の「ものづくり研究開発促進特区」計画は主に知的クラスター創生事業との一体的推進がすることになると想定されるが問題は特区の規制緩和効果が産学官連携をどの程度促進するかが今後のポイントとなると考えられる。

#### 特区申請の継続

長野県は県内のNPO、企業、市町村に積極的に働きかけて今後も特区申請を積極的に進める計画にある。

中部経済連合会の進めるナノテクノロジー産業の集積促進への取り組みとの連携も重要

現在、中部経済連合会を中心として中部地域の次の育成産業としてナノテクノロジーの集積形成に取り組んでおり、こうした取り組みとの連携強化も今後期待したいところである。

(5) その他

その他の特区計画についてポイントを記すと次のようになる。

「満3歳になる年度当初から幼稚園に入園できる特区」により、県内23市町村において満2歳の幼児117名(H15.12月末現在)が既に入園している状況にある。「農業振興関係」の特区は、企業、民間事業者、NPO法人の農業参入を認めるほか、市民農園の開設者拡大や農家民宿の事業支援等の内容で10件が認定され、農業参入者としては、建設業者・漬物業者等の異業種からの参入が含まれている。「教育関係」の特区は、地域の特性に応じた学校教育の振興を図る上で、市町村費負担による教職員の配置を行い、学級編成の充実を拡大するものである。

1 県特区認定の概要（9件（うち共同申請7件））

特区の名称	対象範囲	構造改革特区の概要		担当課	認定日
満3歳になる年度当初から幼稚園に入園できる特区	長野市、上田市、飯田市、須坂市、小諸市、伊那市、駒ヶ根市、中野市、大町市、飯山市、千曲市、軽井沢町、望月町、浅科村、真田町、原村、辰野町、豊科町の全域（18市町村） 【変更申請】 松本市、岡谷市、佐久市、臼田町、白馬村（5市町村の拡大）	<p>幼児期は、人間形成の基礎が培われる極めて重要な時期であるが、少子化の進行により幼児の遊び相手が少ないことや、本県の幼稚園就園率が全国最低の中で就学前教育に恵まれない状況にあることから、満3歳児になる年度当初から幼稚園に入園できるようにする。</p> <p><b>幼稚園教育の普及を図り、幼児の社会性の涵養を促すとともに、働きながら子どもを幼稚園に通わせたいという保護者の要望に応え、男女共同参画社会の実現を図ります。</b></p>		総務部 文書学事課	4月21日  変更認定 8月29日
長野県農業大学校ガイダンス特区	県全域	県内農業大学校において、当校の <b>学生及び卒業生に対して無料職業紹介を実施します。</b>		農政部 農政課 農業技術課	5月23日
ものづくり研究開発促進特区	長野市、須坂市、坂城町、上田市、丸子町、小諸市、佐久市、御代田町、岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町、原村、松本市、塩尻市、豊科町、伊那市、駒ヶ根市、南箕輪村、飯田市 （21市町村の全域） 【長野市と共同申請】	<p>世界的水準の「ナノテクノロジー」分野で優れた研究シーズを有する学術研究機関（信州大学工学部・繊維学部）や高いレベルの超精密加工技術産業が集積するなど、産学官連携による高い研究開発ポテンシャルをもつ地域特性を活かし、外国人研究者の受入れ促進や産学連携共同研究等の推進により、「長野・上田地域知的クラスター創成事業」をベースに、「ナノテクノロジー」を核とした<b>新しい研究開発、研究成果の産業化を促進し、県内に「スマートデバイス・クラスター」を形成することで、地域経済の活性化を図ります。</b></p> <p>&lt;規制緩和項目の追加&gt; <b>外国人IT技術者の在留期間の延長 国有施設等の廉価使用の拡大</b></p>		商工部 産業振興課	8月29日  変更認定 11月28日
木曽福島町都市農村交流特区	木曽福島町の一地域	<p>農業・農村における高齢化の進展や担い手不足に伴い、農業生産活動の基盤であり、有限かつ貴重な資源である農地の遊休化が急速に進行しており、地域によっては、農業者などの担い手への利用集積だけの対応では、問題の解決が困難な事態が生じている。</p> <p><b>遊休農地の有効利用を図り、地域農業の振興、ひいてはコミュニティ・マネジメント形成の推進を図ります。</b></p>	<p>一定の区域に限定して、農業生産法人以外の法人による農業の参入を図ります。</p> <p>地方公共団体、農協以外の者へ市民農園の開設主体を拡大します。</p>	農政部 農政課 農村整備課	5月23日
大鹿村中山間地農業活性化特区	大鹿村				
梓川村地域活性化特区	梓川村				
売木村ふれあい交流農園特区	売木村				
青木村都市農村交流特区	青木村				
波田町都市農村交流特区	波田町				
県との共同申請 計6件					

## 2 県内市町村に係る特区認定状況

### ・ 教育関係（3市村）

市町村名	構造改革特区の名称	特区の概要	認定日
木曽郡大桑村	切磋琢磨とこまやか学習特区	地域の特性に応じた学校教育の振興を図る上で、市町村が教職員の給与を負担して常勤講師を任用し、 <b>学級編成の充実を拡大する</b> 特区	5月23日
長野市	小規模校いきいき教育特区		8月29日
南佐久郡南牧村	南牧こまやか教育特区		

### ・ 福祉関係（4町村）

市町村名	構造改革特区の名称	特区の概要	認定日
南佐久郡小海町	小海町福祉輸送特区	NPOによる高齢者や障害者に対する有償による福祉目的の輸送を可能とし、 <b>福祉移送サービスの普及を図る</b> 特区	5月23日
木曽郡大桑村 下高井郡木島平村	大桑村障害者地域ケア特区 木島平村デイサービス事業 バリアフリー特区	高齢者のデイサービスセンターで知的障害者及び障害児の皆さんの受入れができるようにして、 <b>在宅福祉サービスの向上を図る</b> 特区	
上水内郡三水村	三水村地域住民支援特区	知的障害者（児）による高齢者のデイサービスの利用を可能とし、また、安心安全な有償輸送サービスを提供し、 <b>自律支援と地域福祉の増進を図ります。</b>	8月29日

### ・ 農業振興関係（4市町）

市町村名	構造改革特区の名称	特区の概要	認定日
飯田市	南信州グリーンツーリズム特区	農家民宿の簡易な消防用設備の容認、農業の多様な担い手の確保、市民農園の開設により <b>農業振興を目指し、地域の経済活性化を図る、どぶろくの製造ができます。</b>	5月23日 変更認定 11月28日
佐久市	コスモス街道ふるさと農園特区	自然環境のなかで地域住民と交流しながら野菜や草花を栽培し、ふるさとに帰ったようにゆったりできる <b>市民農園を開設し、都市住民と地域との交流を促進し、地域活性化を図ります。</b>	8月29日
上高井郡小布施町	信州おぶせ緑のかけ橋特区	農業農村への理解を深め、都市消費者との交流を進めるため、農家民泊を推進し、 <b>民宿における消防設備の柔軟な対応を図ります。農地取得下限面積を50aから10aに地域の実情により設定できます。</b>	8月29日 変更認定 11月28日
北佐久郡立科町	都市農村交流空間創造特区	魅力ある農村空間を創造するため、 <b>市民農園を開設し、農業生産法人が農業体験のための民宿業を農業関連事業として行える</b> 特区	11月28日

## 3 今後の対応

今後も、本県にふさわしい構造改革特区の実現を図るため、各部局において長野県が提案した規制緩和項目や各県が提案した規制緩和項目を活用しながら、県内の様々なNPO、企業、市町村の皆様と検討、調整を進め、第4次の申請を行う予定ですのでよろしくお願ひします。

今後の計画申請 平成16年1月13日～26日

## 2 - 2 岐阜県

### ( 1 ) 計画概要

都道府 県名	認定時 期	申請団 体名	特区の 分野	特区の名 称	区域の 範囲	特区の概要	今回申請される規 制の特例措置	特例措置の 番号
岐阜県	- 1 - 変 更	岐阜県 八幡町 岩村町 富加町	I T 推 進分野	スイート バレー・ 情場形成 特区	岐阜市 各務原 市 大垣 市 関市 美濃市 八幡町 多治見 市 瑞浪 市 土岐 市 岩村 町及び富 加町の全 域	県南部地域の木曾三 川流域を中心とした 地域に、世界有数の 先端技術産業集積地 の形成を目指す「ス イートバレー構想」 において、 1) 高度な I T 関連 産業や優秀な人材の 一層の集積、 2) 地域情報化の推 進、を目指しており、 高度情報化社会にお ける付加価値の高い 情報やサービスの生 産現場「情場」の形 成を図る。	・ 国立大学教員等 の勤務時間内兼 業の容認 ・ 土地開発公社造 成地の賃貸の容 認 ・ 地方公共団体に よる電気通信事 業者への通信回 線の開放 ・ 外国人研究者受 入れ促進 ・ 外国人の入国、 在留申請の優先 処理 ・ <u>外国人高度 I T 技術者受入れ促 進</u> ・ 国有施設等の廉 価使用の拡大	202 403 404 501~503 504 <u>507</u> 813、815

( 凡例 )

「認定時期」

- 1 : 第 1 回第 1 弾認定 ( H15.4.21 )      - 2 : 第 1 回第 2 弾認定 ( H15.5.23 )      : 第 2 回認定 ( H15.8.29 )

- 変更 : 特例措置追加に係る計画変更を認定 ( H15.11.28 ) \*アンダーラインで表示

( 注 ) 「特例措置の番号」: 詳細は参考資料「1. 特定事業一覧表」を参照

### ( 2 ) 計画の特徴

< 全体 >

県の重点プロジェクトである「スイートバレー構想」の推進がねらい

岐阜県は県南部地域の木曾三川流域を中心とした地域に、世界有数の先端技術産業集積地の形成を目指す「スイートバレー構想」を推進してきており、特区計画はこの計画を一層推進するのがねらいである。

< スイートバレー・情場形成特区 >

I T 関連産業の集積に向けた特区の活用

岐阜県は I T 関連産業の集積地形成を目指し、ソフトピアジャパン、テクノプラザ、関テクノハイランド、美濃テクノパークなどの県産業団地の整備を進めてきた。

このため、県土地開発公社分譲地の長期リースを可能とする規制の特例を企業誘致インセンティブとして活用し、IT関連企業等の先端技術産業の集積を図っている。

- ・ 製造業が集中している各務原市に21世紀型モノづくり拠点として整備されたテクノプラザでは、一期分譲地はすでに完売し、今後二期分譲地を増やす計画。

#### ITの専門家の育成・確保に向けた特区の活用

岐阜県はIT関連産業の発展を支える優れた人材を養成するため、情報科学芸術大学院大学(H13～)、国際情報科学芸術アカデミー(H8～)、全国マルチメディア専門研修センター(H12～)などの整備を積極的に進めてきている。

優れた海外人材を活用するため、規制の特例により、外国人研究者やIT技術者について在留期間3年から5年への延長、在留資格審査の迅速化、外国人研究者の起業の容易化などを可能とした。

- ・ 外国人の研究者・技術者の育成、外国人研究者やIT技術者のビザの申請手続きが遅く1～3ヶ月かかってしまう、ベンチャー企業だとなかなか通してくれない。
- ・ ソフトピアジャパンのインキュベートルームでは、当初は入居者の6割が入れ替わっていたが、審査を厳しくして現在は1年で1割出て、1割入居する好循環になった。審査を甘くすると入居はするが、すぐ出ていってしまう。入った人を支援することが重要。

#### 研究開発・産学官連携の促進に向けて特区を活用

岐阜県はIT関連産業の集積に向けてギフ・ロボット・プロジェクト21、ソフトピアジャパン共同研究などの事業により、産学官による研究開発・商品化を推進してきている。

産学官研究開発の一層の促進を図るため、規制の特例により、岐阜大学で役員兼業を行う教員が時間内兼業を行うことや、岐阜大学が保有する高度な測定機器等を広く民間企業等へ廉価で貸し出すことを可能とした。

- ・ 岐阜大のラボ機器の貸出し:(体のスキャン)空いている時間に企業に貸し出す。

#### 高速通信環境の整備に向けて特区を活用

岐阜県は岐阜情報スーパーハイウェイ(H15 稼働)、ビジネスサポートネットワーク(H13)、VRTCネット(H14)などの高速通信環境を整備し、その活用を進めている。

特区においては、岐阜情報スーパーハイウェイを活用して無線による地域イントラネットを構築するための事業を推進するため、市町村(八幡町、富加町、岩村町)が通信事業者となって、家庭までつながる無線によるブロードバンド網を構



築する際の手続緩和（許可 届出）を、規制の特例により可能とした。

- ・ 岩村町では、15年10月より町内の一部でユビキタス環境を実現。段階的に町内全域に広げていく。

#### 具体的目標値の設定

計画では参考として特区の効果を具体的に数値で示していることも名古屋市と同様に特徴である。具体的目標として次の3つの項目が上げられている。

- ・ ソフトピアジャパンへの5,000人のIT技術者の集積（H14末現在 1,700人）
- ・ テクノプラザへの2,000人のIT技術者の集積（H14末現在 500人）
- ・ テクノプラザを中心としたロボット産業の育成（モノづくりとITの融合）  
（H12工業統計：既存製造業約1,400社）

#### （3）経済界への効果

##### 今後期待される直接的効果

現在のところ、経済界への直接的効果は顕在化していない状況である。

今後期待される経済界への効果は新規立地用地確保の容易化、国立大学教員等の人材活用の容易さを通じた産学共同研究の促進、国の試験研究施設を活用した研究開発の促進、などが想定される。

#### （4）特区認定後の対応と課題

##### 既往計画の確実な実現がポイント

特区に関係した予算措置は特別講じていない。

「スイートバレー構想」に関しては既に重点プロジェクトとして位置付け、積極的な整備を進めてきている。したがって、この構想の計画通りの取り組みを着実に進めることが重要である。

##### 特区認定が「スイートバレー構想」の実現に貢献することを期待

岐阜県は「スイートバレー構想」に積極的に取り組んできている成果を活かし、具体的かつ多様な特区案件を提案し、認可を受けている。

こうした特区関連の取り組みが世界有数のIT関連産業の一大集積地形成に有効に結びついていくかが今後、注目される点である。

#### （5）その他

岐阜県では7年間に渡る情報関連業務戦略的アウトソーシング（115億円/ソフトウェア再開発約90億円、コンサルティング事業約25億円）により、情報産業の育成、産業の情報化を進めている。

スイーツバレー・情場形成特区の概要

特区名称 「スイーツバレー・情場形成特区」

区 域（11市町）

岐阜市（岐阜大学）、 各務原市（テクノプラザ）  
 大垣市（ソフトピアジャパン、IAMAS）  
 関市（関テクノハイランド）、 美濃市（美濃テクノパーク）  
 八幡町、富加町、岩村町（ユビキタス環境の構築）  
 多治見市、瑞浪市、土岐市（東濃研究学園都市）  
 （ ）内は区域内の拠点施設または特定事業

特区の概要 県南部地域の木曾三川流域を中心とした地域に、世界有数の先端技術産業集積地の形成を目指す「スイーツバレー構想」において、(1)高度なIT関連産業や優秀な人材の一層の集積、(2)地域情報化の推進、を目指しており、高度情報化社会における付加価値の高い情報やサービスの生産現場「情場」の形成を図る。

特区において実施しようとする事業

特区のねらい	施策の概要
IT関連産業の集積	産業団地の整備 ソフトピアジャパン(H8～) テクノプラザ(H10～) 関テクノハイランド(H15造成完了予定) 美濃テクノパーク(H4～) <hr/> <b>特例1：特例を使い、今まで分譲のみであった県土地開発公社分譲地の長期リースを始めました。企業進出に当たっての初期投資が低く押さえられるため、企業集積が一層進むことを期待しています。</b>
ITの専門家の育成・確保	人材養成 情報科学芸術大学院大学(H13～) 国際情報科学芸術アカデミー(H8～) ソフトピアジャパンビジネススクール(仮称)(H17開校予定) 東農世或ITタウン推進センター(仮称) 専門研修 全国マルチメディア専門研修センター(H12～) テクノプラザ、CAD/CAM研修等(H13～) <hr/> <b>特例2：特例を使い、外国人研究者及びIT技術者の受入れを促進します。在留期間が3年から5年に延長され、在留資格審査も迅速に行われるようになりました。外国人研究者は投資や経営などの企業活動が行い易くなりました。産学の交流及び優秀な人材の集積が進むことを期待しています。</b>

特区のねらい	施策の概要
起業家支援	<p>ワークショップ24(H14～)</p> <p>インキュベートルームの整備 ・ソフトピアジャパン・ドリームコア(H12～)</p> <p>・アネックステクノ2(H12～)</p> <p>戦略的アウトソーシングの推進(H13～)</p> <p>エンタープライズ岐阜体制の整備(H12～)</p>
研究開発 ・産学官連携	<p>県科学技術振興センターにおける総合調整</p> <p>ギフ・ロボット・プロジェクト21の推進</p> <p>ソフトピアジャパン共同研究事業の推進</p> <p>東濃研究学園都市構想の推進</p> <p>(核融合科学研究所、(株)超高温材料研究所、(株)日本無重量総合研究所等)</p> <p><b>特例3：特例により、現在は制限されている、国立大学教員による民間企業との時間内兼業を可能としました。大学が核となって、産学人材交流、研究成果の事業化・商品化が進むことを期待しています。</b></p> <p><b>特例4：特例により、国立大学の施設や高価な測定機器等の廉価使用許可条件を緩和しました。民間企業の積極的な利用により、産学人材交流、企業の研究開発が進むことを期待しています。</b></p>
高速通信環境の整備（地域情報化の推進）	<p>岐阜情報スーパーハイウェイの整備(H15稼働)</p> <p>ビジネスサポートネットワークの整備(H13)</p> <p>VRTCネットの整備(H14)</p> <p><b>特例5：特例により、通常より簡易な手続きで市町村が通信事業者となって、家庭までつながる無線ブロードバンド網を構築しました。民間通信事業者の参入が期待できない農村部において、「岐阜情報スーパーハイウェイ」を活用して、町民ひとり一人がどこでも高速通信を享受できるユビキタス環境を実現することにより、ゆとりと豊かさが実感できる地域づくりが図られることを期待しています。</b></p>
国際連携の推進	<p>グローバル・ヴィレッジ構想の推進 ～海外直結戦略～</p> <p>・岐阜県シリコンバレー駐在員事務所開設 (H14～)</p> <p><b>特例5：特例により、通常より簡易な手続きで市町村が通信事業者となって、家庭までつながる無線ブロードバンド網を構築しました。民間通信事業者の参入が期待できない農村部において、「岐阜情報スーパーハイウェイ」を活用して、町民ひとり一人がどこでも高速通信を享受できるユビキタス環境を実現することにより、ゆとりと豊かさが実感できる地域づくりが図られることを期待しています。</b></p>

規制の特例を活用して次のような社会的経済的効果を期待している

- (1) 高度なIT関連産業のスイートバレーへの集積が一層加速され、県内産業の競争力・成長力の向上による経済活性化、雇用の確保及び、法人税収等の増による県民福祉財源の充実が期待できる。

#### 情報産業の育成、産業の高度化

- ・ソフトピアジャパンへの 5,000人の I T 技術者の集積 (H14末現在 1,700人)
- ・テクノプラザへの 2,000人の I T 技術者の集積 (H14末現在 500人)
- ・テクノプラザを中心としたロボット産業の育成 (モノづくりと I T の融合)  
(H12工業統計: 既存製造業約1,400社)

#### 産業面、地域づくりにおける人的資源・研究環境の整備

- ・産学官連携の強化
- ・外国人研究者・技術者の招へい

### (2) 『すべての県民が I T により豊かな生活を実感できる社会』に近づくことが期待できる。

#### 産業面、地域づくりにおける情報インフラの整備

- ・岐阜県情報スーパーハイウェイを活用した地域イントラネットの整備

#### < 目指している社会の姿 >

##### 家庭

- ・ホームページで学校の様子が分かるとともに「学校だより」などを電子メールで見ることができる。
- ・インターネットで、県関係の各種電子申請や県税の電子申告等が行える。

##### 児童・学生

- ・県内すべての小・中・高校等にインターネット環境が整備され、児童・生徒らが自ら必要とする情報を収集・活用できる。
- ・国際ネットワーク大学コンソーシアムにより、県下 5 圏域をつなぐテレビ会議システムを使った共同授業を受講できる。

##### 企業・生産者

- ・情報化への投資により、経営の効率化、合理化 (生産管理、在庫管理)、販路拡大が進む。
- ・I T を農産物の生産や販売に活用して、企業的経営を行う農家が増える。

##### 高齢者・障害者

- ・高齢者宅が保健センターや病院とネットワークで結ばれ、離れた場所から安否の確認や健康状態のチェックなどをしてもらえる。
- ・障害者の方がマルチメディアを活用して在宅のまま就労できる。

## 2 - 3 静岡県

### ( 1 ) 計画概要

都道府 県名	認定時 期	申請団 体名	特区の 分野	特区の名 称	区域の 範囲	特区の概要	今回申請される規 制の特例措置	特例措置 の番号
静岡県	- 1	静岡県	国際物 流分野	国際港湾 交流特区	静岡市 の区域 の一部 ( 清水 港臨港 地区 )	清水港の先進の港湾システムを活かして、国際競争力を高める24時間フルオープン型の物流体制を実現させ、全国港湾の国際競争力の向上と地域経済の活性化を図る。	・臨時開庁手 数 料の軽減 ・税関の執務 時 間外における通 関体制の整備	701  702
	- 2	静岡県	産学連 携分野	先端健康 産業集積 特区	三島市 及び長 泉町の 全域	医薬品・医療用具製造事業所の集積や国立遺伝学研究所をはじめとする医薬、食品、バイオ関連研究機関の立地、県立静岡がんセンターの開院等の地域特性を活かして、世界レベルの高度医療を目指した「研究開発の促進と健康関連産業の振興・集積」を図り、県民の健康の増進と我が国経済の再生に貢献する。	・外国人研究 者 受入れ促進 ・外国人の入国、 在留申請の優先 処理	501~503  504

( 凡例 )

「認定時期」

- 1 : 第1回第1弾認定( H15.4.21 )      - 2 : 第1回第2弾認定( H15.5.23 )      : 第2回認定( H15.8.29 )

- 変更 : 特例措置追加に係る計画変更を認定( H15.11.28 ) \*アンダーラインで表示

( 注 ) 「特例措置の番号」: 詳細は参考資料「1. 特定事業一覧表」を参照

都道府 県名	認定時 期	申請団 体名	特区の 分野	特区の名 称	区域の 範囲	特区の概要	今回申請される規 制の特例措置	特例措置 の番号
		静岡県 浜松市 浜北市 天竜市 細江町 引佐町	産学連 携分野	光技術関 連産業集 積促進特 区	浜松市 天竜市 及び浜 北市並 びに細 江町及 び引佐 町の全 域	浜松地域における 光技術関連産業の 集積を図るため、 光・電子関連の研究 開発や人材の育成、 起業化・製品化を進 めているが、外国人 研究者の在留期間 の延長や入国審査 等の迅速化などの 特例により、研究開 発の計画的な推進 や外国人研究者が 安心して業務に専 念できる環境を整 えるとともに大学の 試験研究施設の 廉価使用の拡大な どの特例措置を適 用することにより、 関連産業の集積を 加速させ、地域の活 性化を図る。	・外国人研究 者 受入れ促進 ・外国人の入国、 在留申請の優先 処理 ・国の試験研 究 施設の使用手続 きの迅速化、使 用の容易化 ・国有施設等 の 廉価使用の拡大	501~503 504 704 705 813 815

(凡例)

「認定時期」

- 1 : 第1回第1弾認定(H15.4.21)    - 2 : 第1回第2弾認定(H15.5.23)    : 第2回認定(H15.8.29)

- 変更 : 特例措置追加に係る計画変更を認定(H15.11.28) \*アンダーラインで表示

(注)「特例措置の番号」: 詳細は参考資料「1.特定事業一覧表」を参照

## (2) 計画の特徴

<全体>

県内の産業集積の特徴を活かし、3つの特区計画を申請

静岡県の特区計画は県内の産業集積等に基づいて、清水港を中心とした「国際港湾交流特区」、三島市等の地域を対象とした健康関連産業の集積を目指す「先端健康産業集積特区」、浜松地域を対象とし知的クラスター創成事業や地域結集型共同研究事業をベースとした「光技術関連産業集積促進特区」の3つの特区計画から構成されている。

この計画は静岡県の目指す産業振興の方向、地域の課題、地域の特徴が十分に反映されている。

この計画は2次認定までの間において順次認定を得ており、計画を1つずつ詰めて認定申請を行ってきていることがうかがわれる。

3つの特区計画とも数値目標を設定

3つの計画ともに具体的な数値目標を想定している点も大きな特徴である。

#### <国際港湾交流特区>

清水港の国際競争力の向上と外資系企業誘致の促進を通じた地域経済の活性化がねらい

この計画は、清水港の先進的な港湾物流システムによる港湾の国際競争力向上及び外資系企業の誘致促進に伴う地域経済の活性化を目指すものである。

この特区計画は、中部地域では名古屋港、四日市港を対象とした特区への取り組みと同様のもものと位置付けられる。

- ・15m水深の埠頭整備、大型X線装置導入のハード整備などを実施している。
- ・定期航路として既存の北米2航路に加え、北米1航路及び中国航路の誘致を進めている。
- ・外資系企業に対してセミナー、清水港利用拡大のためのポートセールスの実施に加え、新規航路開拓のための港湾設備の利用料減免などを講じている。

具体的数値目標は次の通りである。

- ・県内発着貨物に対する清水港の輸出取扱いシェア（現在：50.4%） **65%**
- ・県内発着貨物に対する清水港の輸入取扱いシェア（現在：50.6%） **70%**
- ・静岡市内の外資系企業数（現在：39） **49**（H24年）

規制緩和は清水港を対象とした内容

規制緩和の内容は主に清水港を対象としたものであり、他の地域と同様に臨時開庁手数料の軽減（2分の1）及び税関の執務時間外における通関体制の整備（職員の常駐）による貿易の促進であり、清水港を利用する通関業者等に大きな効果が期待される。

#### <先端健康産業集積特区>

世界レベルの高度医療・技術開発の促進と健康関連産業の集積形成がねらい

この計画は県民ニーズに応える世界レベルの高度医療・技術開発を目指した研究開発の促進と健康関連産業の振興・集積がねらいである。

県は既に三島市、長泉町などの富士山麓地域における「県立静岡がんセンター」、「国立遺伝学研究所」などの研究機関、医薬メーカーの集積を活かした富士山麓先端健康産業集積（ファルマバレー）構想を推進してきており、この構想を推進するものとして特区の活用を位置付けている。

- ・長泉町の県立静岡がんセンターは14年9月にオープンし、外国人研究者の受

入れを予定している。

・中核的支援機関であるファルマバレーセンターは 15 年 4 月に設立している。

具体的数値目標は次の通りである。

- ・健康関連産業の特許出願件数（現状： 32 件 / 年）
  - ・先端的共同研究数（中間目標 [H18 年度]：10 件 / 年）
  - ・医療関連事業所数（現状： 50 事業所）
  - ・中小企業創造活動促進法事業計画の認定件数（現状： 3 件 / 年）
- } 現状等を  
を倍増  
(H22)

#### 特区の規制緩和は産学連携による研究開発の促進

規制緩和の内容は主に県立静岡がんセンター、国立遺伝学研究所を対象とした外国人研究者の受入れ促進（在留期間の延長等）、外国人の入国・在留諸申請優先処理である。

規制緩和の内容は他県と同様であり、ねらいはこれにより産学官連携による研究開発の一層の促進である。

#### < 光技術関連産業集積促進特区 >

光・電子 技術関連研究をベースに新規起業の促進と既存関連企業の技術高度化がねらい

この計画は光・電子技術関連研究を基にした研究者・技術者の集積、交流による新規起業の促進及び既存関連企業の技術力の高度化を目指したものである。

対象地域の浜松地域は全国有数の産業集積地域であり、静岡大学、浜松医科大学等の大学の存在、ヤマハ・浜 松ホトニクス・日星電気等を代表とする世界的企業の集積もみられ、産業振興の基盤が強固な地域であり、ポテンシャルの高い地域である。

加えて現在「地域結集型共同研究事業」や「知的クラスター創成事業」などの光・電子技術関連の大型の産学共同研究が進行中であり、国からの大型研究開発投資も期待できる状況にある。

具体的数値目標は次の通りである。

図表 2 - 2 - 3 - 1 目 標 値

	5 年後（累計）	10 年後（累計）
ベンチャー企業創出	30 社以上	50 社以上
光関連技術の特許化	50 件以上	100 件以上

#### 特区の規制緩和は産学連携による研究開発の促進

規制緩和の内容は と同様に産学官連携による研究開発の促進であり、具体的には在留許可期間の延長（3 年 5 年）等）による外国人研究者の受入れ促進、静



岡大学、浜松医科大学、その他地域関連企業を対象とした外国人の入国・在留諸申請優先処理、静岡大学、浜松医科大学を対象とした国の試験研究施設の使用手続きの迅速化、国の試験研究施設の使用の容易化、国有施設等の廉価使用の拡大である。

### (3) 経済界への効果

#### 物流業者への直接効果

清水港の「臨時開庁手数料」が1/2になったことにより物流業者には直接的な利点がある。

今後、産学共同研究の活発化、ベンチャー企業創出などが期待できる。

### (4) 特区認定後の対応と課題

#### 県の対応

「国際港湾交流特区」については、清水港における15m水深の埠頭整備、スーパーガントリークレーン設置のハード整備とともに、港湾施設利用料の減免、積極的なポートセールスの展開を行っている。

「先端健康産業集積特区」は、「富士山麓先端健康産業集積構想（ファルマバレー構想）」を推進するための特区計画であり、ファルマバレーセンターの設置や静岡がんセンター研究所整備事業の推進、理工系大学との連携等により、構想推進を図っている。

「光技術関連産業集積促進特区」については、光技術育成推進事業や知的クラスター推進事業等により事業推進を図るとともに、静岡TLOやらまいかへの支援を図り、技術移転の促進に努めている。

#### 県の今後の取組

県は、今後も、地域のニーズを把握し、市町村とも連携しながら、地域の活性化につながる新たな規制緩和を盛り込んだ特区の掘り起こしに取り組んでいく。

#### 注目される目標の達成

国からの要請もあり、静岡県は3つの特区計画のそれぞれについて具体的数値目標を設定している。

今日、特区の具体的効果と数値目標との関係を明確にすることはやや困難であったが、設定した今後の目標の達成が課題といえる。

## 国際港湾交流特区

### 目的

清水港の先進的な港湾物流システムによる港湾の国際競争力向上  
及び外資系企業の誘致促進に伴う**地域経済の活性化**

### 目標 (H22年)

- ・ 県内発着貨物に対する清水港の輸出取扱シェア（現在：50.4%） → **65%**
- ・ 県内発着貨物に対する清水港の輸入取扱シェア（現在：50.6%） → **70%**
- ・ 静岡市内の外資系企業数（現在：39） → **49**（H24年）

### 地域特性

静岡市の区域の一部（清水港臨港地区）

#### 【立地優位性】

- ・ 太平洋国土軸上に位置し、東西と南北に繋がる幹線ネットワークの結節点

#### 【産業集積】

- ・ 背後圏となる県西部地域には、自動車、自動二輪車、楽器、一般機械等の輸出関連企業や半導体など先端技術産業が集積（静岡県は製造品出荷額は全国第4位）

#### 【先進の港湾システム】

- ・ 全国に先駆けて約20年前から夜間の荷役体制を確立し、24時間の荷役サービスを実施
- ・ 水深15mの岸壁と18列対応のクレーン3基を備えた外貨バースを平成15年6月に共用開始
- ・ 「清水港VANシステム」として、コンテナ搬出入にかかる手配情報を電子化
- ・ ノンストップゲートシステムの実証実験の実施（早ければ平成15年にも実用化）

#### 【外資系企業の進出】

- ・ 県内には工場、研究所、配送センター、営業所等170を超える外資系企業が立地

### 事業計画

- ・ 清水港整備事業（国際海上コンテナターミナルの整備）
- ・ 情報プラットフォームの構築
- ・ 清水FAZ輸入商顔会
- ・ 外資系企業誘致強化事業
- ・ 清水港ポートセミナー ほか

### 特区（規制の特例措置）

- 臨時開庁手数料の軽減（2分の1）及び税関の執務時間外における通関体制の整備（職員の常駐）による貿易の促進 → 清水港を利用する通関業者等

### 効果

海上物流機能の向上や輸出入の促進等により、  
製造業、物流関連業務、商業など広範な分野で**地域経済が発展**

太平洋国土軸を通じて首都圏や中京圏へと波及

## 先端健康産業集積特区

—富士山麓先端健康産業集積（ファルマバレー）構想の推進—

### 目的

県民ニーズに応える世界レベルの高度医療・技術開発を目指した

### 「研究開発の促進と健康関連産業の振興・集積」

### 達成目標

(H22年度)

- ・健康関連産業の特許出願件数（現状：32件／年）
- ・先端的共同研究数（中間目標[H18年度]：10件／年）
- ・医療関連事業所数（現状：50事業所）
- ・中小企業創造活動促進法事業計画の認定件数（現状：3件／年）

倍増

### 地域特性

三島市及び長泉町の全域

- ・認定区域を含むファルマバレー構想推進地域には、県下の医薬品・医療用具製造事業所の**約4割が集積**（本県の医薬品生産額は全国第2位、医療用具生産額は全国第3位）
- ・**国立遺伝学研究所や県立静岡がんセンター**のほか、医薬、食品、バイオ関連の研究機関が多数立地
- ・**首都圏との近接性**、富士山、駿河湾、温暖な気候、豊富な温泉等の**恵まれた自然環境**

### 事業計画

- ・構想を戦略的に推進するための中核的支援機関「**ファルマバレーセンター**」の設置
- ・県内の中核医療機関が参画する**産学ネットワーク**の構築による先進医療の普及促進
- ・がん医療に関する臨床支援研究及び大学やベンチャー企業との共同研究を推進する「**県立がんセンター研究所**」の整備
- ・アジア各国との**研究交流ネットワーク**の構築 ほか

### 特区（規制の特例措置）

- 外国人研究者の受入れ促進（在留期間の延長等）
- 外国人の入国・在留申請優先処理  
→ 県立静岡がんセンター、国立遺伝学研究所

### 効果

産・学・官の連携と協働で富士山麓に新しい先端健康産業を集積し、

### 県民の健康増進と我が国経済の再生に貢献

### 成果目標

- ・県民の健康寿命（65歳以上の平均自立期間）

全国第1位

## 光技術関連産業集積促進特区

**目的** 光・電子技術関連研究を基にした研究者・技術者の集積、交流による新規起業の促進及び既存関連企業の技術力の高度化 ⇒ 地域経済が活性化

**目標**

区分	期間	5年後（累計）	10年後（累計）
ベンチャー企業創出		30社以上	50社以上
光関連技術の特許化		50件以上	100件以上

**地域特性** 浜松市、浜北市、天竜市、細江町、引佐町 3市2町

**【産業・技術集積】**

- ・「やらまいか」精神に溢れた土地柄のもと、高度な基盤的技術の集積が図られており、世界的な企業を輩出
- ・「地域結集型共同研究事業」や「知的クラスター創成事業」などの光・電子技術関連の大型の産学共同研究が進行中

**【大学・研究機関の集積】**

- ・静岡大学（電子工学研究所・工学部・情報学部）及び浜松医科大学（医学部・光子医学研究センター）の2大学及び関連企業が立地し、光・電子技術関連の分野において最先端の研究活動を実施

**【活発な産学官連携、インキュベーション施設の集積】**

- ・財団法人浜松地域テクノポリス推進機構・静岡TLOやらまいかをはじめ、研究、技術開発及び技術移転推進機関等が数多く立地

事業計画	特区（規制の特例措置）
産学官連携による先端技術の研究開発と技術移転の促進 ・地域結集型共同研究事業 ・知的クラスター創成事業 ・地域新生コンソーシアム研究開発事業 新産業創出、地域産業高度化 ・各種インキュベーション施設 ・静岡TLOやらまいか	●外国人研究者の受入れ促進 （在留許可期間の延長（3年→5年）等） ●外国人の入国・在留申請優先処理 →静岡大学、浜松医科大学、その他地域関連企業 ●国の試験研究施設の使用手続きの迅速化 ●国の試験研究施設の使用の容易化 ●国有施設等の廉価使用の拡大 →静岡大学、浜松医科大学

**効果** 特許の多数取得や新技術・新製品の開発促進による光技術関連産業の集積  
 光・電子技術利用による！T、医療、生命工学、農業など周辺分野での新事業  
 新産業の創出

↓

**地域産業が活性化**

2 - 4 愛知県

( 1 ) 計画概要

都道府県名	認定時期	申請団体名	特区の分野	特区の名称	区域の範囲	特区の概要	今回申請される規制の特例措置	特例措置の番号
愛知県	- 2	愛知県	国際物流分野	中部臨空都市国際交流特区	常滑市の全域並びに名古屋市、春日井市及び小牧市並びに愛知県西春日井郡豊山町の区域の一部（名古屋空港）	中部国際空港近接部において、24時間空港の開港や製造業の集積地としての優位性を背景に、国際空港機能を活用した国際的な交流拠点の整備・集積を図るとともに、燃料電池等の新エネルギーの導入による環境負荷の少ないまちづくり・ものづくりの実現を目指す。	・臨時 開庁手数料の軽減 ・ 公有水面埋立地の用途変更等の柔軟化	701 1201
	- 2	愛知県豊橋市蒲郡市御津町田原町	国際物流分野 産学連携分野	国際自動車特区	豊橋市及び蒲郡市並びに愛知県宝飯郡御津町及び渥美郡田原町の全域	わが国の輸入自動車の約50%を占め、内外の主要自動車企業が集積する三河港地域において、自動車流通機能を高めると共に、自動車関連技術の研究開発を促進することにより、国際ビジネス拠点や産学連携の研究拠点等が複合する国際自動車産業都市の実現を目指す。	・外 国人研究者受入れ促進 ・ 外国人の入国、在留申請の優先処理 ・国の試験研究施設の使用手続きの迅速化、使用の容易化 ・国有施設等の廉価使用の拡大 ・自 動車の回送運行時における仮ナンバー表示の柔軟化	501～503 504 704 705 813 815 1204

( 凡例 )

「認定時期」

- 1 : 第1回第1弾認定( H15.4.21 )      - 2 : 第1回第2弾認定( H15.5.23 )      : 第2回認定( H15.8.29 )

- 変更 : 特例措置追加に係る計画変更を認定 ( H15.11.28 ) \*アンダーラインで表示

( 注 ) 「特例措置の番号」: 詳細は参考資料「1.特定事業一覧表」を参照

都道府県名	認定時期	申請団体名	特区の分野	特区の名称	区域の範囲	特区の概要	今回申請される規制の特例措置	特例措置の番号
愛知県		愛知県 名古屋市 瀬戸市 春日井市 豊田市 尾張市 長久手町	産学連携分野	あいち・なごやモノづくり研究開発特区	名古屋市、瀬戸市、春日井市、豊田市及び尾張旭市並びに愛知県愛知郡長久手町の全域	世界的な産業技術の中核圏域である名古屋圏の中核をなす愛知県において、名古屋市及び周辺に立地する大学及び研究機関を中心に、特例の導入により、優秀な外国人研究者の受入れ体制を整備し、併せて民間企業との産学連携を促進することにより、地域が持つ高度な「モノづくり」の技術とノウハウを活用して新産業分野(環境・健康・医療・福祉・新産業技術・情報通信)を創出・育成し、産業競争力の強化を図る。	・国立大学教員等の勤務時間内兼業の容認 ・外国人研究者受入れ促進 ・外国人の入国、在留申請の優先処理 ・外国人の永住許可弾力化 ・国の試験研究施設の使用手続きの迅速化、使用の容易化	202 501~503 504 505 704 705
愛知県	- 1	名古屋港管理組合	国際物流分野	名古屋港産業ハブ特区	名古屋港臨港地区	名古屋港における物流コスト低減、サービス向上を図るとともに、企業のサプライチェーンマネジメントを支援する港湾物流の新しい仕組みである「ロジスティクスハブの形成」や、中部地域産業の活性化に向けた臨海部基盤産業の新展開を支援する「基盤産業ハブの形成」により、地域経済のみならず、我が国経済の活性化を促進する。	・臨時開庁手数料の軽減 ・税関の執務時間外における通関体制の整備	701 702

(凡例)

「認定時期」

- 1 : 第1回第1弾認定(H15.4.21)      - 2 : 第1回第2弾認定(H15.5.23)      : 第2回認定(H15.8.29)

- 変更 : 特例措置追加に係る計画変更を認定(H15.11.28) \*アンダーラインで表示

(注)「特例措置の番号」: 詳細は参考資料「1.特定事業一覧表」を参照

## 【愛知県】

### (2) 計画の特徴

#### <全体>

県と関係自治体・機関との連携による調整のとれた計画づくりと計画申請

愛知県の産業振興に関係した特区計画は、県と名古屋市等の市町村、名古屋港管理組合との連携により、中部臨空都市国際交流特区、国際自動車特区、あいち・なごやモノづくり研究開発特区、名古屋港産業ハブ特区の4つである。ただし、名古屋港産業ハブ特区の計画申請主体は、従来から自主的かつ積極的に検討を重ねてきた実績のある名古屋港管理組合となっている。

これら4つの計画については県と市町村等とが連携・協働して計画づくりを進めてきている。

県は全ての計画に係り、企画・調整などの面で重要な役割を果たしている。全体として県の積極的対応が窺われ、国において特区計画が検討され始めた時に既に県庁内では特区に対応したシフトをつくりあげ対応してきている。

(注) 以下では、中部臨空都市国際交流特区、国際自動車特区の2つの計画は愛知県で、あいち・なごやモノづくり研究開発特区は名古屋市で、また名古屋港産業ハブ特区は名古屋港管理組合で各々ヒアリングを実施したので、これに基づき概要をまとめている。

#### <中部臨空都市国際交流特区>

中部国際空港の開港を契機とした国際交流特区の形成がねらい

中部国際空港の開港という国家的プロジェクトの推進を念頭においた計画であり、計画自体は夢があり、中部地域を牽引するビックプロジェクトである。

当面の特定事業は少ないが今後継続して申請予定

空港開港前であるので特定事業は少ないが、外資系企業等の企業誘致活動に効果があると想定される「公有水面埋立地の用途変更等の柔軟化」と国際空港の貿易能力の向上に繋がる「臨時手数料の軽減による貿易の促進事業」(開港前は名古屋空港が対象)とが認定されている。

さらに、当該事業が煮詰まれば特区認定を継続する予定になっており、16年度には「中部国際空港における税関職員の24時間常駐」、平成16年度以降には「特定供給事業での電力の小売りを認める」の特区申請を行う計画にある。

これと関連させて中期的には2005年の国際博覧会開催を契機に燃料電池等の新エネルギーの先進的導入による環境調型のまちづくりを目指している。

## < 国際自動車特区 >

### 三河湾における国際自動車コンプレックスの形成がねらい

国際自動車特区は、日本の中央に位置する交流・物流の拠点、日本一の自動車輸出入港、国際的・複合的な自動車産業クラスター、豊橋技術科学大学などの地域と結びつく研究開発拠点といった三河地域の優位性を活かして、将来の自動車産業を支える環境・地域密着型の新技術や自動車リサイクル関連技術の開発研究拠点を持つ総合的な総合的な国際自動車産業都市を構築することがねらいである。計画自体は地域の特徴が活かされており、中部地域を代表する計画である。学の拠点となる豊橋技術科学大学を計画に位置付けることにより、より厚みのある計画になりつつある。

### 当面の中心は流通機能の強化と研究開発機能の強化、今後継続して申請予定

流通機能の関係では船への自動車の積み卸し業務に関する「自動車の回送運航時における仮ナンバー表示の柔軟化」、研究開発機能の強化では「国の研究施設使用関係、外国研究者の受入れ関係」が認定されている。

さらに、流通機能の強化、ビジネス機能の強化、リサイクル・新エネルギーの導入などの分野で新たな特区申請が計画されている。

## ( 3 ) 経済界への効果

### 物流業者へのインパクトが既に顕在化

直接的効果としては名古屋空港の「臨時開庁手数料」が 1 / 2 になったことから、物流業者から評価を受けている。

## ( 4 ) 特区認定後の対応と課題

### 特別な予算措置は設けていないが関連の調査は実施する計画

特区関連の予算措置は特別設けていないが、燃料電池等の新エネルギー関係の広範な調査検討を計画している。

### 市町村の特区申請を推進

県はさらに市町村からの特区申請が拡大していくことを期待しており、県内市町村を集めて他県の市町村で特区認定を受けている先進地域から講師を招へいし、取り組み特区の説明会を積極的に開催している。

### 特区申請の継続化が重要

計画自体は幅広くグランドデザインも明確である。特区との関係では特区に関する事業の進捗をベースとした 16 年度以降の特区申請が継続的に行われていく



ことが重要であり、この点が今後の課題といえる。

そのためには、これまでと同様に県、市町村、大学、産業界の密接な連携体制の構築と中心となる機関・人材が重要である。

## 【名古屋市】

### (2) 計画の特徴

#### <全体>

県と一体となり名古屋市を含む広域地域で申請

名古屋市が進める研究開発拠点「なごやサイエンスパーク」のインセンティブ向上のため、「なごやモノづくり研究開発特区」の申請を検討していたが、県からの働きかけもあり、対象地域を広げ、県などと協働して計画を策定し、特区の認定を受けている。

#### <あいち・なごやモノづくり研究開発特区>

中部地域の特徴を活かした「モノづくり」の強化

この計画は世界的な産業技術の中核圏域である名古屋圏の中核をなす愛知県、名古屋市において市内及び名古屋東部丘陵地域に立地する大学等研究機関を中心に「モノづくり」の技術とノウハウを活用しつつ新産業分野（環境、健康・医療・福祉、新産業技術、情報通信）を育成し、産業競争力の強化を図ることをねらいとしている。

大学等研究機関の産学連携の促進がポイント

中部地域の「モノづくり」の技術とノウハウを活かした新産業分野の育成に向けて、特区との関係では大学等研究機関の産学連携を促進するための規制緩和が中心となっている。

認定内容は6項目であるが、おおよそ3分野に整理される。

- ・国立大学教員等の兼業規定の緩和
- ・外国人研究者の受入れ環境の向上
- ・国の試験研究施設の使用の容易化

具体的目標値の設定

計画では参考として特区の効果を具体的に数値で示していることも特徴である。具体的目標として次の3つの項目が上げられている。

図表 2 - 2 - 4 - 1 目 標 値

・大学・研究機関等発ベンチャー企業数

現在 17社

5年後 56社

・外国人研究者の受入れ数

平成14年度 1,240人

平成19年度 1,579人

・共同研究の実施件数

平成14年度 648件

平成19年度 860件

### (3) 経済界への効果

既にみられる特区計画を活かした実績づくり

内閣官房への報告では「在留資格付与件数」及び「優先処理件数」22件と報告しており、既に特区計画を活かした実績が出始めてきている状況である。

今後一層期待される直接的効果

今後さらに期待される経済界への効果としては、国立大学教員等の人材活用の容易さを通じた産学共同研究の促進、国の試験研究施設を活用した研究開発の促進などが一層活発化することが想定される。

全体としてこの分野は、具体的研究成果を獲得するまでに時間がかかること等から、短期間における経済界への波及効果を求めることが難しい分野であるが、やや長期の観点から経済界への直接的インパクトが今後より高まっていくことが期待される。

### (4) 特区認定後の対応と課題

なごやサイエンスパークにおいて良好な研究環境を整備

名古屋市としては特区の認定を受けて、その後の特区関連の予算措置は特別設ける計画はない。

しかし、特区を活用しつつ、「なごやサイエンスパーク」において良好な研究環境の整備を進めるなど、研究機関等の集積を促進する方向にある。

特区認定の関係から産学連携の促進効果の明確化も必要

この特区計画は新産業育成に向けて産学連携を促進し、具体的効果を上げることには大きなねらいがあるが、特区効果を産学連携の促進効果全体の中で具体的に把握することは難しい面があり、効果の目標値設定と関連して、今後特区効果をより詳細に把握していくかが注目される点である。

## 【名古屋港管理組合】

### (2) 計画の特徴

<全体>

従来からの取り組みを活かして特区申請に取り組む

名古屋港管理組合は地域産業の活性化に向けて、名古屋港を積極的に活用するという視点のもと検討を進めてきており、この関連で規制緩和の勉強を国の取り組み以前に開始している。

この成果を活かして特区の計画に取り組んでいるため、取り組みの具体的案件を

発掘するのは比較的容易であったと想定される。

計画づくりは愛知県と協働して進めており、愛知県の大きな今後の産業振興戦略とも調整がとられている。

#### <名古屋港産業ハブ特区>

名古屋港の戦略的な活用による中部地域ものづくり産業の持続的な発展の実現

この計画は国際的産業構造の再編の進展、アジア諸港の台頭による港湾間競争の激化を踏まえて、ものづくり産業の世界的な集積地である中部地域（＝産業ハブ地域）の産業活動と一体となり、日本経済を牽引する物流・産業 拠点港（産業ハブ港）として、中部地域の更なる発展に貢献することをねらったものである。

名古屋港の国際競争力の強化は中部地域のものづくり産業にとって重要なテーマであり、中部地域の特徴が出ている。

全国レベルで進む港湾の規制緩和

名古屋港だけではなく、我が国の主要国際港湾は国際競争力の相対的な低下が危惧されており、この関連で、全国レベルの規制緩和が急速に進展している。これらの規制緩和は名古屋港にも適用される予定であるが、主な項目は次のものである。

- ・検疫の24時間化
- ・水先料金の見直し
- ・特殊車両許可手続きの簡素化
- ・輸出入・港湾関連手続きの合理化

名古屋港は港湾の24時間・365日へ向けて規制緩和

名古屋港は当面港湾の24時間・365日へ向けて空港と同様に「臨時開庁手数料の軽減」、「税関の執務時間外における通関体制の整備」の規制緩和を申請し、認定されている。

#### (3) 経済界への効果

物流業者へのインパクトが既に顕在化

空港と同様に直接的効果としては名古屋港の「臨時開庁手数料」が1/2になったことから、物流業者から評価を受けている。

#### (4) 特区認定後の対応と課題

港湾関連の規制緩和を最大限活かすことが課題

港湾関係については、かなり広範囲に特定事業が認定されており、これを名古屋港の活性化に活用するのが重要である。例えば次のような特定事業の検討が考えられる。

- ・公共埠頭長期リース制度
- ・労働者派遣に関する規制緩和
- ・公有水面埋立法の規制緩和
- ・石油コンビナート等災害防止法に関する規制緩和
- ・ボイラー、高圧ガス等に関する規制緩和等

特区認定を活かしたビジネスチャンスの創造が重要

上記したように港湾の活性化のためには規制緩和を活用できる民間事業者等の具体的動きが不可欠であり、かつ早期に事業着手するものであることが必要である。

このため、名古屋港管理組合は立地企業等のヒアリングを強化し、規制緩和を活かした案件を発掘する作業を強化している。

この活動の成果が名古屋港の真の意味での活性化と結びついており、今後とも継続して特区申請を行えるかどうかポイントとなると考えられる。

このためには、名古屋港に立地する企業等が新しい取り組みを促進するよう企業単位の提案能力を高めることも必要となると考えられる。



### 三河港における国際自動車特区

三河港地域（豊橋市・蒲郡市・御津町・田原町）の優位性

日本の中央に位置する交通・物流の拠点 日本の中央に位置。名古屋港、東名高速道路、中部国際空港、第二東名高速道路に近接	日本一の自動車輸出入港 自動車貿易100万台を超える世界有数の自動車港 全国の約50%を占める自動車輸入港
国際的・複合的な自動車産業クラスター 国内：トヨタ自動車、スズキ、デンソー、アイシンAW等 海外：フォルクスワーゲン、ダイムラー・クライスラー、ゼットル、モーターズ、ピー・イー・ジー・インポート、テオ等	地場と結びつく研究開発拠点 ・豊橋技術科学大学・愛知工科大学 ・サイエンスクリエイト2.1計画

国際自動車コンプレックス計画

高橋プロジェクト | ビジネスネットワークプロジェクト | リサイクルプロジェクト | 研究開発プロジェクト

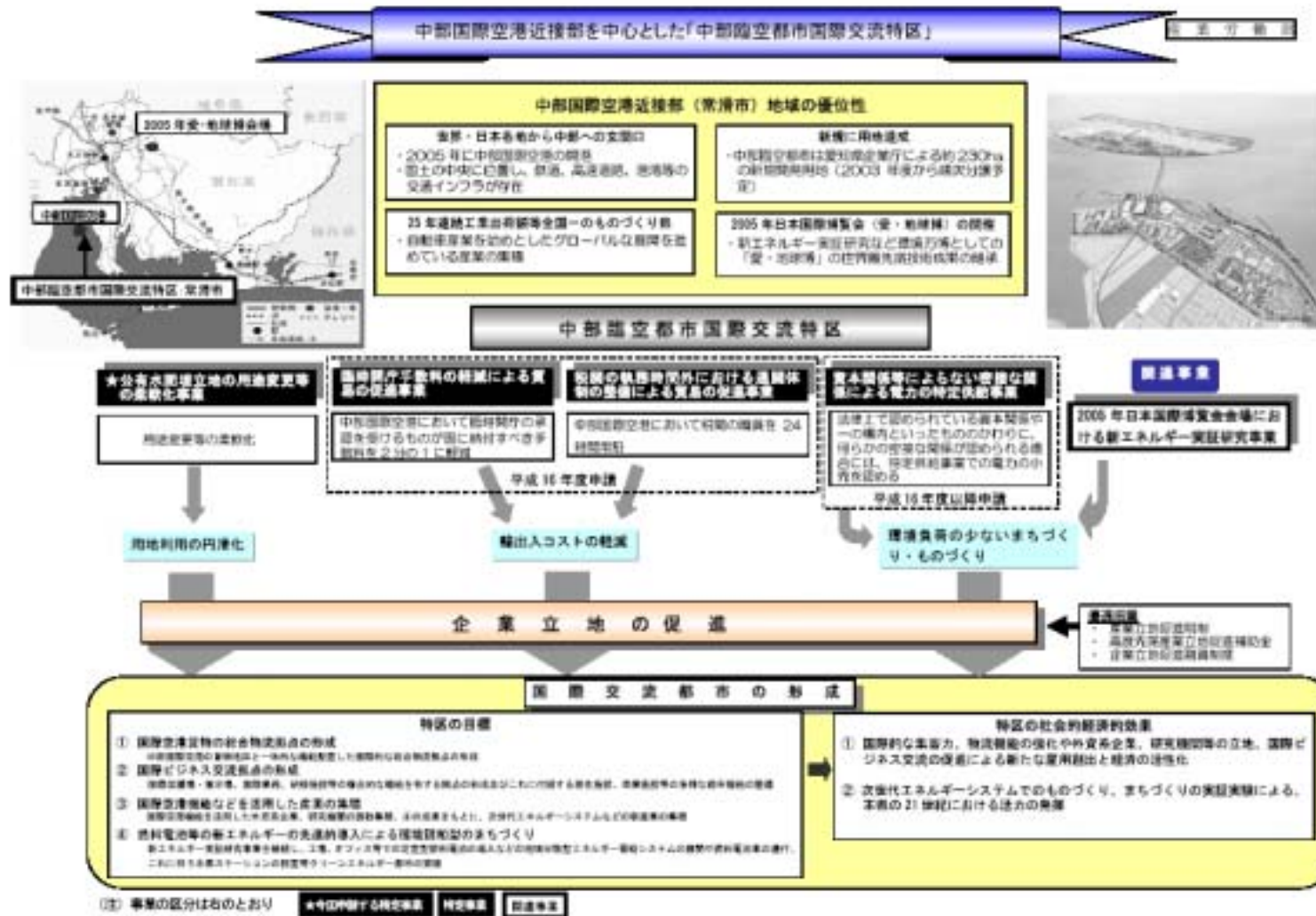


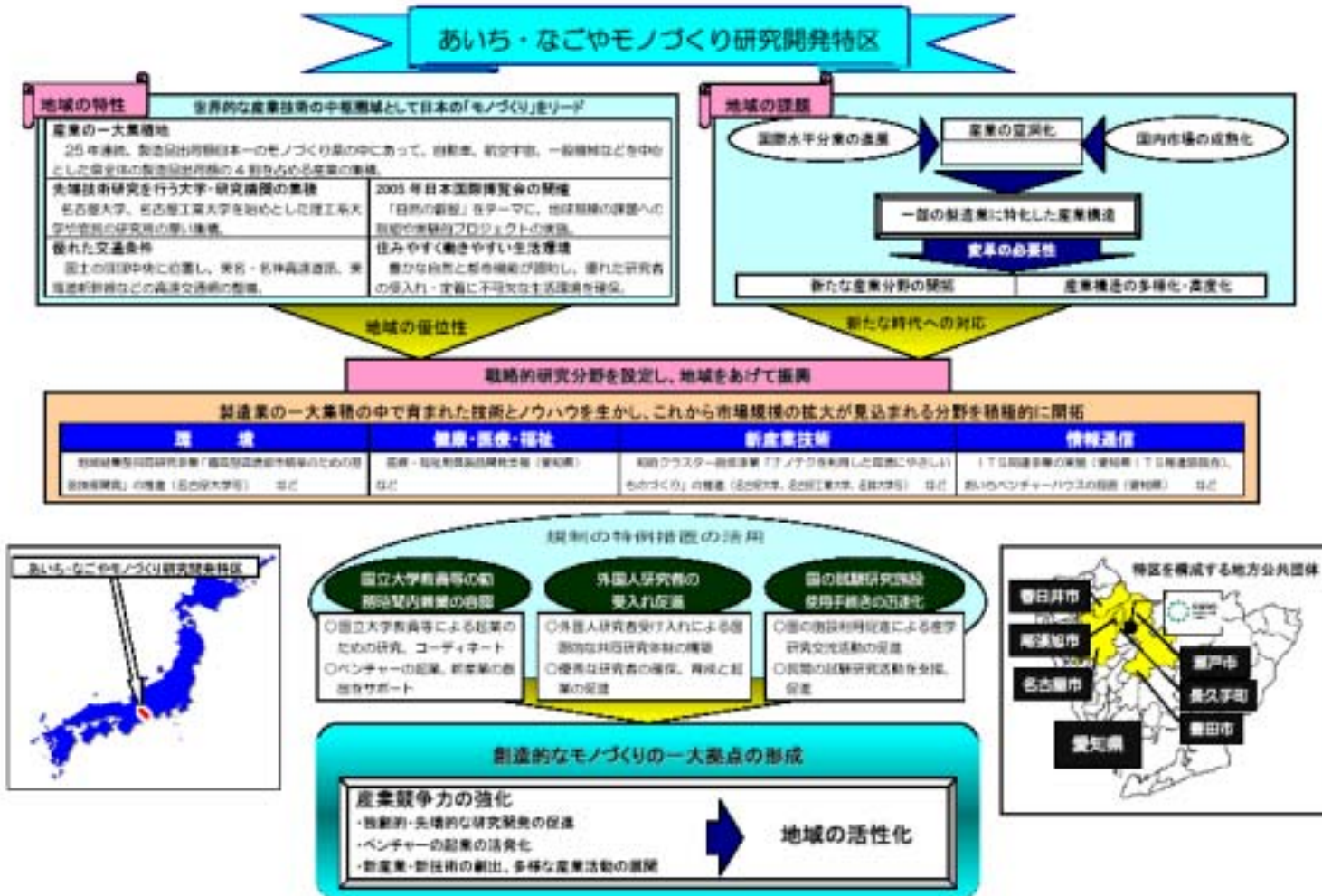
## 国際自動車特区

東アジアの経済発展に伴うわが国製造業の空間化に対応するため、内外の自動車関連産業の集積を活用し、新エネルギーやIT等の将来の自動車産業を支える環境・地域密着型の新技術や自動車リサイクル関連技術の研究開発拠点を有する総合的な国際自動車産業都市を構築し、海外の産業都市と連携し、東アジア自動車産業ベルトの中核としての役割を果たすことによりわが国製造業、経済の発展に資する。

交通機能(ハード)	交通機能(ソフト)	ビジネス	リサイクル・新エネルギー	研究開発・人材育成
自動車の運搬・流通機能の向上を図るため、港湾機能、高速道路、空路の一体的なネットワークの整備を図る。	自動車流通の迅速化・効率化を図るため、関連する規制の緩和を図る。	自動車の販売展示等の関連ビジネスや自動車をテーマとしたアミューズメント機能の整備を図る。	高水準の環境社会の形成を図るため、自動車リサイクル技術や新エネルギー・IT等の新技術の集積を図る。	自動車関連の新技術、環境・リサイクル、流通ビジネスに係る研究開発及び国際的な人材育成
豊橋神戸西埠頭 緑地(39.2ha)一帯活用機	☆自動車の運送運行時における仮ナンバー表示の柔軟化事業(1204)	豊橋神戸西埠頭(テストコース機能等)	公有水面埋立地の用途変更等の柔軟化事業(1205)	豊橋技術科学大学を核とした海外との学術交流事業の推進
豊橋神戸西埠頭用地の利用方法策定	運送運行許可期間の延長(全国規制緩和)	民間事業者等による即売保稅地域における一段の土地の所有又は管理事業(1203)	リサイクルポールの整備	研究開発 人材育成
特定地域運送効率化推進事業(1202)	車高規制の緩和(全国規制緩和) IT等の導入による交通基盤整備	2005年愛・地球博関連イベントの開催(燃料電池自動車等エコカーレース) カスタマーセンター・部品センター整備	高度利用認定制度対象商業施設拡大事業(1204) 共同リサイクルセンターの整備	☆国の試験研究施設の使用手続の容易化事業等(704, 705) ☆国営花袋等の確保使用の拡大による研究交流促進事業(813, 815) ☆外国人研究者受入促進事業(501, 502, 503) ☆外国人申請優先促進事業(504)
◆コンテナ輸送の効率化・拡大 ◆自動車運送の効率化・拡大	◆自動車運送の効率化 ◆高度な流通システムの整備	◆新たなビジネスモデルの提案 ◆自動車文化の情報発信	◆自動車リサイクル拠点の整備 ◆自動車関連技術の集積	◆産学官連携による高度な研究開発 ◆高度な人材の育成

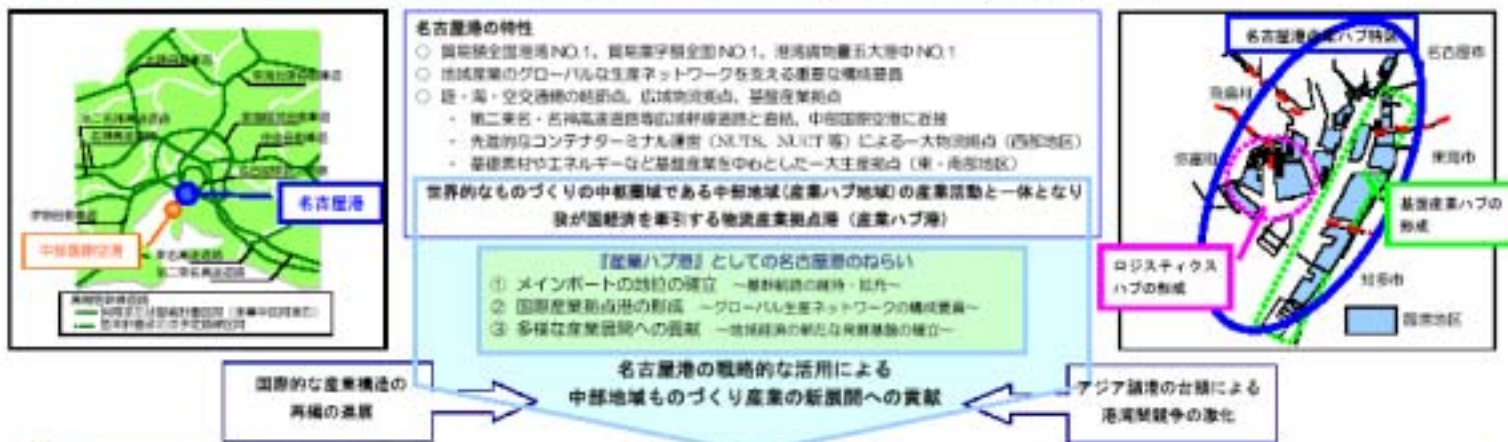






## 『名古屋港産業ハブ特区』計画

名古屋港産業ハブ特区計画は、名古屋港の戦略的な活用による、中部地域ものづくり産業の持続的な発展の促進を目的とするものである。その目的は、名古屋港全域における物流コスト削減、サービスの向上を図ることにも、企業のサプライチェーンマネジメントを促進する物流物流の刷新によりはなから「ロジスティクスハブの形成」や、中部地域産業の活性化に向けた製造業振興策の推進等を支援する「産業ハブの形成」により、地域経済のみならず、我が国経済の活性化も促進するものである。



### 特区計画の事業概要

ものづくりを物流の高度化と基盤産業の発展へと支えるため、名古屋港の活用とともに、名古屋港周辺地区を対象に以下の特定事業、関連事業などを実施する。

<p><b>（特定事業） 港湾の24時間・365日化へむけて</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 臨時通行手数料の軽減による貨物の定置事業</li> <li>○ 航路の航行時刻外における通関体制の整備による貨物の定置事業</li> </ul>	<p><b>名古屋港全体の物流機能高度化</b></p> <p>（全国実施の規制緩和）</p> <p>検閲の24時間化 / 水先料金の見直し / 本港検閲の見直し 特殊車両許可手続の簡素化 / 輸出入・港湾関連手続の改善化</p>
<p><b>機能展開1：ロジスティクスハブの形成（西部地域を中心に展開）</b></p> <p>【ステップ1】港湾物流革新モデルの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総合保税地域制度の活用によるコンテナターミナルと港湾物流拠地の機能的一体化</li> <li>・ 従来の企業単独と一体となったロジスティクスセンターの立地</li> </ul> <p>【ステップ2】臨海部グローバル生産拠点への展開</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 左記物流革新に加え、国際水平貿易体制に対応した加工組立機能を付加した産業拠点への展開</li> </ul> <p>（関連事業） 総合保税地域による一体化事業 （今後実施する予定の事業） 公営施設の長期リース制度 / 地権者承継に関する権利制限 / 公有財産等立退出引当金の権利制限など</p>	<p><b>機能展開2：基盤産業ハブの形成（東・南部地域を中心に展開）</b></p> <p>新しい臨海部基盤産業拠点への展開</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ものづくりを中心とした中部地域産業の発展を促進するため、名古屋港の空間や臨海部基盤産業の技術力、ノウハウを活用し、最新物流・リサイクルと新エネルギーを軸とした新事業展開の促進</li> </ul> <p>（今後実施する予定の事業） 石油コンビナート災害防止法に関する規制緩和 / 労働者派遣に関する規制緩和 ボイラー、高圧ガス等に関する規制緩和 / 再生利用認定制度に関する規制緩和など</p>
<p><b>経済的社会的効果</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 競争的な物流体系の構築（リードタイム短縮・サービス向上）により、自動車産業をはじめとする既存産業の国際競争力の強化</li> <li>○ 新エネルギー・リサイクルを軸とした臨海部基盤産業の発展により、中部地域産業の高度化の促進</li> <li>○ 貿易の促進による中部地域経済の活性化（製造輸出増の増加、稼働増加、雇用の拡大など）</li> </ul>	



## 2 - 5 三重県

### ( 1 ) 計画概要

都道府 県名	認定時 期	申請団 体名	特区の 分野	特区の名 称	区域の 範囲	特区の概要	今回申請される規 制の特例措置	特例措置 の番号
三重県	- 1	三重県 四日市市 四日市港 管理組合	産業活 性化分 野	技術集 積活用 型産業 再生特 区	四日市 市、川 越町及 び楠町 の全域	三重県北部臨海地域の石油精製・石油化学産業は大きな構造転換が求められているが、今まで蓄積してきた技術、人材、インフラ等の集積や近接する電気・電子・自動車産業などが存在する強みを活かし、高付加価値型や次世代産業への展開を加速し、国際競争力のある産業集積地としての再生を果たす。	・石油コンビナート施設のレイアウト規制の緩和 ・臨時開庁 手数料の軽減 ・税関の執 務時間外における通関体制の整備 ・家庭用燃料電池の一般用電気工作物への位置付け等	408 1120 701 702 1104 1106

( 凡例 )

「認定時期」

- 1 : 第 1 回第 1 弾認定 ( H15.4.21 )      - 2 : 第 1 回第 2 弾認定 ( H15.5.23 )      : 第 2 回認定 ( H15.8.29 )

- 変更 : 特例措置追加に係る計画変更を認定 ( H15.11.28 ) \*アンダーラインで表示)

( 注 ) 「特例措置の番号」: 詳細は参考資料「1.特定事業一覧表」を参照

### ( 2 ) 計画の特徴

< 全体 >

#### 産官協働による一体的取り組み

平成 13 年度から、産業界 14 社と行政 ( 三重県、四日市市、四日市港管理組合 ) が一体となり、四日市コンビナートの再生を果たすという共通目標のもと、「四日市市臨海部工業地帯再生プログラム検討会」が設置された。この中で、企業ニーズを踏まえつつ、課題の解決のために、それぞれが担うべき役割と方策について、詳細な検討と対応の蓄積を進めてきており、この活動が計画づくりのベースとなった。

三重県の特区の取り組みは、平成 14 年 7 月県庁内に、県、四日市市、同消防本部、四日市港管理組合、コンビナート企業 3 社の 16 名で構成する「特区推進プロジェクトグループ」( 11 月から地元銀行 3 行から 3 名が参加し、名称も「地域再生特区協働プロジェクトグループ」に変更 ) を設置し、産官協働により進めてきている点に特徴がある。

### < 技術集積活用型産業再生特区 >

#### 三重県北部臨海地域の石油精製・石油化学産業の構造転換の促進

三重県北部臨海地域の石油精製・石油化学産業は大きな構造転換を余儀なくされている状況にあり、特区はこうした企業の構造転換の促進をねらったものである。このため、特区の規制緩和では企業の投資を促す効果がある石油コンビナート施設のレイアウト規制の緩和を行っている。

#### 四日市港の競争力強化

四日市港は四日市コンビナートの石油精製・石油化学工業等の立地企業及び内陸部の自動車産業等の輸出入港ともなっており、地域の重要なインフラとなっており、特区は地域の港湾を活用する企業の競争力を高めることに結びつく港湾自体の競争力強化をねらったものである。

このため、特区の規制緩和では臨時開庁手数料の軽減、税関の執務時間外における通関体制の整備を行っている。

#### 臨海、内陸の連携による地域産業の活性化

三重県の特区計画の骨格は、従来型の基礎素材産業から高付加価値素材産業への脱皮、三重県北部に広がる先端産業集積との連携による新たな産業の展開にある。北部臨海地域の石油精製・石油化学産業の構造転換を進めるため、臨海部の今まで蓄積してきた技術、人材、インフラ等の集積や近接する内陸部の電気・電子・自動車産業などが存在する強みを活かし、高付加価値型や次世代産業への展開を加速し、国際競争力のある産業集積地としての再生を果たすことをねらったものである。

このため、新産業の集積に向けた研究開発拠点形成を進めることとし、当面は技術波及効果が高く、既存産業の研究・技術集積を活用できる燃料電池の取り組みを戦略的に進めることとし、特区の規制緩和では家庭用燃料電池の一般用電気工作物への位置付け等を講じている。

### (3) 経済界への効果

#### 特区の経済効果

特区実現による短期的な経済効果については、特区地域に立地する主な企業15社に行ったアンケート並びにヒアリングを参考として試算している。あくまで特区申請時点で投資の表明がなされた、あるいは考えられる将来の計画や構想を集計したものを中心にして取りまとめた限定的かつ当面の試算であり、今後の事態の進展に伴い、加速度的に規模が拡大していくことが予想される。

より長期的な試算については、新たな産業の2010年における市場規模などを踏まえ、現在の三重県が有する実力をベースとして、特区の実現を契機とした産業界、行政など各主体の最大限の取り組みにより到達可能な数値を、目指すべき政策目標として掲げている。

#### 具体的効果が既に顕在化

臨海部に立地する企業が設備投資を進めているなど、三重県の場合は他地域より早く効果が現れている。

(注) この点は次項の企業ヒアリング結果を参照されたい。

#### 図表2-2-5-1 特区の経済効果

##### 設備投資、研究開発投資額等

	投資総額 (億円)	経済波及 効果(億円)	雇用創出 効果(人)
設備投資、研究開発投資等の計画	700	300	1,800
〔参考〕更新投資額(年間)	150	200	1,200

##### 年間出荷増加額

	出荷総額 (億円)	経済波及 効果(億円)	雇用創出 効果(人)
出荷年間増加額	400	100	300

#### (4) 特区認定後の対応と課題

##### 予算措置を講じ特区の取り組みを継続

特区関係の予算措置を講じ、認定後も特区計画を実現するための積極的な取り組みを進めてきている。

(注) 主な取り組みを県資料から最後に参考として示す。

##### 研究開発機能の強化が重要

特区計画の推進のためにも新産業の創出に不可欠な地域の研究開発機能の強化が重要であり、これが三重県の大きな今後の検討課題となっている。

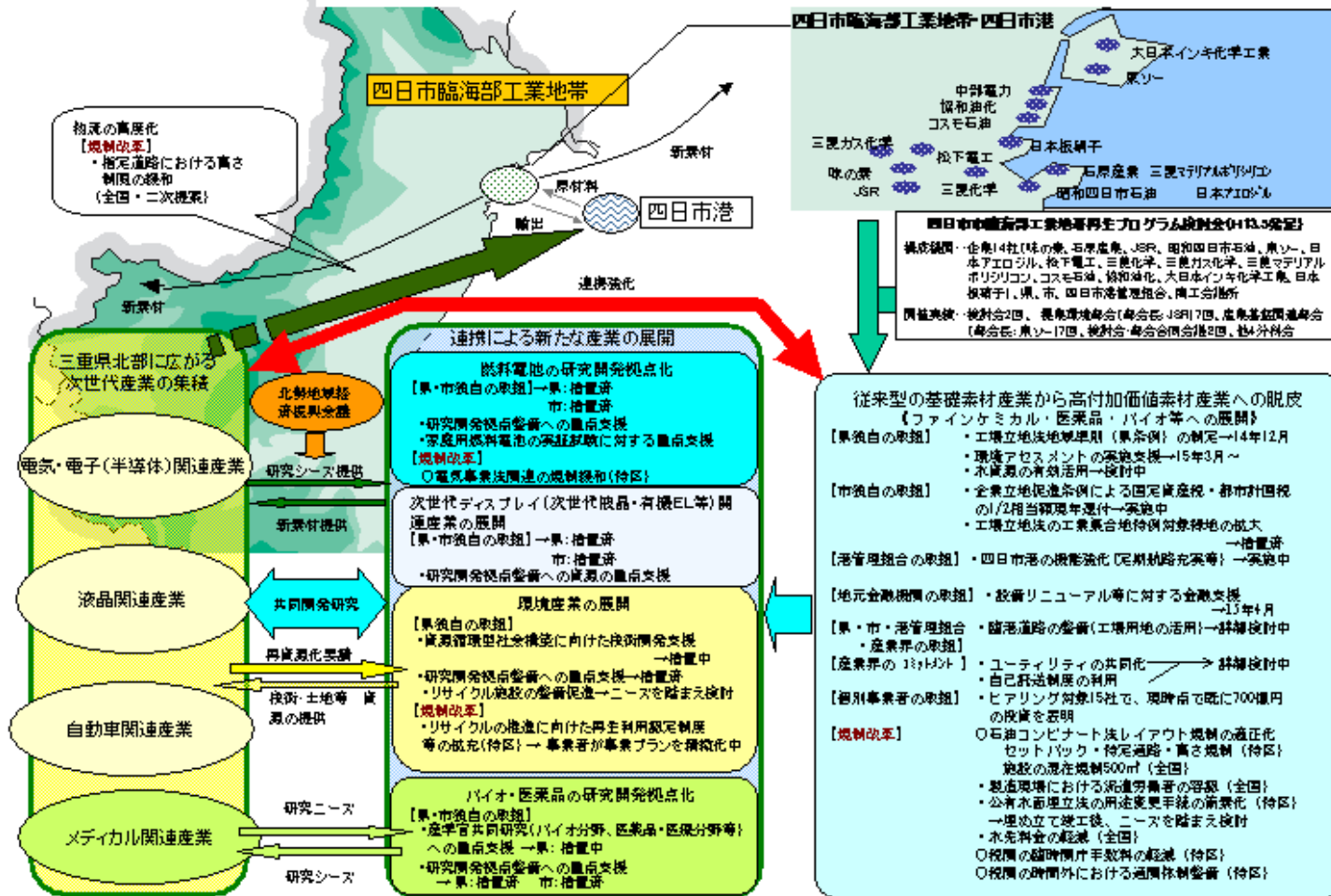
本年度から開始する家庭用燃料電池の実証試験もそのための取り組みと位置づけることができる。研究開発機能の強化に向けた具体的取り組みが今後如何に進展していくかが注目される。

##### 新たな特区申請の計画の実現

三重県は特区計画の具体化を念頭に置きつつ、県内の意欲ある市町村等が地域の

特性を活かした特区をつくっていけるよう、特区制度の主旨や意義について、積極的に情報提供や助言を行っており、具体的な提案に対してきめ細かな支援を行っている。

— 三重県技術集積活用型産業再生特区 —



## 第3章

# 特区計画と民間企業

---

### 第3章 特区計画と民間企業

三重県の四日市臨海部に立地する民間企業のヒアリング結果から、ポイントを整理すると、次のようになる。

- 1．特区計画の推進には地域の経済活動の主体となる企業の参加が不可欠
- 2．地方自治体と民間企業との連携が重要
- 3．地域の企業にとって費用対効果およびメリットを明らかにすることが必要

特区計画の概要等については申請主体である県等のヒアリング結果でおおよそ把握することができた。さらに、特区計画は地域の経済活動の主体となる企業にとってどのようなメリットがあるかを把握しておく必要があるため、四日市臨海部の立地企業にヒアリングを行った。

#### 1．ヒアリング対象企業

ヒアリングを実施した企業は、特区計画策定に参加した企業を中心に次の3企業である。

- (1)昭和四日市石油(株)
- (2)三菱化学(株)四日市事業所
- (3)石原産業(株)四日市工場

#### 2．企業経営という点から整理

当該企業は、今後の経営の側面から明らかにメリットがあるという観点から、特区計画の評価を位置付けている。

## ( 1 ) 昭和四日市石油(株)

### 昭和シェルの中核精油所

昭和四日市石油(株)は昭和シェル石油グループの中核製油所と位置付けられている。

(敷地面積 約150ha)

平成8年に中部電力(株)から用地をリースし、今世紀最後の大型投資とも言われた「重油分解センター」を約1千億円で建設している。この投資は四日市精油所の生き残り戦略であり、このプラントにより現在も厳しい競争に対応できている。

古い工場であり用地の余裕もなく、新しいプラント建設が難しい状況にある。

### 特区案件の最初の適用

現在、特例措置を用いた脱硫プラント建設を計画し、平成16年2月より着工予定。

このプラント建設の際、レイアウト規制の緩和の活用を計画し、三重県、四日市市と四日市市消防署と連携して検討しており、最終段階に入りつつある。

特区の規制緩和によりプラント建設を決定したというより、他の競合メーカーなどの動向を踏まえた会社の経営方針からプラント建設が決まり、それがたまたま時期が一致し、特区の規制緩和を活用したということである。

特区の規制緩和を活用することにより、数10%規模でコスト削減が可能であり、コスト削減効果はかなり高いものがある。

### 特区の取り組みは自治体の熱意が大切

特区案件の活用は、個別企業に直接関係するものであるものの、安全に係る特区案件を実際に活用する段階までもっていくには地方自治体が熱心でないと無理であり、この点で三重県、四日市市の貢献は大きいと企業はみている。

こうした今度の企業、行政とが協働した特区の取り組みは、四日市臨海部の石油化学コンビナート再生への突破口となっている。

### コンビナート内企業は個々で違うことに留意

コンビナート内企業は、環境問題にも積極的に取り組んでいるが、それぞれの廃棄物処理水準が違っており、こうした個別企業の違いにも留意して今後のコンビナート再生を進める必要がある。

### 燃料電池の研究はシェル本体

三重県の進める燃料電池関連の取り組みとの関係では、企業としては東京の有明で水素ステーションを設置し、試験を行っているが、当事業所は水素供給ということであれば対応可能である。なお、燃料電池、水素供給に関する研究は、本社で実施している。



## (2) 三菱化学(株)四日市事業所

### ファインケミカルへの指向を強める四日市事業所

四日市事業所はエチレンセンターを休止し、中部地域の産業集積を活した中規模の化成品、機能製品など付加価値の高い製品の生産に傾斜する方向にある。一方、他の生産拠点である鹿島(茨城県)、水島(岡山県)にある三菱化学(株)の工場は汎用樹脂の生産を担っており、事業所間で役割分担がなされている。(敷地面積 約200ha、うち約40haが未活用地)

三菱化学(株)四日市事業所は、今後も付加価値の高い製品開発を継続していく予定であり、今後、この関連の事業所の取り組みが特区の案件と結びつき、事業所の新しい展開に有効に機能することが期待される。

### 特区案件の適用も検討

特区の取り組みが1年前であれば、他のプラント建設において特区の規制緩和を活用できたと企業は判断しており、企業の投資計画とのタイミングも特区の案件を活用する上で重要である。

特区の取り組みは、企業のプラント建設等の投資が促進されるという意味でのトリガーの役割を担うのは無理であるり、要は会社の投資のタイミングと特区の適用とが合致するかどうかポイントであると企業はみている。。

経済効果という点では、企業は特区の案件を活用することにより、20~30%のコスト削減が可能であると推定しており、特区の取り組みは企業にもかなりの経済効果をもたらす。

現在、特区の案件を活用する計画があり、認定申請について検討している段階である。

### 自治体の意欲が企業にも好影響

自治体が熱心に特区計画に取り組む姿勢があるため、企業も頑張ろうという意識になり、一緒に取り組むことができた。

### 環境ビジネスへの参入も計画

新しい分野として、廃プラスチックの再生・リサイクルに取り組んでいる。環境ビジネスは、事業所の立地場所からみて十分に優位性があるとみており。今後は環境ビジネスへの展開も積極化すると予想される。なお、既に事務機器のリサイクル関係の別会社を設立し、事業を開始している。

### 燃料電池分野も期待

三重県の進める燃料電池関連の取り組みとの関係は、家庭用燃料電池を中心にその促進に期待しており、特に次の分野が関係している。

- ・ 素材、部 材の研究開発
- ・ 水素の供 給
- ・ 車に必ず 必要な二次電池の電解液生産の技術

#### 県への要望

研究開発への支援策も強化されたが、全体の5～10%程度であり、インパクトが少ない。

電池メーカーの立地を期待したい。また、研究所誘致も考えたい。

#### (3) 石原産業(株)四日市工場

##### 四日市工場は最大の拠点

戦前から四日臨海部に立地しており、従業員の中には3代石原産業に勤める人もあり、四日市市の老舗である。(敷地面積 約70ha)

鉱山開発から出発し、戦後農薬分野に進出し、現在では顔料などに使う酸化チタン事業が事業の中核である。酸化チタンでは、国内の約50%の生産能力を持っている。最近では、酸化チタンの機能性新用途開発、医薬、遺伝子試薬の分野へも参入している。

##### 計画している新投資は特区案件の適用外

現在、重油ボイラーを石炭ボイラーに変えるプロジェクトを進めており、約60億円の徐々に大きな投資である。これにより大幅なコスト削減効果が生まれるとしている。石炭ボイラーにより工場内電力を賄い、余剰電力は他事業地の電力使用に活用する予定である。ただし、この新規投資プロジェクトは特区の案件を活用できる事業ではない。

##### 新しい取り組みを開始

今後は、農薬の増産計画や酸化チタンの生産合理化を進める予定である。なお、既に酸化チタン製造時に発生する副産品を活用して環境商品開発を進めており、環境ビジネスへの参入も視野に入っている。

##### 燃料電池分野とは直接関係しない

三重県の進める燃料電池関連の取り組みとの関係は、今のところ直接関係しないとみている。

## 第 4 章

### 特区計画の現状評価と今後への期待

---

## 第4章 特区計画の現状評価と今後への期待

本章のまとめにあたって、内閣官房構造改革特区推進室と三重県知事として特区計画に  
一早く取り組み、現在「構造改革特区推進本部評価委員会」の委員を務める北川正恭早  
稲田大学大学院教授にヒアリングを行った。特区計画の現状評価と今後への期待を整理  
すると次のようになる。

### 1. 現状評価

第3回認定分まで(全国236件、中部48件)で都道府県、政令指定都市が中心として進  
める計画はおおよそ提案された。

市町村レベルの計画申請も増加している。

総合計画など既存計画に位置付けられた計画が多い。

### 2. 中部地域の特区計画について(今後への期待)

県等の産業振興計画と一体的に推進しつつ、地域の特色を出し、具体的成果を出す  
こと

広域的な取り組み

規制緩和措置の拡大

・医療分野、教育分野の株式会社化等の措置等改革の中身の拡大

・国および地方自治体の積極的な推進への取り組み(体制、予算措置等)

### 【構造改革特区推進室】

( )なお、以下のヒアリング結果は、当センターの責任においてまとめたものである。

### 1. 現状評価

当初に比べ予想以上の件数の提案と着実な成果

取り組み件数ベースで見ると、当初の予想を超えた取り組み件数であり、地域の関心  
も高いと判断される。

特区計画の分野では、当初かなり難しいとみられていた農業、医療、福祉、教育の分  
野における株式会社の参入についても、担当する各省庁の理解も高まってきている状  
況にある。

都道府県等の計画はほぼ山を越え、今後は市町村レベルの自治体の申請も拡大

1次、2次の計画承認が終わった段階では、都道府県、政令指定都市が中心となって  
進める計画は、おおよそ提案された。

今後は市町村レベルの計画申請が、より増加していくことが期待される。市町村も計  
画申請の方法等が判ってきたということもあり、増加する傾向がみられる。

市町村の計画では、構想自体は小さいものの目的が明確な、なるほどと納得する計画もあり、全国の各地域において特区計画の創造的取り組みの「芽生え」が出てきて感がある。

一方、民間企業の関心も高まってきており、今後、自治体との連携により、一層特区の取り組みが進展することが期待される。

総合計画など既存計画に位置付けられた計画が多い

認定計画の内容をみると、特区計画を契機に新たな取り組みを進めるケースもみられるが、総合計画の視点を背景とした既存計画に位置づけられた計画が多い傾向がみられる。

## 2. 中部地域の特区計画について（今後への期待）

県等の産業振興計画と一体的に推進しつつ、地域の特色を出し、具体的成果を出すこと  
知的クラスター創生事業、スーパー港湾などに依拠した計画が多く、中部5県の計画は類似性が高い。今後は、特区計画策定の背景となった県等の産業振興計画と一体的に推進しつつ、地域の特色を出し、具体的成果を出すことが重要である。

[長野県]

・全体として総合的な計画である。

[岐阜県]

・スイートバレー構想に基づき構想自体は特色がみられる。

[静岡県]

・県の地域特性に配慮した計画という印象を受ける。

[愛知県]

・「国際自動車特区」は、シーズをうまく地域に落とし込めることを期待したい。実現を期待したいプロジェクトである。全体としてかなり総合的な計画である。

[名古屋市]

・「ものづくり特区」は、ポテンシャルの大きさは理解できるが、これを今後、具体的にどのように活かすかがポイントである。

[名古屋港]

・非常に熱心であるという印象を受ける。

[三重県]

・発想力について評価できる。

広域的取り組み

中部国際空港の開港、2005年日本国際博覧会（愛知万博）の開催などのビッグプロジェクトが展開される中で、伊勢湾岸地域という観点から、愛知県、岐阜県、三重県などが連携した道路、港湾、物流などに関連した特区計画の取り組みも必要であり、

そうした取り組みの具体化も期待される。

#### 規制緩和措置の拡大

##### ・医療分野、教育分野の株式会社化等の措置等改革の中身の拡大

特区計画は、各自治体の独創的発想などもあり、計画は多様である。また、計画が承認された自治体は特区計画に基づき、既に取り組みを開始しており、着実な進展が期待される。しかし、自治体の提案のなかには、これまで認められなかったものもある。特に自治体からのニーズが高い医療分野、教育分野の株式会社化等の措置等については、当初、認められない状況にあったが、徐々に一定の条件のもとで認められつつある。今後は、こうした取り組みの積み重ねにより、特区の規制緩和措置の拡大により規制改革の中身がさらに拡大していくことが期待される。

##### ・国および地方自治体の積極的な推進への取り組み（体制、予算措置等）

出発したばかりの特区計画が今後、地域に定着し、具体的な成果を獲得していくためには、国および地方自治体の積極的な推進への取り組みが持続的に進められることが不可欠である。

国は「構造改革特別区域推進本部」による各自治体からの提案公募の継続と自治体の計画承認後の成果の評価と成果の公表、規制緩和措置の拡大などの取り組みの一層の充実・強化が期待される。

一方、県等の地方自治体は、計画承認地域は特区の措置を活かした具体的成果を早期に獲得するための取り組みを一層強化していくことが期待される。また、特区計画の円滑な推進のためには、必要に応じて組織等の体制整備、予算措置等を講じることも必要である。既に中部地域の中には、こうした対応を講じた自治体もみられる。さらに、特区計画を公募提案・計画申請していない市町村等の自治体においては、県等と連携し、積極的な取り組みを推進することが期待される。

なお、上記の内容は、次の北川正恭早稲田大学大学院教授とのヒアリングにおいても同様に指摘されている。

( )以下は、「構造改革特別区域推進本部評価委員会」の委員を務める北川教授とのヒアリング結果である。なお、同様のものが(財)中部産業活性化センター発行の『グローバル時代を考える』(シアック 2004.1 第5号)にも記載されているので、これも併せて参照されたい。

【北川正恭早稲田大学大学院教授】

生活のクオリティを真剣に考える時代 - 新しい価値創造へ -

新しい日本をつくる国民会議 代表  
早稲田大学大学院 教授 北川正恭氏

構造改革は規制される側の意見を聞くことが大切

「構造改革特区計画（以下、特区計画）」は国からの支援策が無い中で自治体から多くの提案がなされてきており、従来の補助金体質から脱していくという意味で高く評価できる計画である。

これまでの特区計画の動きを見てみると、各省庁の壁は依然厚いが、それを打破する方向で着実に進んできている。これからは特区計画に対する各自治体の取り組みがさらに次のバージョンへステップ・アップすることを期待したい。

自治体は補助金などを通じて国が地域をコントロールするという既存の関係をイコールパートナーの関係に抜本的に変え、平等の立場から強い意志で取り組むことが必要であり、そうでないかぎり本当の特区はできない。

規制の緩和の動きを大きな構造改革へと結びつけていくことは、「新しい価値を創る」ことに他ならない。サプライサイド（供給側）、行政（官僚側）からではなく、デマンドサイド（サービスを受ける側）から進めるべきである。規制する側である官からの規制緩和では抜本的改革ができない。規制の緩和ではなくて規制の撤廃が目指す方向である。官僚的発想の枠の中で規制緩和に取り組むかぎり大きな構造改革は期待できない。

この枠内で取り組みが進むかぎり規制を変えさせ、規制緩和に結びつけていくには自治体側にもものすごいエネルギーがいるのが実態であることを考えると、今後改革へのエネルギーが無くなっていくことが心配される。この現状を打破するためにも今から考え方を根本的に変革していくことが必要である。

民主主義を支えるインフラ整備が必要

全体として我が国は大きな構造改革に向けて人権・文化を基本に「民主主義を支えるインフラ整備」を目標に取り組むべきと考えている。この脈絡でこれまでお話しした特区計画、構造改革、行政改革を捉えて欲しい。

さらに、この関連では今後は特に次のキーワードが重要と考えている。

- ・マニフェストの構築と第三者機関による検証
- ・バリアフリー社会、男女平等・女性の社会参加
- ・人権・文化を重視した「生活のクオリティ」の重視
- ・組織第一から個人重視の社会へ

閉塞感の打破は枠組みの変革から

規制緩和が難しいとみられた医療・福祉、教育、農業などの分野でも少しずつ規制緩和がなされてきているが、これからもどんどん各地域が取り組み、一気に全国で実施することが基本である。仮に問題があるのであれば実施後、考えればよいというくらいの考え方に立って進まない現実の変化には結びつかない。

メガ・コンペティション、ユビキタス社会の到来などの大きな世界的潮流の中で、それに対応できる強いシステムを形成していくには、例外なく社会のあらゆる分野でイノベーションを進めるべきである。農業、医療などの分野も例外ではない。また、行政のアウトソーシングも積極的に進めるべきである。イノベーションの遅れた分野ほど規制改革への強い障壁をもっていることが如実に示している。

従来の規制する側からユーザー、国民、つまりバイ・ザ・ピープルの立場から捉え直したオープンな議論が不可欠である。これにより、ソフトマネジメントも含めあらゆる分野でのイノベーションを促進することが、「緊張感」を生み、今の社会の「閉塞感」を打破することに繋がると考えている。

三重県の特区計画はこれまでの産業界との連携が礎

三重県は四日市コンビナートの再生に向けて「技術集積活用型産業再生特区」を提案し、その熟度の高さを評価されたが、その取り組みは先に述べた考え方に立って進めてきた。

関係する民間企業、消防署、港湾組合、市、県などの関係機関が一緒になってグローバルな競争が激化する中で全国のコンビナートに打ち勝つことを目指した。四日市コンビナートの再生に向けての取り組みは、障害となる規制などについて特区計画の前から検討を重ねてきたことが熟度の高い計画づくりのベースとなっている。

民間企業を主体とした関係機関によるコンソーシアムづくりの成果ともいえる。これにより企業と行政とのよりフレンドリーな信頼関係の構築が可能となった。こうした関係機関の「素直に考える土壌づくり」が特区計画の計画づくりやシャープの液晶工場の立地にも結びついていると考えている。

「公共経営」を担う人材育成が必要

現在、早稲田大学の大学院で「公共経営学」を教えている。従来、我が国では公共政策という講座はあったが、公共経営学という講座はなかったのではないかと。まして、実際にマネジメントを行ってきた実務経験者が教えるということは無かったと思う。

授業に参加する学部生、院生は意識が高く、女性の参加も多い。また、自治体、中央官庁からはスタッフをまとめて派遣するので講座を増やして欲しいという声もある。

大学は今後リカレント教育を重視したカリキュラム編成を充実強化するべきであると考える。また、大学を含めた我が国の教育のあり方は、よりオープンにし、社会に対するアカウンタビリティ(説明責任)を強化すべきという感を強く持っている。(談)



## 第 5 章

# 今後の中部地域の特区計画の実現 に向けて

---

## 第5章 今後の中部地域の特区計画の実現に向けて

これまでの検討結果をもとに、今後の中部地域の特区計画の実現に向けた方策を整理すると次のようになる。

### 1. 認定後の自治体の取り組み

民間企業等との連携が鍵

積極的な情報公開による推進

### 2. 地域をあげての取り組み

自治体の首長のリーダーシップの発揮

計画実現のための自治体職員の意識や県民の意識の改革

### 3. 自己決定および自己責任の取り組みが必要

・具体的な構造改革の推進を通じて地方分権を実現

### 1. 認定後の地方自治体の取り組み

特区は、国から特定地域、特定事業の認定は受けるものの、従来型の国の地域指定を受けた事業とは異なり、補助金、税制、金融などの助成、国の事業機関による特定事業の実施などの優遇措置がない。

このため、認定を受けた自治体は規制の特例措置という優遇措置を十分に活かすべく知恵を絞る、また必要に応じて自治体独自の新たな支援策を講じるなどし、産業振興などの特区計画の実現に取り組んでいくことが必要である。

この場合、特に次の事項が重要と考えられる。

民間企業等との連携が鍵

特区計画では、計画承認後1年以内に特例措置に関連した事業に着手することが必要である。このため、産業振興関係では、特に事業を行う民間企業、大学等が1年以内という短期間に関係する事業を開始する必要がある。これを実現していくためには、計画申請準備段階から進めてきた民間企業、大学等と自治体との連携を一層強化し、既存産業の高度化、新産業の活性化や企業にとってのメリットを具体的にすることが大切である。そのためには日常的な情報交換を密にし、各主体が連携して取り組むことが求められ、この連携が十分機能するかどうかは計画実現の鍵となると考えられる。なお、中部地域においても、この点を重視した長野県、三重県等の取り組みが既にみられる。

積極的な情報公開による推進

民間企業等と自治体との緊密な連携のもとに特区計画を実現していくためには、特に特区計画に取り組む自治体の意識・行動を地域の企業、大学、住民等に十分に知らせること

が重要である。また、特区計画の推進と関連して、新しい支援策等を講じる自治体もあるが、これについても地域の各主体に十分に知らせ、特区計画を活用した産業振興への参加ニーズを高める必要がある。なお、本調査において実施したヒアリング結果などから、特区計画の推進により企業等と自治体との新しい強固な信頼関係が構築されつつある自治体もみられた。こうした点から、特区計画の実現には、従来以上に自治体による地域への積極的な情報公開の推進が必要である。

## 2．地域を上げての取り組み

特区計画の実現には、認定後の取り組みとともに、地域全体での取り組みが不可欠であり、この関連では次の点が特に重要と考えられる。

### 自治体の首長のリーダーシップの発揮

特区計画における自治体の取り組みをみると、中部地域を含めて独創性・特徴等のある特区計画を提案している全国の自治体は、地方自治体の首長が強力なリーダーシップを発揮している。特区計画に限らず今後の地域振興、地域産業政策には地方自治体の首長のリーダーシップの発揮が重要であり、特区計画の取り組みは、その試金石となると考えられる。このことから、特区計画認定後においても、自治体首長のリーダーシップのもとに、自治職員が地域の企業等と連携し持続的な取り組みを今後とも進める自治体が、特区計画により大きな成果を上げていくと予想される。

### 計画実現のための自治体職員の意識や県民の意識の改革

既述したように特区計画は、地域自らの知恵を駆使して自主的に取り組む計画という点に大きな特徴がある。これは同時に特区計画の取り組みにより、当該の地域に地域振興に関する多くのノウハウを蓄積できるか否かが、今後の地域の発展に大きく影響することを示唆している。このためには、国の示す計画等に対応していくことが適正としていた地域の体質を大きく変化させること、つまり自治体職員や県民の意識をも改革していくことが必要であることを示している。

## 3．自己決定および自己責任の取り組みが必要

上記の点と関連して特区計画の取り組みは、自治体職員や県民の意識を改革しつつ、地域振興において地域自ら自己決定し、リスクを採り、そして自己責任において物事を進めていくことに他ならない。

### ・具体的な構造改革の推進を通じて地方分権を実現

つまり、特区計画の推進は、特区計画それ自体で終わるものではなく、地域における具体的な構造改革の推進に結びつき、地域の自己決定と自己責任を基本とする地方分権の実現へと繋がる画期的な取り組みでもであると位置づけられる。

## 参 考 資 料

---

参考資料 1 . 各県等からの提供資料 -----	67
[ 長野県 ] .....	68
[ 岐阜県 ] .....	79
[ 愛知県 ] .....	87
愛知県 .....	88
名古屋市 .....	92
名古屋港管理組合 .....	94
[ 三重県 ] .....	100
三重県 .....	101
四日市港管理組合 .....	109
参考資料 2 . 中部 5 県の第 1 回 ~ 第 3 回認定特区の概要 -----	113
[ 長野県 ] .....	114
[ 岐阜県 ] .....	127
[ 静岡県 ] .....	135
[ 愛知県 ] .....	137
[ 三重県 ] .....	141
参考資料 3 . 特定事業一覧-----	143

参考資料 1 . 各県等からの提供資料

## [ 長野県 ]

## 長野県からの「構造改革特区の提案」(第4次)及び「全国規模規制改革要望」について

長野県から「秋の規制改革集中受付月間」に内閣官房構造改革特区推進室へ提出したアイデアは、次の24件です。

構造改革特区の提案	4件
全国規模規制改革要望	20件

県としましては、これらのアイデアの実施を目指し、県内のNPQ、民間団体、市町村等と連携して本県にふさわしい構造改革に関わる事業が実現できるよう、具体化してまいります。

### 1 分野別

#### 1) 構造改革特区の提案

##### 補助金関連

##### 【補助金適正化法開放特区】

経済情勢や社会情勢の変化の中、特に今後の市町村合併に伴う行政のスリム化を目指すとき、国庫補助事業で整備した施設・設備を有効に活用するため、地方公共団体がその将来利用方法を検討し、地方議会においてその活用の方法を検討、議決された場合は、補助金適正化法第22条を適用せず、国庫補助を返還しないで、補助目的以外の利用、又は、民間事業者やNPOなどへの貸付け、譲渡を可能とする。

また、三位一体の改革により補助金の削減がされる中、補助金を少しでも地方が使いやすくするため、地方の自律を目指し、地方の裁量で効率的な補助事業の執行ができるよう変更認可、変更事業許可の手続きを廃止し、状況報告の届出のみとする。

##### NPO関連

##### 【低利用の職員宿舎を活用したNPOの活動拠点整備特区】

現在、遊休資産となっている職員宿舎を現況の空家状態のままでは、荒廃が進むばかりで、入居の見込みが立たないため修繕も困難な状況である。そこで、現有のまま、活動拠点の確保が困難なNPOへ施設を使用してもらい、利活用を図るため、NPOとの随意契約を可能とする。

##### 農業関連

##### 【一般法人の農業経営支援特区】(再提案)

農林水産省関係の経営構造整備等を行うことを目的とした補助事業においては、農業団体や農業生産法人等だけが補助事業主体とされているので、構造改革特区において認められている農業生産法人以外の法人の農業参入及び特定農地貸付による市民農園の開設主体の拡大を推進するため、一般法人も補助事業主体に含める。

## 【農業参入する一般法人等への農業制度資金貸付特区】(再提案)

構造改革特区において認められている農業生産法人以外の法人の農業参入及び特定農地貸付による市民農園の開設主体の拡大を推進するため、農業制度資金の貸付対象を農業に参入する一般法人にも拡大する。

## 2) 全国規模規制改革要望

### 福祉関連

#### 【知的障害者デイサービスの対象年令の引き下げ】

現在、養護学校高等部等へ通学していない者は、デイサービスを利用できないので、より多くの日中活動の場を確保するサービス提供を行うことができるように、現行18歳以上を対象としている知的障害者デイサービスを15歳まで引き下げる。

#### 【知的障害者生活支援ワーカーの支援対象者拡大】

知的障害者生活支援ワーカーの支援対象者は知的障害者に限定されているが、身体・精神障害者も支援対象とする。

### 商工関連

#### 【貸金業の規制等に関する法律の登録事務等に関する事務移管等】

貸金業の規制等に関する法律第3条以下の規定により貸金業登録事務及び指導監督業務のうち、複数の都道府県に営業所がある場合は国の、それ以外は都道府県知事の登録を受けることとなっているが、国所管、他県所管の業者の利用者がいる場合、都道府県はその監督を行うことはできず、また、条例等による規制もできません。広域化という点から、国による一元化を行う。

#### 【商工会議所法・商工会法における商工団体の合併規定の未整備について】

商工会議所及び商工会において、商工団体の合併規定は、商工会法にはありますが、商工会議所法においては規定がなく、商工会議所同士の統合に支障をきたしています。また、設置法が異なることから商工会議所と商工会同士の合併に対しても規定がなく、地域経済の広域化、多様化する事業者ニーズへの対応が困難になっています。よって、商工会議所法における合併規定の創設、商工会議所法及び商工会法における商工会議所と商工会の合併規定の創設を行う。

#### 【市町村合併による中小企業等協同組合法定款記載事項変更に係る届出方法について】

市町村合併に伴い、中小企業等協同組合法で規定している定款記載事項を変更する場合の許可制度を逸脱しないと思慮される次の場合にあっては、定款変更の行政庁の認可制度は廃止し、届出制とする。

・市町村合併等に伴う組合事務所所在地の変更で、実質的な移転を伴わない単なる名称の変更である場合。

・市町村合併に伴う地区の変更で、合併後の行政区域に変更前の地区が包括された場合。

#### 【猟銃用火薬類の譲渡に関する特例の創設について】

猟銃の所有者の死去や疾病等により不要となった猟銃用火薬類の譲渡については、不要な猟銃用火薬類がなくなることによる、火薬類などの災害を防止し、公共安全の確保が図るため、猟銃用の火薬類販売店への譲渡を条件に無許可数量を定め、一定の数量以下であれば譲渡許可を不要とする。



**【電気事業法の規定に基づく植物の伐採許可に伴う損失補償の裁定申請について】**

電気事業法で、電線路に障害となる植物についての伐採許可は経済産業大臣が、伐採された植物の損失補償の裁定は都道府県知事となっており、損失を受けた相手方の確認に時間を要し、申請者への回答も遅れることになる。伐採された植物の損失補償の裁定事務は、伐採許可と一連の事務処理であり、窓口の一本化と事務処理を合理化するため、裁定申請先及び裁定を行う者を都道府県知事から経済産業大臣へ変更する。

**【職業能力開発短期大学校卒業生の大学への編入学受験資格の認定について】**

職業能力開発促進法に基づき設置されている職業能力開発短期大学校（本県の場合は、工科短期大学校が該当）の卒業生は、大学への編入学が認められていません。能力・意欲ある学生の進路選択の幅を広げるためにも、大学への編入学の受験資格を与えるようにする。

**【出入国管理規制の緩和】**

出入国管理法では、外国人 IT 技術者や外国人研究者の在留期間について、3年から5年以内とする特例措置が認められているが、技能実習生は、平成9年から3年という期間のままであり、相当年を経過している。現在の3年という期間で基礎から応用までの技能を身に付けることは、職種によっては困難なので、技能実習制度においても、外国人技能実習生の滞在期間（研修期間を含む）を現行の最長3年から5年以内に延長する。

**【社団法人長野県経営者協会が行う無料職業紹介事業の許可制から届出制への移行】（再提案）**

（社）長野県経営者協会は、今年度は厚生労働省からの委託を受け、「失業なき労働移動」を目指し、求人・求職情報の提供などを行う「長野県地域労使就職支援機構」を立ち上げるなど雇用対策に積極的に取り組んでいる。同協会は、その構成員である企業の経営状況や求める人材状況を的確に把握できる立場にあり、無料職業紹介事業を行うことが、雇用の流動化、ひいてはミスマッチの解消につながるものである。事業運営の適格性が明らかである（社）長野県経営者協会については、商工会議所、農協等特別の法律に基づいて設置された団体と同様に無料職業紹介事業の許可制を届出制に緩和する。

**農業関連**

**【農業体験に係る補助金交付要件に係る全国的な規制緩和】**

次代を担う子どもたちに対する農業体験・農作業体験を実施するに当たり、農林水産省の生産局では部分的な農業体験を認め、総合食料局では通年の農作業体験を補助金交付要件とするなど、同省内の各局により交付要件が異なっているため、一本化する。

**【農村地域工業等導入促進法の全国的な規制緩和】**

農工団地の導入に当たり、無秩序な開発行為を防止し、食料・農業・農村基本法の理念に基づき農村の多面的機能を維持増進するため、農村地域工業等導入促進法第5条第5項に規定される市町村議会の議決を要する前に、計画に関する住民の意見を聴く公聴会を開催するなど、住民のコンセンサスが十分得られた上で計画が市町村議会で議決されよう条文を改正・追加する。

**【農地保有合理化事業を行う農地保有合理化法人の全国的な規制緩和】**

農業経営の基盤強化の農地保有合理化事業を行っている農業開発公社と農地利用のあっせんを行っている農業委員会を支援している農業会議が一体となって事業を行うことにより、より一層構造政策を推進する体制が確立するため、農業委員会等に関する法律に農地保有合理化事業等を追加する。

#### 【自作農財産の処分に係る全国的な規制緩和】

国有農地等（自作農財産）を借りて耕作している者が、高齢化などの理由によりその後の耕作が困難となり遊休農地化しないために、自作農財産の管理・処分にあっては、旧所有者への売り払いが優先されているが、買収等の後50年を経過した自作農財産の処分については、農地法の旧所有者への優先的な売り払いを緩和する。

#### 【地方競馬全国協会畜産振興事業補助実施要綱の実施細則の全国的な規制緩和】

地方競馬全国協会畜産振興事業を実施するに当たり、一部の事業について県が一定の義務負担を行わない場合には事業が実施できなくなっている。今後継続的な義務負担が出来なくても事業を希望する団体等への影響がないよう、義務負担要件を廃止し、意欲ある団体への事業実施への間口を拡大する。

#### 【農地保有合理化事業の対象となる農業用地の全国的な要件緩和】

水耕栽培温室用地などの農業生産に供される土地のみでは、農業施設用地として取り扱われるため、農地保有合理化事業の対象とされないが、これらの土地は効率的な経営体の育成と農業経営の安定、農地利用の合理化に結びつくもので農地と同様である。このことから、農業生産に直接供される農業施設用地のみの場合でも農地保有合理化事業の対象とできるものとする。

#### 【農業改良助長法による農業者研修施設の専修学校化の全国的な規制緩和】

学校教育法による学校として認可されていない農業者研修教育施設を専修学校とするため、農業改良助長法による交付金交付対象施設のまま農業者研修教育施設を専修学校とし、卒業生に対し大学編入学資格や専門士の資格取得を可能とする。

### 住宅関連

#### 【地方住宅供給公社の組織形態に係る全国的な規制緩和】

現行の地方住宅供給公社法第36条では、団体の解散事由として破産か認可取消に限定されているところであるが、設立団体の自律的判断による自主解散が可能となるよう公社法第36条に規定する解散要件に、自主解散を加える。

### 国際関連

#### 【台湾人、中国人修学旅行生に対する査証免除】

修学旅行を目的として訪問する台湾人修学旅行生、中国人修学旅行生及び教師その他の引率者について、学校側が文書にて証明をし、かつ台湾旅行会社、中国旅行会社が提出する日程どおりに旅行者全員を帰国させる旨を保証する誓約書を提出する場合は、当該旅行者全員の査証を免除する。

### 生活関連

#### 【自動車検査制度の廃止】

自動車の性能は、耐久性等の品質が向上し、安全性が保たれている。自動車の故障などによる整備は、自己責任において行うことが必要であり、車検制度を廃止する。現行の車検制度を廃止し、自己責任において、国土交通大臣が行う検査を受けたものには、「自動車検査証」を交付する。この検査証の有効期限は現行車検期間の倍の4年とする。この検査証を備えていなくても、運行はできるものとする。

平成15年(2003年)年6月27日  
長野県経営戦略局 政策チーム  
構造改革特区グループ  
担当：大月 良則  
須田 恵瑞 倉石 耕太郎  
TEL 026-235-7252(直通)  
026-232-0111(内線) 2531 2532  
FAX 026-232-2637  
Email: kozo-tokku@pref.nagano.jp

長野県からの「構造改革特区の提案」(第3次)

長野県から「規制改革集中受付月間」に内閣官房構造改革特区推進室へ提出したアイデアは、次の22件です。

構造改革特区の提案	16件
全国規模規制改革要望	6件

県としましては、これらのアイデアの実施を目指し、県内のNPO、民間団体、市町村等と連携して本県にふさわしい構造改革に関わる事業が実現できるよう、具体化してまいります。

また、国の「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」に向け、長野県として平成15年6月5日に「三位一体の改革に関する緊急提言」を行い、併せて個別の国庫補助金等の具体的な問題点を提示したところですが、長野県としては、国庫補助金等の効率的な執行を図れるよう、構造改革特区等により規制の緩和を提案するものが10件含まれています。

## 1 分野別

### 1) 構造改革特区の提案

#### 福祉関連

##### 【知的障害者短期入所事業の実施主体の拡大及び施設・設備要件の特例特区】

構造改革特区において認められている「児童短期入所事業の実施主体の拡大及び施設・設備要件の特例」において児童に限定されている対象者を、知的障害者まで拡大する。この拡大により、知的障害者が、児童の時から利用してきた事業所を18歳以降も利用することができるようになり、住み慣れた身近な場所でサービス提供を受けることを可能とする。

##### 【社会福祉施設の有効利用特区】

社会福祉施設等施設整備費等により整備された社会福祉施設について、補助金を返還することなしに、地方公共団体又は社会福祉法人以外の者(株式会社、NPO法人等)にも設備を譲渡又は貸与することを可能にする、また、従来の施設を当初の目的と異なる福祉事業のために利用可能とすることにより有効活用をできるようにする。

#### 医療関連

##### 【大型店におけるたばこ特定小売販売業許可要件緩和特区】

大型店(売り場面積の合計が400㎡以上の店)におけるたばこの特定小売販売業の許可に際しての「喫煙設備を設けること」の許可条件を廃止し、店内での禁煙を可能とする。また、「喫煙設備を設置する際は店舗内に分煙設備を設置すること」の許可条件を新たに設けることにより、大型店利用者の受動喫煙防止対策が進むことが期待される。

##### 【ふれあい・やすらぎ温泉地整備事業補助要件緩和特区】

「ふれあい・やすらぎ温泉地整備事業」において、地域の住民や営業者等が自主的に、また意欲

を持って取り組むことができるよう、温泉組合や旅館組合などが、この補助制度を活用することを可能にして、温泉地の整備を促進する。また、県の補助義務要件を廃止することにより、事業主体の意向で、自主的かつ計画的な整備の推進を可能にする。

## 農業関連

### 【チーズ製造における無殺菌生乳の使用特区】

自家牧場の生乳のみを使用し、チーズを生産する場合には、搾乳直後の生乳を使うことが可能であり、加熱殺菌を製造指導対象から除外し、無殺菌の生乳を使用することにより、地域の風土に根付いた地域特有のチーズができ、地域酪農の活性化、ひいては、担い手の確保を目指す。

### 【農業参入する一般法人等への農業制度資金貸付特区】

構造改革特区において認められている農業生産法人以外の法人の農業参入及び特定農地貸付による市民農園の開設主体の拡大を推進するため、農業制度資金の貸付対象を農業に参入する一般法人にも拡大する。

### 【一般法人の農業経営支援特区】

農林水産省関係の経営構造整備等を行うことを目的とした補助事業においては、農業団体や農業生産法人等だけが補助事業主体とされているので、構造改革特区において認められている農業生産法人以外の法人の農業参入及び特定農地貸付による市民農園の開設主体の拡大を推進するため、一般法人も補助事業主体に含める。

### 【農業生産施設の目的外利用推進特区】

補助事業で導入した園芸用ハウス等を農業情勢の変化により農業者が経営を断念し、一般企業等が経営を継続する場合には、補助金適正化法の特例を設け、目的外使用等を認め、地域の活性化と補助金の有効活用を図る。

### 【担い手育成事業特区】

農林水産省関係の農業の担い手育成を図ることを目的とした補助事業で、市町村の目指す農業の展開方針と具体的な施策が明らかになっていることを前提に、補助要件の一つとなっている担い手条件を各市町村が独自に決められることとし、また、補助対象工事についても選択の自由度を拡大し、事業効果の促進と補助金の有効活用を図る。

### 【農業用水路小水力発電特区】

農林水産省の補助事業で、農業用水路等と一体的に整備する小水力発電の利用促進を図るため、実施上の制限等を緩和し、その電力は農事用電力へ活用し農家等の維持管理費の軽減を図るとともに、余剰電力は売電し、再生可能なエネルギーの有効活用を促進する。

## 林業関連

### 【木材産業振興特区】

木材関係施設整備等についての林野庁補助事業の補助対象となる事業主体について、5社以上で組織する団体等に限定されている現状の制限を5社未満で組織する団体、事業者等も対象に加える。また、5社未満で組織する団体及び事業者を含む全ての事業主体に対し一律2分の1の補助率を適用し、民間企業による事業拡大や新規参入を促す。

## 生活関連

### 【公共建築物内装制限緩和特区】

県土の大部分が森林であるという特性を活かし、林業・製材業による経済活性化と雇用創出を目指すため、公共建築物のうち、防火管理等一定の基準を満たす部分について、建築基準法の内装制限を緩和し、内装に県産材を積極的に使用することによって、林業・製材業の振興を図る。

### 【高齢者及び障害者のための優良賃貸住宅特区】

長野県では、障害者が自律した生活を送るために必要なバリアフリー構造などを備えた賃貸住宅が不足しているため、高齢者向け有料賃貸住宅の要件を緩和し、その一部に60歳未満の障害者も入居できるようにすることによって、高齢者、障害者あるいは健常者が地域の中で共に生活していくことができる賃貸住宅の供給促進を図る。

## 教育関連

### 【新しい学校経営主体経営支援特区】(再提案)

NPO 法人立学校の要件である不登校児童等のための教育という条件をはずすとともに、株式会社立学校、NPO 法人立学校を私学助成金の対象とする。また、地方自治体が学校教育施設(廃校)を株式会社立学校、NPO 法人立学校に貸与した場合、及び、社会教育施設を学校法人、株式会社立学校、NPO 法人立学校に貸与した場合に補助金の返還を要しないこととする。

### 【新しい公設民営型スクール実現特区】(再提案)

民間の持つ教育ノウハウを公立学校の学校運営の中に生かすことにより、特色ある公立学校の学校づくりや学校経営の効率化が可能となる。その一つの方法として、公立小中高等学校の運営を株式会社、NPO法人、学校法人等へ運営委託できるようにする。

### 【市町村費負担教職員任用多様化特区】

市町村費負担教職員任用制度の特区認定を受けた市町村が望む場合には、市町村が独自に教員を採用・任用する方法に加え、都道府県の単独予算で雇用する県費負担教職員を、市町村費負担教職員として配置するとともに、その給与負担は、市町村費負担教職員任用制度の趣旨に則り、市町村が給与負担することができる特区を実現する。

以上 16件

## 2) 全国規模規制改革要望

### 環境関連

#### 【建築廃材木くず等の炭化に係る産業廃棄物処理業の許可等の適用除外】

建築廃材等の木くずを炭化する場合、薬剤処理木材など炭化に不適当な木材を選別後、炭の原材料となる木くずのみを取扱う場合においては廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適用を除外する。

### 農業関連

#### 【地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付事業】

構造改革特区において認められている農業生産法人以外の法人の農業参入事業を推進するため、地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付事業の全国的な規制緩和を要望する。

#### 【地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付事業】

構造改革特区において認められている農業生産法人以外の法人の特定農地貸付による市民農園の開設主体の拡大を推進するため、地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付事業の全国的な規制緩和を要望する。

### 商工関連

#### 【企業を構成員とする社団法人が行う無料職業紹介事業の許可制から届出制への移行】

職業紹介事業について、特別の法律に基づいて設立された団体に加え、企業を構成員とする社団法人に対しても、許可制から届出制に移行することにする。これにより、多様な労働力需給調整機関がより積極的かつ円滑にその役割を果たすことが可能になり、労働市場における需給バランスの適正化に一定の役割を果たすことが期待できる。

### 生活関連

#### 【違法広告物の簡易除去措置の対象範囲の拡大】

構造改革特区において認められているのぼり旗等の簡易除去について、その推進を図るため、全国規模の規制緩和項目とする。

### 教育関連

#### 【義務標準法に定められている加配教員制度の改善】

教員の加配制度を廃止し、学級編制に必要な数と加配教員の数を加えた合計数を、明確な算定式で都道府県に定数配置するようにし、教員の活用を弾力化する。加配制度の廃止ができないようであれば、加配教員の都道府県への配分基準を明確化するとともに、区分間の流用や学級編制への活用を、都道府県の判断により、可能となるような制度とする。

以上 6件

(再掲)

- 2 「三位一体の改革に関する緊急提言」に関わる「補助金関係の構造改革特区による規制緩和提案」  
(内容は、前の分野別をご覧ください。)

特区提案構想	分野	提案根拠法令等
社会福祉施設の有効利用特区	福祉関連	社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費の国庫負担(補助)金交付要綱
ふれあいやすらぎ温泉地整備事業補助要件緩和特区	医療関連	自然公園等整備費国庫補助金交付要綱及び同取扱要領(メニュー事業の一つ「ふれあいやすらぎ温泉地整備事業補助金」)
一般法人の農業経営支援特区	農業関連	平成 14 年 3 月 29 日付け 13 経営第 7052 経営局長通知
農業生産施設の目的外利用推進特区	農業関連	補助金適正化法第 2 2 条
担い手育成事業特区	農業関連	経営体育成基盤整備事業実施要綱(平成 15 年 4 月 1 日付け 14 農振第 2486 号農林水産事務次官依命通知)
農業用水路小水力発電特区	農業関連	土地改良事業関係補助金交付要綱(昭和 31 年 8 月 13 日付け 31 農地第 3966 号農林事務次官依命通知) 河川法(昭和 39 年法律第 167 号)
木材産業振興特区	林業関連	林業生産流通総合対策事業実施要領(平成 10 年 4 月 8 日 10 林野政第 241 号農林水産事務次官依命通知) 林業生産流通総合対策施設整備事業等の運用について(平成 10 年 4 月 8 日 10 林野組第 32 号林野庁長官通知)
高齢者及び障害者のための優良賃貸住宅特区	生活関連	高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成 13 年法律第 26 号)第 31 条 高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則(平成 13 年国土交通省令第 115 号)第 16 条
新しい学校経営主体経営支援特区	教育関連	公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について 平成 9 年 11 月 20 日文部省助成局長通知 公立社会教育施設整備費補助金に係る財産処分の承認等について 平成 10 年 3 月 31 日生涯学習局長裁定

3 「三位一体の改革に関する緊急提言」に関わる「補助金関係の全国規模規制改革要望」

(内容は、前の分野別をご覧ください。)

(再掲)

規 制 改 革 要 望	分 野	提案根拠法令等
義務標準法に定められている加配教員制度の改善	教育関連	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律 第7条第1項・第2項、第15条、 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令第2条の2、第5条)



## [ 岐阜県 ]

インターネットでの情報提供	
提供予定月日	平成15年7月11日

平成15年7月10日 県政記者クラブ配付資料			
担当課	担当	担当者氏名	内線
情報産業室	海外連携・広報戦略部	主査 渡辺尚史	3107

「スイートバレー・情場形成特区」の追加申請について  
 ~富加町：無線ブロードバンド事業~

このたび、本年4月21日に第1号認定を受けた「スイートバレー・情場形成特区」の区域に富加町を加え、7月11日に国へ申請いたしますのでお知らせします。

富加町では、無線技術を用い、岐阜情報スーパーハイウェイを活用して家庭までつながる高速大容量通信（ブロードバンド）網を今年度から整備し、平成16年5月から順次サービスを提供する予定です。

このような通信サービスは第一種電気通信事業に当たり、通常は富加町が事業者免許を取得する必要がありますが、構造改革特別区域法に基づく特例により、「許可」が「届出」で足りるとされており、今回この特例を活用して「みなし許可」を得て当該事業を行うこととしています。

記

今回の追加申請について

**1) 特区に追加される区域**

富加町全域

**2) 事業内容**

富加町が第一種電気通信事業者となって、家庭までつながる無線によるブロードバンド網を整備

**3) 活用する特例**

(404) 地方公共団体による専ら卸電気通信役務を提供する第一種電気通信事業

<内容> 第一種電気通信事業者の「許可」 特区では「届出」

八幡町、岩村町は認定済

**4) 申請日等**

平成15年7月11日

内閣官房 構造改革特区推進室で受付

**5) 当該事業でできることの例**

小学校などの公共施設に立てられたアンテナを中心に、無線の届く範囲内（ホットスポット）においては、無線LANカードをパソコンに接続することで高速インターネットを利用することができる。行政コンテンツ、観光案内、娯楽、ビジネス活用など幅広い使い方が期待される。

## 今までの主な経緯

### 平成14年

- 4月24日 経済財政諮問会議において、平沼経済産業大臣及び民間4議員が改革特区計画を提案
- 7月5日 内閣官房構造改革特区推進室発足
- 7月26日 内閣総理大臣を本部長とする構造改革特区推進本部発足
- 8月30日 第1次提案募集(249主体から426件の構想)  
岐阜県からは、「IT特区」「特定成長産業集積特区」など17の特区計画を提案
- 9月30日 鴻池構造改革特区担当大臣就任
- 12月18日 構造改革特別区域法案の公布(施行は15年4月1日)

### 平成15年

- 1月15日 第2次提案募集(412主体から651件の構想)  
岐阜県からは、「IT特区」「特定成長産業集積特区」にかかる規制の特例について提案
- 1月29日 内閣官房による構造改革特区計画申請説明会の開催  
79の規制の特例が公表される
- 4月1日 構造改革特別区域法案の施行
- 4月4日 岐阜県が「スイートバレー・情場形成特区」を申請  
(4月1日~14日 申請受付け)
- 4月17日 鴻池構造改革特区担当大臣記者会見  
111団体から129件の申請があり、熟度の高い57件を第1弾として21日に認定すると発表
- 4月21日 首相官邸にて認定書授与式(「スイートバレー・情場形成特区」認定)
- 5月23日 残りの72件の申請のなかから第2弾、60件を認定
- 5月23日 残りの72件の申請のなかから第2弾、60件を認定
- 7月11日 「スイートバレー・情場形成特区」の変更申請(富加町を追加)
- 8月29日 「スイートバレー・情場形成特区」の変更の認定(富加町を追加)
- 10月9日 「スイートバレー・情場形成特区」の変更申請(外国人IT技術者)
- 11月28日 「スイートバレー・情場形成特区」の変更の認定(外国人IT技術者)

インターネットでの情報提供	
提供予定月日	平成15年10月9日

所管課	担当係	担当者氏名	内 線
総合政策課	総合政策チーム	栗田 謙	2057
商工業室	商業振興グループ	森嶋 宏	3071
情報産業室	海外連携・広報 戦略チーム	渡辺 尚史	3107
都市政策課	地域計画係	正木 貴文	3756

## 構造改革特別区域法に係る構造改革特別区域計画の

### 10月認定申請について

県は、次の3つの「構造改革特区」計画を、平成15年10月9日（木）に内閣総理大臣あて申請します。

1. 岐阜市中心商店街再生特区 —— 新規申請 -----▶ 詳細は、p75  
【担当課：商工業室】 岐阜市と連名で申請します。
2. スイートバレー・情場形成特区 — 変更申請 -----▶ 詳細は、p76  
【担当課：情報産業室】
3. 美しいひだ・みの景観特区 —— 新規申請 -----▶ 詳細は、p77  
【担当課：都市政策課】

県内では、これまでに7件の「構造改革特区」が認定されています。

第1回認定（4月21日：第1弾認定、5月23日：第2弾認定）

< 「スイートバレー・情場形成特区」は第1弾認定、その他は第2弾認定 >

スイートバレー・情場形成特区（岐阜県・八幡町・岩村町、後に富加町を追加）

県南部地域の木曾三川流域を中心とした地域に、世界有数の先端技術産業集積地の形成を目指す「スイートバレー構想」において、高度なIT関連産業や優秀な人材の一層の集積、地域情報化の推進を目指しており、高度情報化における付加価値の高い情報やサービスの生産現場「情場」の形成を図る。

< 特区の効果 >

市町村が通信事業者となって、家庭までつながる無線LAN等によるブロードバンド網を整備することが容易になった。

今まで買い取りのみであった県工業団地分譲地の長期リースが可能となった。

国立大学の教員による、研究成果活用企業の時間内役員兼業が可能となった。

国立大学の施設や高価な測定機器などを企業が安く使う場合の貸出条件を緩和した。

外国人研究者が、ベンチャー企業を起業しやすくなり、在留期間も延長（3年 5年）された。入国審査も迅速化された。

#### 福祉施設サービスの向上特区（岐阜市）

障害児の特性に応じた食事の提供が行われるよう、障害児の摂食制限に応じた食材の選定や食事の加工が必要な児童への対応等、きめ細かな配慮が行われる場合には、肢体不自由児通園施設、難聴幼児通園施設、知的障害児通園施設において、調理を担当するものを外部から派遣することができる。

#### IT等を活用した学校復帰支援特区（可児市）

不登校児童生徒に対し、学校復帰支援プログラムに従って引きこもり状態からの脱却を希求させ、その際に障害となる登校日数の不足、それに伴う学習の遅れ、集団生活に対するおそれなどを取り除くため、家庭訪問等の支援を行いながら、IT等を活用した学習活動や体験活動を出席扱いとするための条件整備を行う。

#### キキョウ学習特区（多治見市）

引きこもり状態の不登校児童生徒に対して、IT等の機器を活用した学習支援を行い、自宅での自習を出席扱いにすることにより学習意欲を喚起する。併せて大学生が定期的に訪問したり、IT等を活用してより多く外部と接触させ、社会とのつながりを広げること、社会への興味・関心を持たせ、引きこもり状態の解消を目指す。

#### 第2回認定（8月29日）

#### ほほえみスタディサポート特区（大垣市）

学習意欲はあるが、引きこもり状態にある児童生徒を対象に、学習ボランティア（教員免許所有者等）を派遣し、それぞれの児童生徒に応じたカリキュラムでの学習支援を行うことにより、学習機会を保障するとともに、社会・学校への復帰を助ける。

#### 幼児教保育特区（瑞浪市）

市内に分散している幼稚園、保育所において、定員の超過、余剰が生じており、このような需給のミスマッチを是正するため、幼稚園での保育所児との合同活動、保育所に幼稚園の分室を設置しての合同活動を実施する。

#### 河合・宮川村デマンド式ポニーカーシステム有償運送特区（河合村・宮川村）

村営バス・スクールバス以外に公共交通機関がないため、車の運転ができない高齢者等の輸送の確保対策として、シルバー人材センターに委託して、最寄りの公共交通機関にアクセスできる地点、診療所、買い物、その他日常生活の移動の目的地等までの輸送サービスを提供する。

## 1. 岐阜市中心商店街再生特区

### 特区の範囲

#### 岐阜市の区域の一部（岐阜駅周辺及び駅前地区）

「柳ヶ瀬地区」 市道若宮町線、国道256号、県道岐阜羽島線、国道157号で囲まれた区域

「駅前地区」 市道長住線、市道真砂橋本線、市道橋本町二丁目加納富士三丁目線、市道長住町2丁目加納大手町線、市道清住町線、東海旅客鉄道東海本線で囲まれた区域

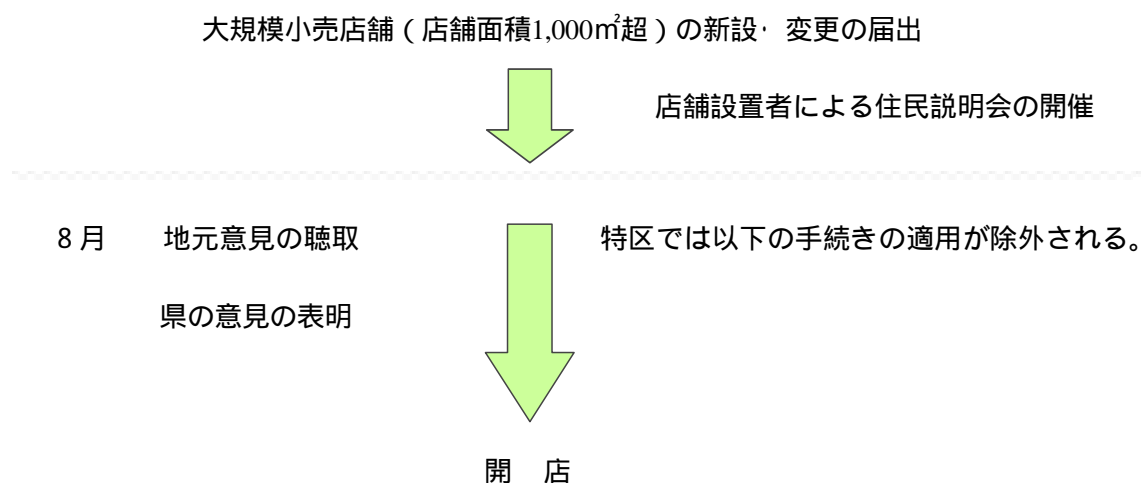
### 内 容

大規模小売店舗立地法の手続きの簡素化を図ることにより、再開発事業等における商業施設の新規出店や、撤退後の大型空き店舗への商業施設導入を促進する。

### 効 果

雇用の拡大（150人）、賑わい創出（空き店舗の減少等）

### 規制緩和の対象となる「大規模小売店舗立地法」の概要



届出から開店までに、法により8月の期間制限が設けられているが、特区においては、店舗設置者は、地元説明会開催後、ただちに開店（又は増床等の変更）を行うことが可能となる。

## 2. スイートバレー・情 場形成特区（変更申請）

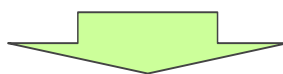
### 追加される特例及び効果

特区内に就業する外国人高度IT技術者の国内在留期間が延長（3年→5年）されます。

外国人が日本へ入国し就業する場合、出入国管理及び難民認定法（入管法）に基づき、日本での活動類型ごとに在留資格を定め、入国・在留が許可されますが、ソフトピアジャパンで働くインド人などの高度IT技術者は、在留資格「技術」として、国内での活動が認められます。

各在留資格には3年を超えない範囲で在留期間が定められており、期間を超えて在留する場合には、法務大臣の更新許可が必要となります。

**今回の特例は、この在留期間が最長5年まで延長され許可されるものです。**



ソフトピアジャパンへ高度IT人材の集積を図り、IT関連産業の一層の発展を図ります。

### 特区で実現する特定事業

政府の「e-japan重点計画2003」においては、2005年までに3万人程度の優秀な外国人IT人材の受入れを図る方針が掲げられており、日本が世界最先のIT国家となるための課題解決に向けた取り組みが進められているところです。

すでに、短期商用目的のための日印間数次短期滞在ビザの発給、IT技術者の資格検定の相互認証（日印、日韓、日中）等も実現しており、国内の技術者不足を、優秀な外国人IT技術者により補完していく環境が整ってきました。

ソフトピアジャパンには、日本語や日本のビジネスルールを修得したインド人高度IT技術者の招へいに取り組む企業があり、多くのIT技術者がソフトピアジャパンをはじめとする国内のIT関連企業、メーカー等のソフトウェア開発の最前線へ即戦力として派遣されています。

こうした、日本企業独自のシステム開発手法を取得した外国人高度IT技術者は、国内企業と海外の開発会社の間でSE（システム・エンジニア）として入り、適切なマネジメントによるオフショア開発（海外へのアウトソーシング）を推進することで、海外では盛んに行われている海外企業へのアウトソーシング開発手法の導入による国内IT関連企業の国際的競争力強化に貢献しています。

県では、この事業の推進により、国際的ITリサーチパークであるソフトピアジャパンに外国人高度IT技術者を集積させることで、進出企業のIT人材不足の解消を図るとともに、オフショア開発（海外へのアウトソーシング）の橋渡しの場を提供し、海外人材・高度技術との相乗効果によるソフトピアジャパンの国際的産業競争力を強化し、IT関連産業の一層の発展を図ろうと考えています。

### 3. 美しいひだ・みの景観特区

#### 特区の範囲

##### 伝統的・歴史的な美観風致を有する区域

高山市の一部 三町を中心とした伝統的建造物群保存地区とその隣接地区（高山市市街地景観保存条例により指定された市街地景観保存地区）

##### 良好な住環境を有する住居専用地域、中心市街地及び幹線道路沿いを中心とした区域

多治見市の一部 滝呂台、北栄、脇之島地区などの住居専用地区、虎渓山風致地区、J R多治見駅周辺の中心市街地地区、国道248号線、同バイパス、県道多治見八百津線などの主要幹線道路沿い

瑞浪市の一部 土岐町、北小田町などの住居専用地区、J R瑞浪駅周辺の中心市街地地区、主要地方道瑞浪大野瀬線、県道大西瑞浪線などの主要幹線道路沿い

土岐市の一部 泉町の国道19号線以北の住居専用地区、J R土岐市駅周辺の中心市街地地区、主要地方道多治見恵那線、県道武並土岐多治見線などの主要幹線道路沿い

可児市の一部 皐ヶ丘、桜ヶ丘地区などの住居専用地区、西可児駅周辺地区、国道21号線、同バイパス、国道248号線、同バイパスなどの主要幹線道路沿い

瑞穂市の一部 古橋、本田地区などの住居専用地区、国道21号線、県道北方多度線などの主要幹線道路沿い

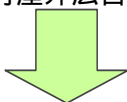
御嵩町の一部 御嵩地区、比衣・伏見地区などの住居専用地区

岐阜市については、中核市であるため単独で申請予定。

#### 特区で実現する特例措置の内容

##### 簡易除却の要件の緩和

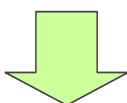
【現行屋外広告法】 表示されてから相当の期間（概ね30日程度）を経過し、かつ、管理されずに放置されていることが明らかの場合に簡易除却が可能。



【特区内では】 表示されてからの経過期間にかかわらず、管理されずに放置されていることが明らかの場合には、速やかな簡易除却が可能となる。

##### 簡易除却の対象物件の拡大

【現行屋外広告物法】 下記のみが対象物件  
・ はり紙  
・ はり札又は立看板（ベニヤ版、プラスチック板等に紙をはる等の要件に該当するものに限る。）




【特区内では】 形質にかかわらず容易に取り外すことができる、又は容易に移動させることができるはり札類、のぼり旗、立看板類（例：ベニヤ版、プラスチック板に直接塗装・印刷したはり札、置看板など）も対象物件となり、幅広い簡易除却が可能となる。



## **[ 愛知県 ]**

愛知県  
名古屋市  
名古屋港管理組合

## 中部臨空都市国際交流特区

都道府県名：	愛知県	
申請主体名：	愛知県	
区域の範囲：	常滑市の全域	

特区の概要：	<p>中部国際空港近接部において、24 時間空港の開港や製造業の集積地としての優位性を背景に、国際空港機能を活用した国際的な交流拠点の整備・集積を図るとともに、燃料電池等の新エネルギーの導入による環境負荷の少ないまちづくり・ものづくりの実現を目指す。</p>
--------	---

適用される規制の特例措置：	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公有水面埋立地の用途変更等の柔軟化</li> </ul>
---------------	---




【中部臨空都市イメージ図】



【中部国際空港イメージ図】

## 国際自動車特区

都道府県名：	愛知県	 <p>豊橋市を含む 4市町</p>
申請主体名：	愛知県、豊橋市、蒲郡市、御津町、田原町	
区域の範囲：	豊橋市及び蒲郡市並びに愛知県宝飯郡御津町及び瀨美郡田原町の全域	
特区の概要：	<p>わが国の輸入自動車の約 50% を占め、内外の主要自動車企業が集積する三河港地域において、自動車流通機能を高めると共に、自動車関連技術の研究開発を促進することにより、国際ビジネス拠点や産学連携の研究拠点等が複合する国際自動車産業都市の実現を目指す。</p>	
適用される規制の特例措置：	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国人研究者受入れ促進</li> <li>・外国人の入国、在留申請の優先処理</li> <li>・国の試験研究施設の使用手続きの迅速化、使用の容易化</li> <li>・国有施設等の廉価使用の拡大</li> <li>・自動車の回送運行時における仮ナンバー表示の柔軟化</li> </ul>	




【世界を代表する日本一の自動車港三河港の全景】



【全国の約 50% を占める自動車輸入港】

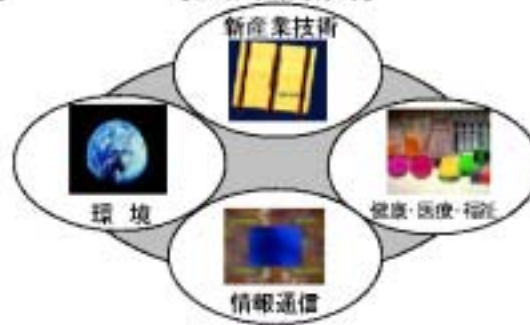
## あいち・なごやモノづくり研究開発特区

都道府県名：	愛知県	
申請主体名：	愛知県、名古屋市、瀬戸市、春日井市、豊田市、尾張旭市、長久手町	
区域の範囲：	名古屋市、瀬戸市、春日井市、豊田市、尾張旭市及び長久手町の全域	
特区の概要：	<p>世界的な産業技術の中核圏域である名古屋圏の中核をなす愛知県において、名古屋市及び周辺に立地する大学及び研究機関を中心に、特例の導入により、優秀な外国人研究者の受入れ体制を整備し、併せて民間企業との産学連携を促進することにより、地域が持つ高度な「モノづくり」の技術とノウハウを活用して新産業分野(環境、健康・医療・福祉、新産業技術、情報通信)を創出・育成し、産業競争力の強化を図る。</p>	
適用される規制の特例措置：	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国立大学教員等の勤務時間内兼業の容認</li> <li>・ 外国人研究者受入れ促進</li> <li>・ 外国人の入国、在留申請の優先処理</li> <li>・ 外国人の永住許可の弾力化</li> <li>・ 国の試験研究施設の使用手続きの迅速化、使用の容易化</li> </ul>	


【優れた機能や特性が共生した材料の開発】



【戦略的研究分野】



## 名古屋港産業ハブ特区

都道府県名：	愛知県	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">名古屋港臨港地区</div> 
申請主体名：	名古屋港管理組合	
区域の範囲：	名古屋港臨港地区	

**特区の概要：** 名古屋港における物流コスト低減、サービスの向上を図るとともに、企業のサプライチェーンマネジメントを支援する港湾物流の新しい仕組みである「ロジスティクスハブの形成」や、中部地域産業の活性化に向けた臨海部基盤産業の新展開を支援する「基盤産業ハブの形成」により、地域経済のみならず、我が国経済の活性化を促進する。

**適用される規制の特例措置：**

- ・ 臨時開庁手数料の軽減
- ・ 税関の執務時間外における通関体制の整備

【産業ハブ港イメージ図】



【飛島ふ頭コンテナターミナルと物流基地】



## 構造改革特別区域計画の認定について

### 名 称

「あいち・なごやモノづくり研究開発特区」

### 概 要

世界的な産業技術の中核圏域である名古屋圏の中核をなす愛知県・名古屋市において、市内及び名古屋東部丘陵地域に立地する大学及びなごやサイエンスパークに立地する研究機関を中心に、優秀な外国人研究者の受入れ体制を整備し、併せて産学連携を促進することにより、地域が持つ高度な「モノづくり」の技術とノウハウを活用しつつ新産業分野（環境、健康・医療・福祉、新産業技術、情報通信）を育成し、産業競争力の強化を図る。

### 計画作成

名古屋市、愛知県、瀬戸市、春日井市、豊田市、尾張旭市、長久手町

### 対 象

名古屋大学、名古屋工業大学、名古屋市立大学、愛知学院大学、大同工業大学、豊田工業大学、名城大学、なごやサイエンスパーク（産業技術総合研究所、理化学研究所）等

### 認定内容

国立大学教員等の勤務時間内の研究成果活用兼業【201】

（国立大学教員等が勤務時間内に民間企業の役員業務に従事）

外国人研究者の受入れ促進【501～503】

（外国人研究者の在留期間を最長3年から5年に伸長、事業活動を行おうとする外国人研究者の活動範囲を拡張）

外国人の入国・在留諸申請の優先処理【504】

（外国人研究者の入国・在留諸申請を他の案件と区別して優先処理）

外国人の永住許可弾力化事業【505】

（外国人研究者の永住許可要件である在留実績を5年以上から3年以上に短縮）

国試験研究施設の使用手続きの迅速化【704】

（国の試験研究施設の民間利用に係る財務大臣への協議を省略）

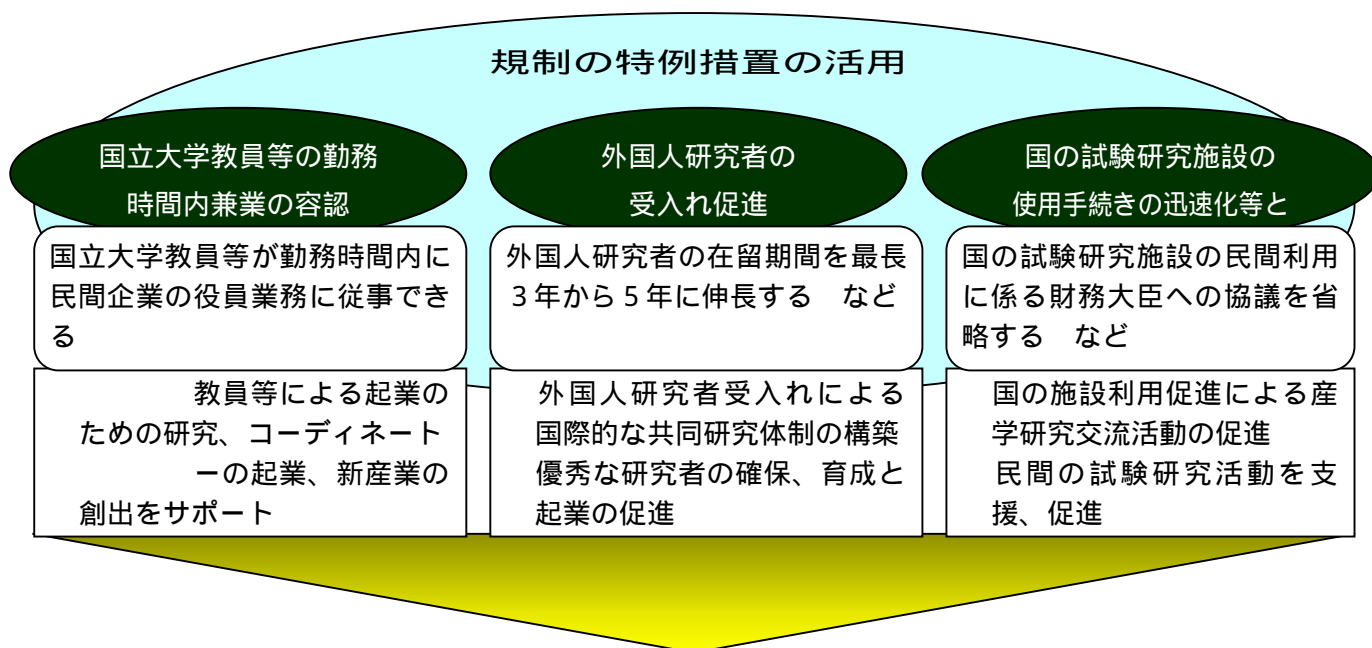
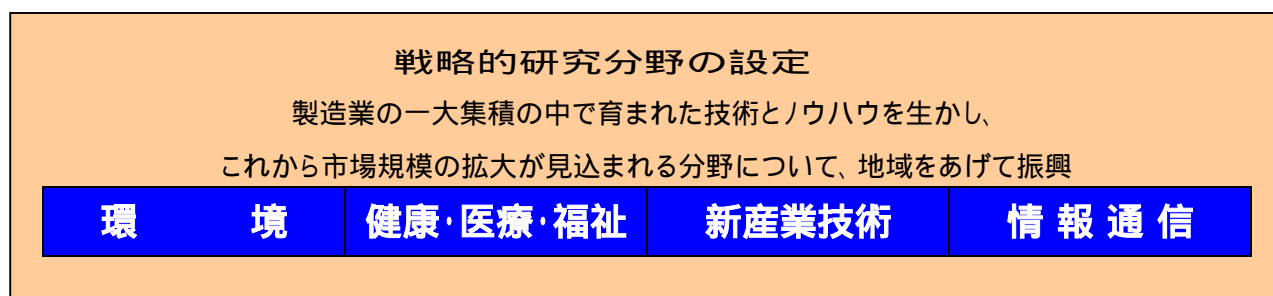
国試験研究施設の使用の容易化【705】

（国の試験研究施設の民間利用に係る使用許可基準を緩和）

### 認定日

平成15年8月29日（金）

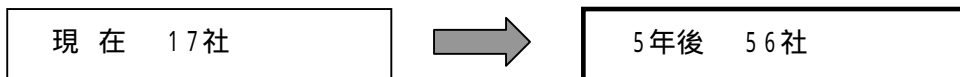
〔参考1〕 あいち・なごやモノづくり研究開発特区のイメージ



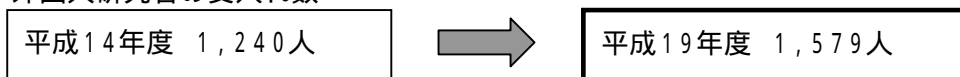
**創造的なモノづくりの一大拠点の形成**

〔参考2〕 あいち・なごやモノづくり研究開発特区の効果

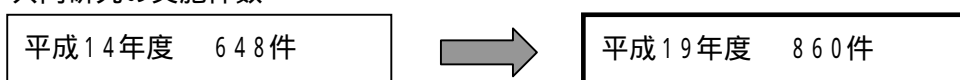
大学・研究機関等発ベンチャー企業数



外国人研究者の受入れ数



共同研究の実施件数



# 名古屋港産業ハブ特区計画

『名古屋港産業ハブ特区計画』(申請：名古屋港管理組合)が、平成15年4月21日に構造改革特別区域計画“第1号”として内閣総理大臣より認定されました。

- 【計画の作成主体】名古屋港管理組合
- 【区域の名称】名古屋港産業ハブ特区
- 【区域の範囲】名古屋港臨港地区
- 【特区の目標】

名古屋港産業ハブ特区計画は、名古屋港の戦略的な活用による中部地域のものづくり産業の持続的な発展の実現を目標としています。

そのため、名古屋港全域における物流コスト低減、サービスの向上を図るとともに、企業のサプライチェーンマネジメントを支援する港湾物流の新しい仕組みである『ロジスティクスハブの形成』や、中部地域産業の活性化に向けた臨海部基盤産業の新展開を支援する『基盤産業ハブの形成』により、地域経済のみならず、我が国経済の活性化を促進します。

## 『産業ハブ港』をめざして

名古屋港は、ものづくり産業の世界的な集積地である中部地域(=産業ハブ地域)の産業活動と一体となり、日本経済を牽引する物流・産業拠点港(産業ハブ港)として、中部地域の更なる発展に貢献します。

～『産業ハブ港』としての名古屋港のねらい～

インポートの地位の確立 ～基幹航路の維持・拡充～

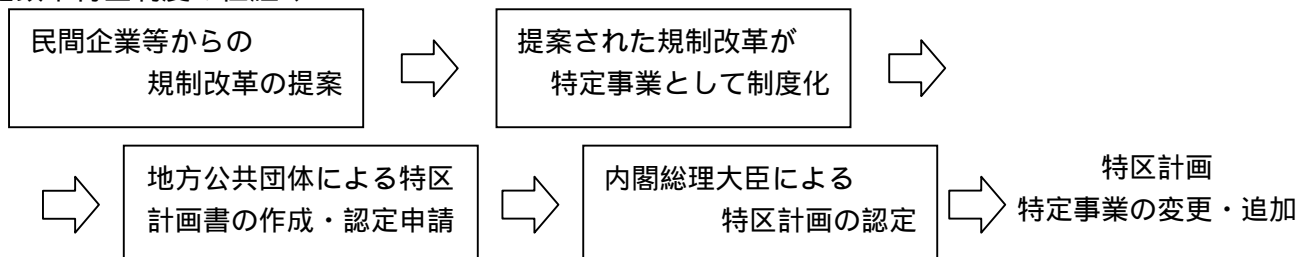
際産業拠点港の形成 ～グローバル生産ネットワークの構成要員～

様な産業展開への貢献 ～地域経済の新たな発展基盤の確立～

## 構造改革特別区域制度とは？

構造改革特別区域制度は、地方公共団体や民間事業者等の自発的な立案により、地域の特性に応じた規制の特例を導入する特定の区域を設け、当該地域での構造改革を進め、地域経済の活性化、ひいては日本経済の活性化を図ることを目的としています。

### 構造改革特区制度の仕組み

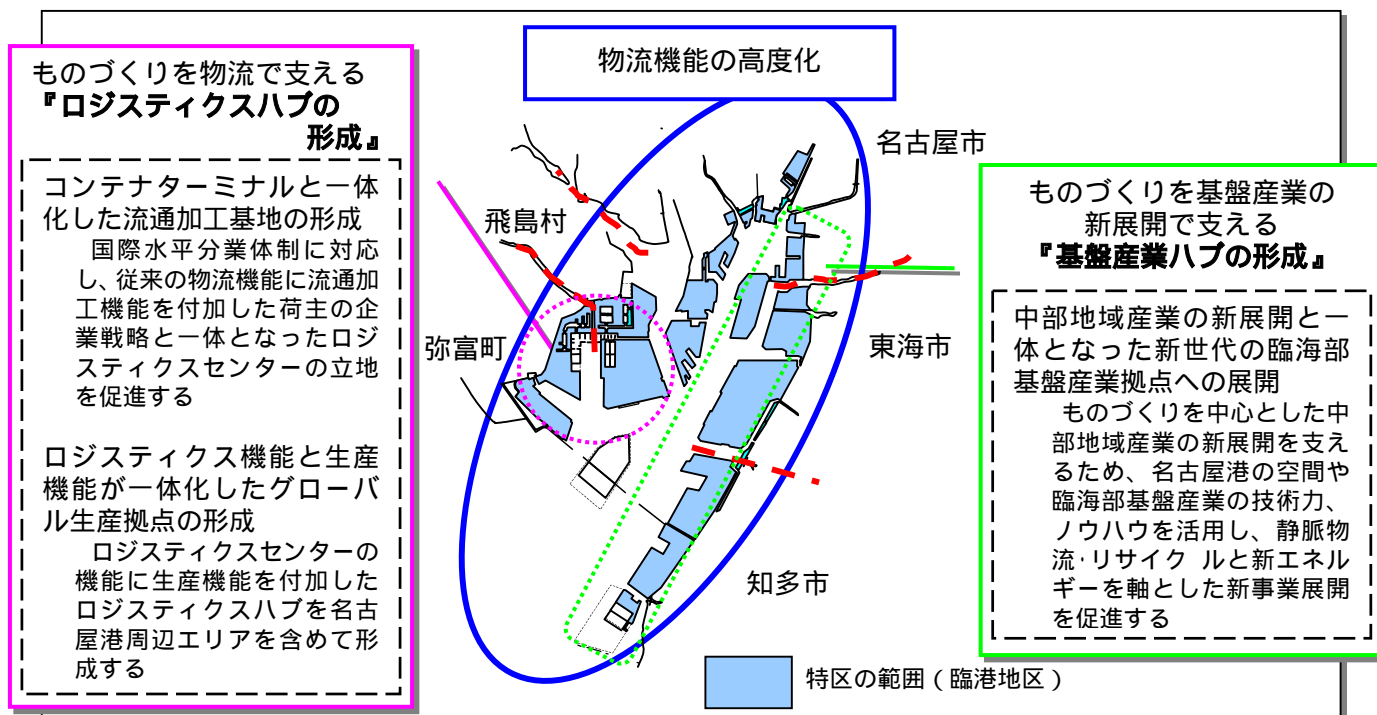


(変更認定申請も同じ)



## 名古屋港産業ハブ特区計画の事業概要

特区計画の推進にあたっては、『名古屋港全域の物流機能の高度化』を図るとともに、“ロジスティクスハブの形成”と“基盤産業ハブの形成”という2つの機能別展開により、計画の実現を目指します。



### 特区計画の目標実現に向けた展開

機能展開1：ロジスティクスハブの形成（名古屋港西部地区を中心に展開）

企業の『調達～生産～販売』における物流の最適化を目指し、名古屋港において企業のサプライチェーンマネジメントを支援する物流活動の核“ロジスティクスハブ”を形成するため、海上物流の主流であるコンテナを対象として、港湾物流の新しい仕組みを構築します。

STEP1：港湾物流革新モデルの構築（総合保税地域による一体化作業）

- ・総合保税地域制度の活用によるコンテナターミナルと背後物流用地の機能的一体化
- ・荷主の企業戦略と一体となったロジスティクスセンターの立地

STEP2：臨海部グローバル生産拠点への展開

- ・上記物流革新に加え、国際水平分業体制に対応した加工組立機能を付加した産業拠点への展開

機能展開2：基盤産業ハブの形成（名古屋港東南部地区を中心に展開）

ものづくりを中心とした中部地域産業の新展開を促進するため、名古屋港の空間や臨海部基盤産業の技術力・ノウハウを活用し、静脈物流・リサイクルと新エネルギーを軸とした企業の新事業展開を促進します。

## 名古屋港産業ハブ特区で行う特定事業(規制緩和)

### 【特定事業：特区内において行う規制の特例措置（認定済み）】

港湾の24時間・365日化に向けて、以下の特定事業を行います。

特定事業の名称	現行規定	特例措置の内容
税関の執務時間外における通関体制の整備による貿易の促進事業	税関執務時間 月曜日～金曜日 8時30分～17時	職員が常駐する日・時間 平日：17時～21時まで 土・日曜日・祝日： 8時30分～17時まで
臨時開庁手数料の軽減による貿易の促進事業	臨時開庁手数料の額 午前0時～午前5時まで 8,300円/時間 午前5時～午後10時まで 7,800円/時間 午後10時～午後12時まで 8,300円/時間 (但し、執務時間内は手数料不要)	臨時開庁手数料半額

### 【参考：特定事業において名古屋港産業ハブ特区への導入が考えられるもの】

以下の特定事業のなかで、名古屋港産業ハブ特区で活用できる事業がありましたら、ご相談ください。

第2次提案分は、H15年10月の変更認定申請より、実施が可能となります。

【特定事業名】	【番号】
- 第1次提案分 - (H14.8)	
石油コンビナート等特別防災区域内事業所の多様な安全確保措置による施設配置等事業	408 1120
民間事業者等による総合保税地域における一団の土地等の所有又は管理事業	703
高圧ガス製造施設の自主検査対象拡大事業	1115
高圧ガス設備の開放検査期間変更事業	1119
公有水面埋立地の用途変更等の柔軟化事業	1201
公有水面埋立地における用途区分柔軟化事業	1202
特定埠頭運営効率化推進事業	1203
自動車の回送運行時における仮ナンバー表示の柔軟化事業	1204
重量物輸送効率化事業	1205
再生利用認定制度対象廃棄物拡大事業	1304
- 第2次提案分 - (H15.1)	
まちづくり交通安全対策事業	102
ボイラー、第一種圧力容器における開放検査周期の延長事業	911
資本関係等によらない密接な関係による電力の特定供給事業	1122
研究開発用海洋温度差発電設備の法定検査手続き不要化事業	1123
小型バイナリ - 発電の定期自主検査時延長事業	1124
高圧ガス施設における保安検査期間変更事業	1125
特定製造事業所の境界線までの距離変更事業	1126
高圧ガス製造設備にかかる隣接する保安区画内にある高圧ガス設備までの距離変更事業	1127
石油コンビナート事業所における試験研究設備の変更工事手続簡素化事業	1128
液化ガスの容器における充てん率変更事業	1129-1
高圧ガス設備の特別認定の一般制度化事業	1129-2
特定埋立地に係る所有権移転制限期間等短縮事業	1208
再生利用認定制度対象廃棄物拡大事業	1304 1305

## 名古屋港産業ハブ特区における経済的社会的効果

効率的な物流体系の構築（リードタイム短縮・サービス向上）により、自動車産業をはじめとする既存産業の国際競争力の強化

新エネルギー・リサイクルを軸とした臨海部基盤産業の新展開により、中部地域産業の高度化の促進  
貿易の促進による中部地域経済の活性化（製造品出荷額の増加、税収増加、雇用拡大など）

## 今後の予定

随時追加される規制の特例措置を適宜導入しながら、順次、「名古屋港産業ハブ特区計画」の変更を行い、計画の実現を目指していきます。平成15年度に予定されているスケジュールは以下の通りで、平成16年度から18年度までについては、平成15年度の状況を勘案して定められます。

特区変更申請（7月（受付終了）・10月・1月）

特区において実施する特定事業を追加する場合に申請します。

規制改革提案募集（6月（受付終了）・11月）

新たな規制緩和を提案します。

## 民間企業の皆様へ ＊規制改革項目の募集＊

今後も、新たな規制改革項目の募集については、上記のとおり、年2回の提案募集が予定されており、本組合といたしましては、民間事業者等の皆様からのご要望を踏まえ、その都度、必要な規制改革項目等を提案して参ります。

そこで、新たな展開に向け、活用したい規制改革項目等がございましたら、是非、ご提案くださいますようよろしくお願いいたします。また、既に「特区として実施」することが可能な規制の特例措置を活用されたい場合にもご相談ください。

なお、提案の要領や既に実施することが可能な規制の特例措置等につきましては、内閣官房構造改革特区推進本部のホームページ（<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/index.html>）をご参照ください。

ご提案・ご相談先

名古屋港管理組合 企画調整室（企画担当）

TEL：052-654-7902 FAX：052-654-7997

Eメール：[kikaku@port-of-nagoya.jp](mailto:kikaku@port-of-nagoya.jp) URL：<http://www.port-of-nagoya.jp/>



2004-04-27

名古屋港管理組合提供資料

名古屋港管理組合が提出した規制改革事項

1次提案 (平成14年8月29日)	総合保税地域の許可要件の緩和	民間・3セク(公共出資比率3%未満)	特区
		公共・3セク(公共出資比率3%以上)	全国
	通関業務の時間外手数料である臨時開庁手数料の見直し		特区
	車両の高さ制限に係る指定道路指定手続きの見直し		全国
	車両許可手続きの車両の高さ制限の緩和(完成車トレーラー)		×
	労働者派遣の原則1年とする派遣期間の延長		全国
	労働者派遣に関する製造業務への対象業務拡大		全国
	税関・検疫の24時間・365日化	法務省	×
		財務省	特区
		厚生労働省	全国
		農林水産省	全国
	総合保税地域の被許可者に係る関税納付義務の免除		×
	保税地域許可手数料の免除		×
	NACCS料金の撤廃		×
	一般廃棄物処理施設と産業廃棄物処理施設のいずれかの許可による、両廃棄物の取扱可能化		×
	特区内で完結する廃棄物の収集・運搬に関する収集・運搬業の許可不要化		×
	特区内で収集された廃棄物を特区内でリサイクルする場合の、処分業許可不要化		×
自衛防災組織に関する組織・要員及び防災資機材の共同運用を認める「共同自衛防災(仮称)」制度を設置		×	
屋外タンク貯蔵所の空地の特例事項(規制)の緩和		×	
外国貨物を原料として製品に加工する場合、原料課税または製品課税のいずれか有利な関税率を選択できる税制の導入(選択税制の導入)		×	
2次提案 (平成15年1月15日)	港湾地区で積み込まれた貨物のコンテナ扱いの適用		全国
	保税地域の(外国貨物承認無し)保管(蔵置)期間の延長		×
	車両許可手続きの車両の高さ制限の緩和(完成車トレーラー)		全国
	高圧ガス製造施設の連続運転認定保安制度の変更手続きの簡素化		全国
	ボイラーの連続運転認定制度の変更手続きの簡素化		全国
	石油コンビナート等の施設の新設・変更に係る届出先の都道府県への移管		×

3次提案 (平成15年6月26日)	特区推進室	特殊車両通行許可制度における重量の緩和【新規】 20ft コンテナ：24トン→30.34トン	全国
		重量物輸送の車両総重量の規制の緩和（特定事業1205における軸重の緩和）【再提案】	特区
		重量物輸送の車両総重量の規制の緩和（特定事業1205における構等これらに類する構造の道路の通行緩和）【再提案】	検討
		輸出貨物の事後届出制の導入【再提案】	×
		事前検査による通関時検査の省略【再提案】	対応可
		免税コンテナの使用制限及び再輸出期間の撤廃又は緩和（免税コンテナの利用回数制限の緩和）【再提案】	対応可
	総合規制改革 会議事務局	特殊車両通行許可申請時の手数料計算方法の変更	検討
		海上コンテナ積載シャーシの車検期間の延長	検討
		通い箱の再輸入手続の許可制を届出制へ移行	検討

特区：特区にて対応する規制改革  
 全国：全国規模で行う規制改革  
 対応可能：現行法上にて対応可能  
 検討：全国規模で検討中もしくは検討予定  
 (検討に値するもの)

# **[ 三重県 ]**

三重県

四日市港管理組合

## 技術集積活用型産業再生特区計画

三 重 県

## 1 基本的な考え方

三重県北部の四日市市を中心とした臨海部工業地帯（以下「四日市臨海部工業地帯」という。）は、汎用的な化学製品などの供給を通じて、戦後の我が国の経済発展を支えてきた。しかしながら、我が国全体が大きく構造転換を求められる中で、この地域においても設備の老朽化などにより、地域の活力が低下しつつある。こうした状況をそのまま放置することになれば、我が国有数の集積（技術・ノウハウ、人材、インフラ）が散逸していくことは明白であり、そうなれば、単に四日市経済、三重県経済にとって打撃であるのみならず、我が国経済にとっても大きな損失となる。

幸い、この地域には、近接地域に広がる電気・電子関連産業（富士通、東芝を中心とした集積）、液晶産業（シャープを中心とした集積）、自動車産業（トヨタ、ホンダを中心とした集積）、メディカル関連産業（大日本製薬を中心とした集積）などといった先端産業の集積が存在するため、これまで培ってきた基礎素材産業としての集積（技術・ノウハウ、人材、インフラ）を活かすことや、これらの産業との連携を更に強化することにより、ファインケミカルなどの高付加価値素材産業や、燃料電池、環境産業といった新たな分野への展開の潜在的可能性が高く、既にそのような動きが出始めている。

三重県では、こうした動きを加速するために、平成 13 年度より「四日市市臨海部工業地帯再生プログラム検討会」を開催し、行政（三重県、四日市市、四日市港管理組合）産業界 14 社と、それぞれが担うべき役割と方策について、詳細な検討と対応の蓄積を進めてきた。そして、平成 14 年度には、県庁内に四日市臨海部工業地帯の再生を共通目標とする三重県、四日市市、四日市港管理組合、臨海部産業界代表、地元銀行で構成する地域再生特区協働プロジェクトグループを設置し、地域の発展の可能性を阻害している規制緩和要望を中心に、産業界のコミットメント、市独自の取り組み、県独自の取り組み、四日市港独自の取り組みをパッケージとした「技術集積活用型産業再生特区計画」を策定した。

我が国は、現在、失われた 10 年から続く長期の経済停滞期にある。構造改革特別区域として認定されれば、四日市臨海部工業地帯だけでなく、本県北部を中心とした地域にもその効果が及び地域の活性化に大きく貢献すると期待される。我が国の基礎素材産業が構造転換を図ることが出来るかどうかの試金石としても、重要な意味を持つと考える。

## 2 特区計画のねらいと特色

## (1) ねらい

従来型の基礎素材産業から高付加価値素材産業への脱皮

三重県北部に広がる先端産業集積（半導体、液晶、自動車、メディカル）との連携による新たな産業の展開、後背地への波及効果

- ・ 燃料電池の研究開発拠点化
- ・ 次世代ディスプレイ関連産業の展開
- ・ 環境産業の展開
- ・ バイオ・医薬品の研究開発拠点化

## (2) 特色

規制改革・緩和の効果を一定期間内に実際に検証できるだけの実体を作り上げている。  
 (行政の独りよがりの青写真ではない。既存の技術・人材・ノウハウの集積を最大限に活用し、上記の方向性に進むことを産業界としてコミット)

この動きを確実なものとするための体制を構築(産業界のみならず、県、市、港管理組合などの各主体がそれぞれの立場から最大限の施策を講じていく。こうした地域一体となった取り組みが、規制改革の効果の検証できる実体を作り上げた)

我が国の基礎素材産業再生の試金石

## 3 特区計画の骨格

### (1) 従来型の基礎素材産業から高付加価値素材産業への脱皮

四日市臨海部工業地帯が、大胆な事業再編により、資源を有望分野(後背地に集積する電気・電子、自動車、液晶、メディカル関連産業に対するファインケミカル等の供給)に集中投入できるよう、阻害要因の除去と地域としての積極的な支援策をパッケージとして打ち出している。

#### 【県独自の取り組み】

- 工場立地法地域準則条例(県)の制定
- 環境アセスメントの実施支援
- 水資源の有効活用の検討

#### 【市独自の取り組み】

- 企業立地促進条例による固定資産税・都市計画税の1/2相当額の現年還付
- 工場立地法の工場集落地特例対象緑地の拡大

#### 【県・市・港管理組合・産業界の取り組み】

- 臨港道路の整備(工場用地の活用)

#### 【地元金融機関の取り組み】

- 設備のリニューアル等に対する金融支援

#### 【規制改革】

- 石油コンビナート法レイアウト規制の適正化
- 製造現場における派遣労働者の容認(全国)
- 印：第一次認定申請(平成15年4月)で認められた規制の特例措置

### (2) 県北部に広がる先端産業集積(半導体、液晶、自動車、メディカル)との連携による新たな産業の展開



### 燃料電池の研究開発拠点化

化学産業がこれまでに培った素材開発力、化学製品の製造プロセスで豊富に発生する水素、自動車、電気・電子関連産業の集積の存在など、三重県北部は燃料電池（自動車、定置用）の研究開発に必須な要素を兼ね備えている。県の資源を思い切って集中的に投入するなど、燃料電池分野の展開に向けた産業界の取り組みを促進する。

#### 【県・市独自の取り組み】

研究開発拠点整備への重点支援

家庭用燃料電池の実証試験に対する支援措置

#### 【規制改革】

家庭用燃料電池の自家用電気工作物から一般用電気工作物への位置付けの変更（特区）  
（「電気主任技術者の選任」、「保安規程の届出」の見直し）

家庭用燃料電池の設置に際しての、窒素ガスボンベの設置義務の見直し（特区）

### 次世代ディスプレイ（次世代液晶・有機EL等）関連産業の展開

技術の劣化が激しい液晶産業のニーズに応えるため、臨海部の化学産業には、迅速な新素材の提供が求められている。これを可能とする研究開発体制の構築に向けて、県として思い切った支援を行う。

#### 【県独自の取り組み】

研究開発拠点整備への重点支援

### 環境産業の展開

臨海部工業地帯では、素材産業の高度な技術・人材のノウハウを活かし、使用済み製品のリサイクルを進めている。こうした動きを加速するため、技術開発から調達までのきめ細かな支援を行うとともに、阻害要因となる規制を緩和する。

#### 【県独自の取り組み】

資源循環型社会構築に向けた技術開発支援

研究開発拠点整備への重点支援

リサイクル施設の整備促進

#### 【規制改革】

リサイクルの推進に向けた再生利用認定制度等の拡充（特区）

### バイオ・医薬品の研究開発拠点化

従来型の医薬品原料の提供から、後背地の製薬メーカーや民間ゲノム解析会社のノウハウなどを活用し、付加価値の高い医薬品を提供できる事業環境を整備する。

#### 【県独自の取り組み】

産学官協同研究（バイオ分野、医薬品・医療分野など）への重点支援

研究開発拠点整備への重点支援

### 後背地にある企業との連携・マッチングの促進

北勢地域の産業政策を核とした地域づくりを進めている北勢地域経済振興会議(事務局 三重県北勢県民局)においては、高等教育機関の持つシーズと企業のニーズのマッチングを行うとともに、企画進行管理を行い研究開発を促進させる組織(ステアリング・コミッティ)を新たに設置し、産・学・民・官の連携による新産業の創出、技術の高度化を推進。

### (3) 港湾機能の強化

後背地の産業集積と臨海部の化学産業の競争力向上を支援するため、港湾サービスを抜本的に強化する。

#### 【港管理組合の取り組み】

定期航路の充実(北米、中国・アジア)

港湾諸料金の軽減

大型船舶への対応(深度強化)

港湾諸手続きの簡素化

#### 【規制改革】

税関の臨時開庁手数料の軽減(特区)

税関の時間外における通関体制の整備(特区)

公有水面埋立法の用途変更承認手続きの簡素化(特区)

水先案内料金の軽減(全国)

車輛の高さ制限の見直し(全国)

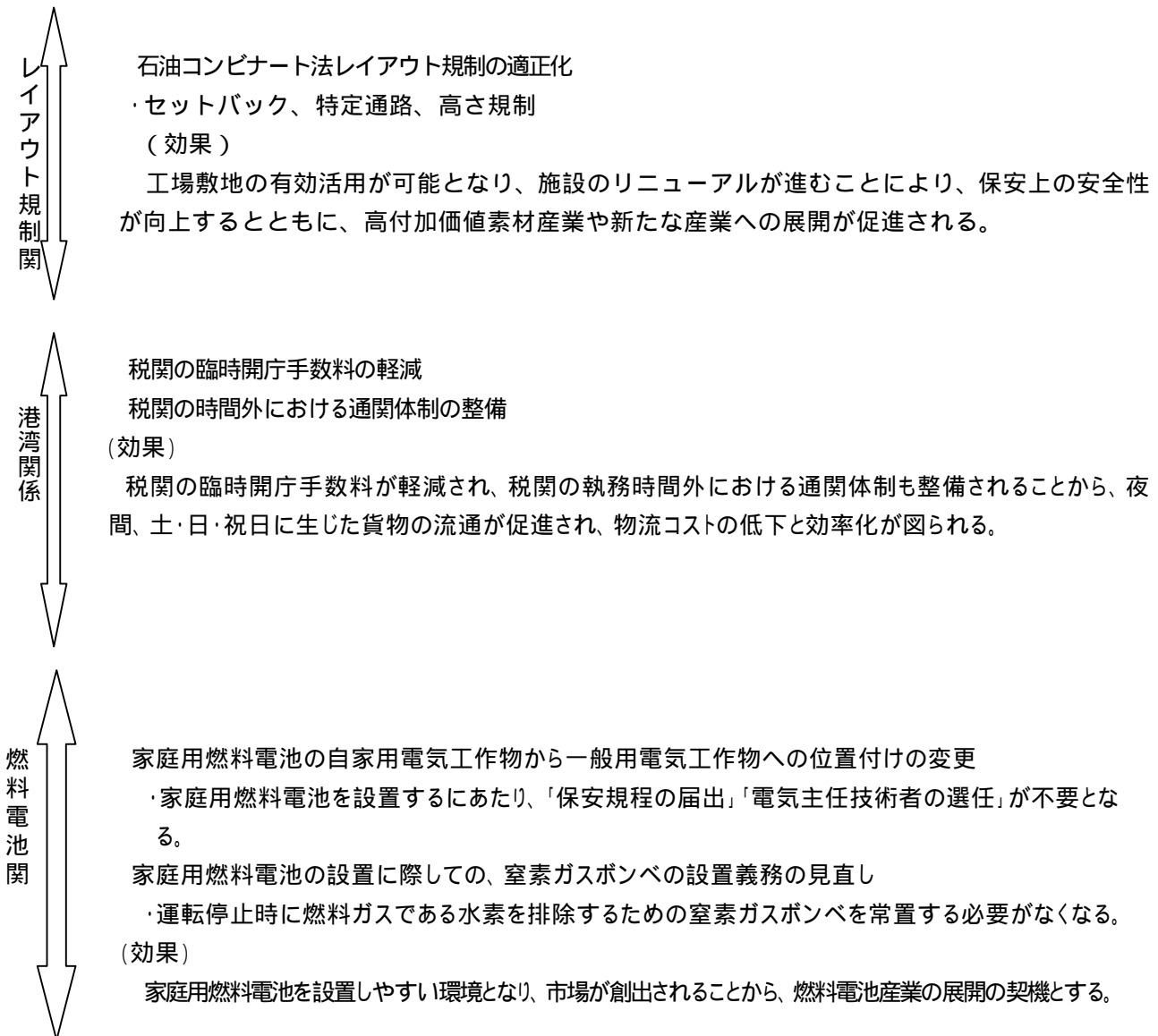
## 「技術集積活用型産業再生特区」認定申請の概要

### 1 構造改革特別区域の範囲

今回、特区として特例措置の適用を求めた規制のうち、石油コンビナート法レイアウト規制、税関に関する規制については、それぞれ楠町、川越町が現行規制の対象地域であることから、四日市市に、これら2町も加えた地域を一体として、特区として申請し、認定を受けた。

### 2 本構想における規制の特例措置項目

「構造改革特別区域において講じることが可能な規制の特例措置」とされた規制改革項目のうち、今回は、下記の3分野（レイアウト規制関係、港湾関係、燃料電池関係）について申請し、認定を受けた



## 三重県提供資料

## 技術集積活用型産業再生特区実現による経済効果について

技術集積活用型産業再生特区の目標は、従来型の基礎素材産業から高付加価値素材産業への脱皮、三重県北部に広がる先端産業集積との連携による新たな産業の展開にある。本資料は、企業の投資動向に基づく特区実現による短期的な経済効果と、今後の市場動向を踏まえた長期的な政策目標について、試算を行ったものである。

具体的には、特区実現による短期的な経済効果については、特区計画地域に立地する主な企業15社に行ったアンケート並びにヒアリングを参考として試算した。あくまで現時点で投資の表明がなされた、あるいは考えられる将来の計画や構想を集計したものを中心にして取りまとめた限定的かつ当面の試算であり、今後の事態の進展に伴い、加速度的に規模が拡大していくことが期待される。

より長期的な試算については、新たな産業の2010年における市場規模などを踏まえ、現在の三重県が有する実力をベースとして、特区の実現を契機とした産業界、行政など各主体の最大限の取り組みにより到達可能な数値を、目指すべき政策目標として掲げたものである。

それぞれの内容は、下記の通りである。

## 記

## 1. 特区実現による短期的な経済効果

設備投資については、例えば、レイアウト規制の特例措置により、当面2社で約40億円の設備投資が計画されている。また、実戦的な緑地の増加を目指した工場緑化率の合理化等により見込まれる設備投資や、燃料電池の実証試験等の特区による新産業展開関連のほか、既存研究所の増強、研究機能強化等の研究開発投資など、向こう5年間程度に予想される計画や構想は、現時点で判明しているだけで、15社合わせて約700億円（前述2社を含む）ある。

これら約700億円の投資等による経済波及効果は、約300億円、雇用創出効果は約1800人と試算される。さらに、これらの設備投資が行われ実際に稼働すると、年間出荷額が約400億円増加すると見込まれ、その経済波及効果は約100億円、雇用創出効果は約300人が見込まれる。

また、特区の実現で、コンビナート企業が培った技術力・開発力の蓄積を生かし、国際競争力をもった産業構造に転換を図ることができれば、以下のような理由で投資の上方修正が十分見込まれ、前述の数倍もの経済効果を期待できる。

今回のアンケート対象企業15社の中には、金額が未定で本集計には入っていないものの、別途投資計画を有している企業がある。

15社以外にも40社近いコンビナート企業が独自に投資を行っており、個別に投資計画を有していることが考えられる。

四日市市の企業立地促進条例による固定資産税・都市計画税の現年還付を受けた（見込みも含む）設備投資（投下固定資産総額）は、平成12年度以降約3年間で770億円近くに達するなど、ベースになる投資実績がある。

新規の投資とは別に、コンビナート企業主要数社の設備維持更新に係る投資額が年間約150億円（因みにこの経済波及効果は約200億円、雇用創出効果は約1200人と見込まれている）ある。

これらの特区実現による投資が直接的、間接的に増加するのに伴い、コンビナート企業を中心とする製造業だけでなく、コンビナートの下請け企業を含めた関連産業、さらには小売業やサービス業への経済効果も期待でき、幅広い業種で新たな投資が誘発されることが見込まれる。

#### 設備投資、研究開発投資額等

	投資総額 (億円)	経済波及 効果(億円)	雇用創出 効果(人)
設備投資、研究開発投資等の計画	700	300	1,800
〔参考〕更新投資額(年間)	150	200	1,200

#### 年間出荷増加額

	出荷総額 (億円)	経済波及 効果(億円)	雇用創出 効果(人)
出荷年間増加額	400	100	300

## 2. 長期的に目指すべき政策目標

特区における新産業については、燃料電池、次世代ディスプレイ、環境産業、バイオテクノロジー産業の4分野を対象としている。この4分野合わせた市場規模は、政府関係機関等の試算（目標を含む）をもとに推定すれば、2000年から2010年の間に約46兆円拡大すると見られている。

特区の実現を契機として、産業界、行政など地域の各主体がそれぞれの立場で最大限の努力を行うことにより、北勢地域において、2010年にこの市場拡大分46兆円の2.7%、約1兆2,400億円のシェアを獲得することは可能と考えられ、これを各主体が共通して目指すべき政策目標として取り組んでいく。

目標値2.7%は、以下の通り設定した。

もともと三重県は製造品出荷額で全国11位(2001年、速報値)シェアにして北勢地域が1.7%、県全体で2.7%を占める工業県であり、特区を中心とした北勢地域で、新産業市場の相応のシェアを確保できると考えた。

そこで、ベースのシェアとして、北勢地域のシェア実績1.7%を設定した。

次に特区実現による規制改革、民間事業者の積極的な取り組みで、もう一段のシェアアップを図ることが可能であると考えた。

シェアアップ幅を+1%、最終目標値を2.7%とし、特区を中心とした北勢地域で現在の県全体のシェア実績である2.7%を確保する目標を設定した。

以 上

構造改革特区にかかる四日市港管理組合の取組

四日市港管理組合

平成16年1月

四日市港管理組合では、国際競争力のある港を目指し、平成14年12月、荷主企業、港運・海運企業、労働団体、関係官公庁、四日市港管理組合などから構成される「活力ある四日市港づくり懇談会」を設立し、港湾の24時間・365日フルオープン化をはじめ、港湾コストやサービスの向上などの課題の早期解決について具体的な検討を進めています。

四日市港管理組合は、平成15年4月1日に三重県・四日市市とともに、「技術集積活用型産業再生特区」の申請を行い、同年4月21日に構造改革特区の認定を受けました。港湾関係では、税関の臨時開庁手数料の軽減（2分の1）や、税関の執務時間外における通関体制の整備（平日の2時間延長）といった特例措置が認められました。

（規制改革）

1 税関の執務時間外に通関体制の整備

(1) 臨時開庁手数料の軽減による貿易の促進事業

税関の臨時開庁手数料が、平成15年4月21日から四日市港の臨港地区を対象に従来の2分の1に軽減されました。

臨時開庁時のそれぞれの時間帯における手数料は次ぎのとおりです。（手数料は、いずれも1時間までごとの単価です。）

時間帯	従来の手数料	特例措置適用後の手数料
0時～5時	8,300円	4,150円
5時～22時	7,800円	3,900円
22時～24時	8,300円	4,150円

(2) 税関の執務時間外における通関体制の整備による貿易の促進事業

四日市税関支署において平成15年5月26日から、従来、平日（月～金曜日）の8時30分～17時までであった税関の通関体制が2時間延長され、19時まで職員が常駐することになりました。（しかしながら、17時～19時までの臨時開庁手数料は1時間当たり3,900円が必要です。）

今後は、港運企業等民間事業者によるゲートオープンの延長等と相まって、四日市港の24時間・365日フルオープン化への官民一体となった取り組みを着実に進めていく必要があり、今回の特例措置はその第一歩となります。

また、四日市臨海部工業地帯の企業（コンビナート企業等）は、四日市港を通して

原材料を輸入し、製品を輸出しており、従来から強い結びつきがありました。特例措置の適用により、物流面でのリードタイムの短縮、コスト低減が図られると、コンビニエンスストア企業等の活性化につながり、基礎素材産業の振興が促進されるとともに、三重県北部に広がる次世代産業（電気・電子、液晶、自動車、メディカル関連産業）への高付加価値素材の供給が促進されることとなります。さらに、次世代産業の企業にとっても、四日市港のコスト・サービスの向上は、自社の物流機能を高めることとなります。

税関の執務時間外の通関体制をさらに充実（平日の時間延長と、土日祝日の開庁）してもらうためには、時間外に通関を必要とする貨物の需要を掘り起こし、臨時開庁の実績を上げることが必要です。

三重県、四日市市、四日市港管理組合並びに荷主企業、港運業者等で構成する「四日市市臨海部工業地帯再生プログラム検討会 港湾・物流関連分科会」を開催し、特区の実施状況について、意見交換を行い、港湾利用者等の意向把握に努めています。

#### （コンテナターミナルのゲートオープン時間の延長）

構造改革特区において税関が執務時間を延長したことに対応し、コンテナターミナルの平日のゲートオープン時間を試験的に 20 時まで延長しました。トライアル期間での延長効果を見極め、恒常化の検討を行うこととしています。（トライアル期間：平成 15 年 9 月～11 月の 3 カ月間をさらに、平成 16 年 2 月まで延長しました。）

#### コンテナターミナルのゲートオープン時間

	月～金曜日	土曜日
従 前	8 時 30 分～16 時 30 分	8 時 30 分～16 時 30 分
トライアル期間（H15.9～H16.2）	8 時 30 分～20 時	8 時 30 分～16 時 30 分

## 2 強制水先制度の見直し

強制水先制度は、全国で 10 の特定地域において、船長の意思にかかわらず、水先人の乗船を義務化しています。

1 万総トン以上の船舶が四日市港を利用する場合、伊良湖水道の通過時に伊良湖三河湾水先区、四日市港への入港時に伊勢湾水先区の 2 つの強制水先区を通ることになり、それぞれの水先区の水先人を乗船させなければなりません。

水先料金については、全国的に一部見直しが行われることとなりました。

この結果、平成 15 年 1 月 1 日から、東京湾と伊勢湾内（四日市港、名古屋港など）の水先料金が見直されました。

水先料金の見直しにより、四日市港を利用するコンテナ船の場合、伊勢湾水先区で 15.1%、伊良湖三河湾水先区で 4.2%、合計で 8.1%の水先料金の値下げになりました。



( 独自の取組 )

#### 1 定期航路の充実

- ・外航コンテナ定期航路は現在、東南アジア・中国・韓国の 11 航路、週 15 便が就航しています。
- ・平成 17 年度の霞ヶ浦北ふ頭国際海上コンテナターミナルの供用開始を視野に入れ、北米航路の早期再開を目指し、官民が一体となって、東京、大阪での主要荷主企業を対象とした「北米航路誘致懇談会」を開催したり、特定の船社に対し、積極的な寄港要請を行うなどのポートセールス活動を実施しています。

#### 2 港湾諸料金の軽減

- ・海外、国内港湾との競争が激化しており、港湾コストの低減などが求められています。
- ・新規の外航コンテナ航路開設等に伴う入港料、岸壁使用料などの減免や、空コンテナの取扱いに対する減免を実施しています。
- ・平成 14 年 12 月には、「活力ある四日市港づくり懇談会」を設立し、港湾利用者とともに、コストの低減、サービスの充実などについて検討を行っています。

#### 3 コンテナ船の大型化への対応

- ・現在、四日市コンテナ埠頭(株)岸壁 (-12m) と霞ヶ浦南ふ頭 26 号岸壁 (-13m) でコンテナ貨物を取扱っています。
- ・平成 13 年度に霞ヶ浦北ふ頭国際海上コンテナターミナル (-14m) の工事に着工し、平成 17 年度の供用開始を目指しています。

#### 4 高速道路へのアクセス強化

- ・第 2 号 神高速道路、東名阪自動車道へのアクセスを強化するために、臨港道路霞 4 号幹線の早期事業化に取り組むとともに、周辺道路の整備促進を関係機関に働きかけていきます。

#### 5 港湾物流情報の IT 化

##### (1) 港湾諸手続きの簡素化

平成 15 年 7 月 23 日から国の各行政機関 ( 税関、入国管理局など ) の貨物の輸出入や船舶の入出港に係る行政手続きのシングルウィンドウ化 ( 注 1 ) が実現しました。四日市港管理組合も、これに接続しており、今後も港湾利用者の拡大と利便性の向上を図っていきます。

## (2) 物流情報のIT化

国内主要10港で構成する「港湾物流IT化推進委員会」に参画し、コンテナ貨物の位置情報や手続き情報を共有できる「港湾物流情報プラットフォーム」(注2)の構築について検討しています。

四日市港では、平成15年2月に「活力ある四日市港づくり懇談会 港湾物流IT化推進作業部会」を設置し、港湾関係者とともに、「港湾物流情報プラットフォーム」の導入を始めとする四日市港のITについて検討を行っています。

### (注1) 輸出入・港湾関連手続きのシングルウィンドウ化

通関情報処理システム(NACCS)、港湾EDI及び乗員上陸許可支援システム等の各システムを相互に接続、連携することにより、1回の入力・送信で関係府省に対する輸出入・港湾関連手続きを行うことが可能となるものです。

### (注2) 港湾物流情報プラットフォーム

国際海上コンテナ輸送に関わるすべての主体が、貨物の手続情報や位置情報、配船スケジュール等の情報を、港湾物流情報プラットフォームを通じて共有化することにより、国際海上コンテナ輸送に関わる業務を滞りなく、低コストで実現しようとするシステム。

国内主要10港湾及び国土交通省により、港湾物流情報プラットフォームの構築が検討されています。

国際海上コンテナ輸送に関わる主体：船社、荷主、ターミナルオペレーター、海貨・通関業者、検数・検量業者、陸運業者等

国内主要10港湾：東京港、川崎港、横浜港、清水港、名古屋港、四日市港、大阪港、神戸港、北九州港、博多港

参考資料 2 . 中部 5 県の第 1 回 ~ 第 3 回認定特区の概要

[ 長野県 ]

都道府 県名	認定時 期	申請団 体名	特区の 分野	特区の名 称	区域の 範囲	特区の概要	今回申請される規制の 特例措置	特例措置の 番号
長野県	- 1	長野県	幼保連 携・一 体化分 野	満 3 歳に なる年度 当初から 幼稚園に 入園でき る特区	長野市、 上田市、 飯田市、 須坂市、 小諸市、 伊那市、 駒ヶ根 市、中野 市、大町 市、飯山 市、更埴 市、軽井 沢町、望 月町、浅 科村、真 田町、原 村、辰野 町及び豊 科町全域	幼児の幼稚園への就園 率が全国最下位の状況 下で、幼稚園が年度当 初から 3 歳未満児を積 極的に受入れることに より、幼児教育の普及 を図り、幼児の社会性 の涵養を促すととも に、働きながら子供を 幼稚園に通わせたいと いう保護者の要望に応 えることにより、子育て を行う市民の社会参 加を促す。	・三歳未満児の幼 稚園入園の容認	806
	- 2	長野県	農業分 野	長野県農 業大学校 ガイダン ス特区	長野県の 全域	近年の長野県の新規就 農者数は、年間 1 5 0 人程度まで減少してお り、今後、農業従事者 が高齢化に伴い順次リ タイアしていくものと 見込まれることから、 農業大学校における効 率的な就職あっせんを 実施し、県内就農者の 確保・育成に努めるこ とにより、長野県農業 を担う若い就農者を早 急に確保し、世代交代 を円滑に進める。	・農業大学校にお ける無料職業紹介 事業実施の容易化	1001

( 凡例 )

「認定時期」

- 1 : 第 1 回第 1 弾認定 ( H15.4.21 )      - 2 : 第 1 回第 2 弾認定 ( H15.5.23 )      : 第 2 回認定 ( H15.8.29 )  
: 第 3 回認定 ( H15.11.28 )      - 追 : 特例措置追加に係る変更追加 ( H15.11.28 ) \*アンダーラインで表示

( 注 ) 1      - 追において変更追加部分はアンダーラインにて表示

( 注 ) 2 「特例措置の番号」: 詳細は参考資料「特定事業一覧表」を参照

都道府 県名	認定時 期	申請団 体名	特区の 分野	特区の名 称	区域の 範囲	特区の概要	今回申請される規制の 特例措置	特例措置の 番号
長野県	- 2	長野県 青木村	都市農 村交流 分野	青木村都 市農村交 流特区	長野県 小県郡 青木村 の全域	地域が抱える担い手不足や、農地の遊休化といった深刻な課題に対して、農業内部での対応だけでは、これらの問題が解決できない状況にあることから、市民農園の開設主体を新たに農業開発公社へ拡大することにより、農地の適正かつ効率的な利用を促進する。	・市民農園の開設者の範囲の拡大	1002
	- 2	長野県 売木村	都市農 村交流 分野	売木村ふ れあい交 流農園特 区	長野県 下伊那 郡売木 村の全 域	地域が抱える担い手不足や、農地の遊休化といった深刻な課題に対して、農業内部での対応だけでは、これらの問題が解決できない状況にあることから、市民農園の開設主体を新たに拡大し、村内全域での市民農園の開設により、農地の適正かつ効率的な利用を促進し、都市住民との交流を図る。	・市民農園の開設者の範囲の拡大	1002

都道府 県名	認定時 期	申請団 体名	特区の 分野	特区の名 称	区域の 範囲	特区の概要	今回申請される規制の 特例措置	特例措置の 番号
長野県	- 2	長野県 大鹿村	農業分 野	大鹿村中 山間地農 業活性化 特区	長野県 下伊那 郡大鹿 村の全 域	地域が抱える担い手不 足や、農地の遊休化と いった深刻な課題に対 して、農業内部での対 応だけでは、これらの 問題が解決できない状 況にあることから、農 業生産法人以外の法人 （建設業者）による農 業への参入により、農 地の適正かつ効率的な 利用の確保するととも に、建設業が抱えてい る労働力の活用によ り、地域内の活性化を 図る。	・農地貸し付け方 式による株式会社 等の農業経営への 参入の容認	1001
	- 2	長野県 木曾福 島町	都市農 村交流 分野	木曾福島 町都市農 村交流特 区	長野県 木曾郡 木曾福 島町の 区域の 一部(旧 新開村)	地域が抱える担い手不 足や、農地の遊休化と いった深刻な課題に対 して、農業内部での対 応だけでは、これらの 問題が解決できない状 況にあることから、農 業生産法人以外の法人 （特定非営利活動法人 ふるさと交流木曾）に よる農業への参入によ り、農地の適正かつ効 率的な利用の確保と農 業体験を通じた都市住 民との交流促進を図 る。	・農地貸し付け方 式による株式会社 等の農業経営への 参入の容認	1001

都道府 県名	認定時 期	申請団 体名	特区の 分野	特区の名 称	区域の 範囲	特区の概要	今回申請される規制の 特例措置	特例措置の 番号
長野県	- 2	長野県 波田町	都市農 村交流 分野	波田町都 市農村交 流特区	長野県 東筑摩 郡波田 町の全 域	地域が抱える担い手不足や、農地の遊休化といった深刻な課題に対して、農業内部での対応だけでは、これらの問題が解決できない状況にあることから、市民農園の開設主体を新たに農業開発公社へ拡大することにより、農地の適正かつ効率的な利用を促進する。	・市民農園の開設者の範囲の拡大	1002
	- 2	長野県 梓川村	農業分 野	梓川村地 域活性化 特区	長野県 南安曇 郡梓川 村の全 域	地域が抱える担い手不足や、農地の遊休化といった深刻な課題に対して、農業内部での対応だけでは、これらの問題が解決できない状況にあることから、農業生産法人以外の法人（株式会社 ファインフーズ梓川）の農業への参入による遊休農地の解消や発芽玄米に適した品種（巨大胚芽米や新形質米等）の開発及び減農薬・有機栽培の実証展示ほ場の設置等により、農地の適正かつ効率的な利用を促進する。	・農地貸し付け方式による株式会社等の農業経営への参入の容認	1001

都道府 県名	認定時 期	申請団 体名	特区の 分野	特区の名 称	区域の 範囲	特区の概要	今回申請される規制の 特例措置	特例措置の 番号
長野県	- 2	飯田市	都市農 村交流 分野	南信州グ リーン・ ツーリス ム特区	飯田市 の全域	飯田市では、これまで 実施してきた体験農 業、農家泊等の先導的 な地域振興施策を一層 の推進を図るため、規 制の特例により、総合 的なグリーン・ツーリ ズムの実施、農業の多 様な担い手の確保・育 成、農業関連産業育成 による農業振興等を推 進し、都市農村交流、 定住人口の拡大等を通 じて、中山間地域にお ける地域コミュニティの 再生を図る。	・農家民宿におけ る簡易な消防設備 等の容認 ・農地貸し付け方 式による株式会社 等の農業経営への 参入の容認 ・市民農園の開設 者の範囲の拡大	407  1001  1002
	- 2	小海町	生活福 祉分野	小海町福 祉輸送特 区	長野県 南佐久 郡小海 町の全 域	小海町では、既存の公 共交通機関が歩行困難 者や車イス利用者のた めの特殊車両を有して おらず、高齢者や身体 障害者等移動制約者に 対する十分な輸送サー ビスが確保されていな いため、小海町社会福 祉協議会があらかじめ 登録した会員等に対し 安心して安全かつ低廉な 有償輸送サービスを提供 することにより、地 域福祉の増進を図る。	・NPOによるボ ランティア輸送の 有償化	1206



都道府 県名	認定時 期	申請団 体名	特区の 分野	特区の名 称	区域の 範囲	特区の概要	今回申請される規制の 特例措置	特例措置の 番号
長野県	- 2	大桑村	教育分 野	切磋琢磨 と、こま やか学習 特区	長野県 木曾郡 大桑村 の全域	小学校・中学校を通じ て全学年を2学級体制 とし、新たな学級編制 に伴い任用する教員の 給与を村費で負担する ことにより、互いに切 磋琢磨してともに伸び る環境を設定し、生き る力の基本となる「基 礎・基本の学習の修得」 を図る。	・市町村負担教職 員任用の容認	810
	- 2	大桑村	生活福 祉分野	大桑村障 害者地域 ケア特区	長野県 木曾郡 大桑村 の全域	障害者の主体性、選択 性を尊重する支援費制 度の施行にともない、 デイサービス事業への 期待は高まっているこ とを踏まえ、障害者共 同作業所の設置等とあ いまって、障害者（児） による既存の指定通所 介護事業所の利用を可 能にすることにより、 障害者（児）の地域で の自立支援と社会参加 を図る。	・指定介護事業所 等における障害児 等のデイサービスの 容認	906
	- 2	木島平 村	生活福 祉分野	木島平村 デイサー ビス事業 バリアフ リー特区	長野県 下高井 郡木島 平村の 全域	障害者の主体性、選択 性を尊重する支援費制 度の施行にともない、 デイサービス事業への 期待は高まっているこ とを踏まえ、障害者の ケアマネジメント体制 の構築を図りつつ、障 害者（児）による既存 の指定通所介護事業所 の利用を可能にするこ とにより、障害者（児） の地域での自立支援と 社会参加を図る。	・指定介護事業所 等における障害児 等のデイサービスの 容認	906

都道府 県名	認定時 期	申請団 体名	特区の 分野	特区の名 称	区域の 範囲	特区の概要	今回申請される規制の 特例措置	特例措置の 番号
長野県		佐久市	都市農 村分野	コスモス 街道ふる さと農園 特区	佐久市 の区域 の一部 (旧内山 村)	首都圏直結の交通利便 を持つ佐久市の特徴を 生かして、民宿、旅館 等宿泊施設の経営者 が、既存施設（休憩、 温泉、宿泊施設等）を 活用した、コスモス街 道ふるさと農園（自然 環境のなかで地域住民 と交流しながら野菜や 草花を栽培し、ふるさ とに帰ったようにゆっ たりできる市民農園） を特例の導入により、 開設し、それを拠点と して、都市住民と地域 との交流を促進すると ともに、地域活性化を 図る。	・市民農園の開設 者の範囲の拡大	1002
		三水村	生活福 祉分野	三水村地 域住民支 援特区	長野県 上水内 郡三水 村の全 域	知的障害者及び障害児 による既存の指定通所 介護事業所の利用を特 例の導入により可能に することにより、障害 者（児）の地域での自 立支援と社会参加を図 るとともに、高齢者や 障害者等移動制約者に 対する十分な輸送サー ビスが確保されていない ことから、社会福 祉協議会があらかじめ 登録した会員に対し、 安心かつ安全な有償輸 送サービスを提供する 特例により、移動制約 者の自立支援と地域福 祉の増進を図る。	・指定介護事業所 等における障害児 等のデイサービスの 容認 ・NPOによるボ ランティア輸送 の有償化	906  1206

都道府 県名	認定時 期	申請団 体名	特区の 分野	特区の名 称	区域の 範囲	特区の概要	今回申請される規制の 特例措置	特例措置の 番号
長野県		小布施 町	都市農 村交流 分野	信州おぶ せ緑のか け橋特区	長野県 上高井 郡小布 施町の 全域	生産者の顔の見える 「安全安心」の農産物 の提供、夜なべ談義や 新鮮な野菜の朝採り体 験等、農業体験や農村 体験など滞在型の都市 農村交流を進めるた め、農家民宿の開設を 容易にする特例を導入 し、農業農村への理解 を深める。これにより 小布施町のファンやリ ピーターを増やし、農 産物の販路拡大につな げる。	・農家民宿におけ る簡易な消防用設 備等の容認	407
		南牧村	教育分 野	南牧こま やか教育 特区	長野県 南佐久 郡南牧 村の全 域	すでに保育園、小学校 と少人数の学級編成に よる適切な指導と基礎 学力の充実を行ってお り、さらに特色ある教 育活動に向け取り組み を図っていくため、中 学校における学級編成 を20人規模を標準と して新たな学級編成を 行い、この編成に伴い 任用する教員を特例の 導入により村費で対応 し、ふるさとに誇りと 自信と愛着を持つ人材 の育成を図ることを目 指す。	・市町村負担教職 員任用の容認	810

都道府 県名	認定時 期	申請団 体名	特区の 分野	特区の名 称	区域の 範囲	特区の概要	今回申請される規制の 特例措置	特例措置の 番号
長野県		長野県 長野市	産学連 携分野	ものづく り研究開 発促進特 区	長野市 須坂市 上田市 小諸市 佐久市 松本市 塩尻市 岡谷市 諏訪市 茅野市 伊那市 駒ヶ根 市及び 飯田市 並びに 長野県 埴科郡 坂城町 小県郡 丸子町 北佐久 郡御代 田町、南 安曇郡 豊科町、 諏訪郡 下諏訪 町、富士 見町及 び原村 並びに 上伊那 郡南箕 輪村の 全域	世界的水準の「ナノテ ク」分野で優れた研究 シーズを有する学術研 究機関（信州大学工学 部・繊維 学部）の立地 や高いレベルの超精密 加工技術産業の集積な ど、産学官連携による 高い研究開発ポテンシ ャルをもつ地域特性を 活かし、外国人研究者 の受入れ促進や産学連 携共同研究等のための 特例の導入により、「ナ ノテク」分野を中心と した新しい研究開発、 研究成果の産業化を促 進し、県内に「スマー トデバイス・クラスタ ー」を形成する。	・外国人研究者受 入れ促進 ・外国人の入国、 在留申請の優先処 理 ・国の試験研究施 設の使用手続きの 迅速化、使用の容 易化 ・国有施設等の廉 価使用の拡大	501～503 504 704 705 814 815

都道府 県名	認定時 期	申請団 体名	特区の 分野	特区の名 称	区域の 範囲	特区の概要	今回申請される規制の 特例措置	特例措置の 番号
長野県		長野市	教育分 野	小規模校 いきいき 教育特区	長野市 の全域	複式学級となっている 小規模の学校は、少人 数のため人間関係が固 定化してしまうことや 他から吸収するものが 少ないため、児童にと って校外における教育 活動が大きな刺激とな っている。教室を離れ た多くの校外学習は、 社会生活を営む上で必 要な基礎的・基本的 内容の習得につながり、 教育的効果が期待され ている。このため校外 学習は、児童の発達段 階に応じた取り組みが 望ましいことから、学 年ごとに責任・指導が 行える学級担任の配置 が是非とも必要にな る。市費負担教職員に よる学級担任の配置 は、教科指導も含め、 きめ細かな学級運営が 図られる。	・市町村負担教職 員任用の容認	810

都道府 県名	認定時 期	申請団 体名	特区の 分野	特区の名 称	区域の 範囲	特区の概要	今回申請される規制の 特例措置	特例措置の 番号
長野県		立科町	都市農 村交流 分野	都市農村 交流空間 創造特区	長野県 北佐久 郡立科 町の全 域	当町では、都市との共生により、地域経済の活性化に結びつけるため、立科町農村活性化構想や農山村滞在型余暇活動機能整備計画に官民一体となったグリーン・ツーリズム推進のまちづくりを位置付けているところである。こうした取組や農業生産法人の行う農業関連事業を拡大する特区の活用により民間活力を導入し、地域住民との様々なふれあいの場を通じて、地域産業の活性化、農村景観や地域資源の保全を図り、魅力ある農村空間を創造する。	・農業生産法人による農家民宿の経営容認	1005
	- 追	飯田市	都市農 村交流 分野	南信州グ リーン・ ツーリズ ム特区	飯田市 の全域	飯田市では、これまで実施してきた体験農業、農家泊等の先導的な地域振興施策を一層の推進を図るため、規制の特例により、総合的なグリーン・ツーリズムの実施、農業の多様な担い手の確保・育成、農業関連産業育成による農業振興等を推進し、都市農村交流、定住人口の拡大等を通じて、中山間地域における地域コミュニティの再生を図る。	・農家民宿における簡易な消防設備等の容認 ・ <u>農家民宿等における濁酒の製造容認</u> ・農地貸し付け方式による株式会社等の農業経営への参入の容認 ・市民農園の開設者の範囲の拡大	407 707 1001 1002

都道府 県名	認定時 期	申請団 体名	特区の 分野	特区の名 称	区域の 範囲	特区の概要	今回申請される規制の 特例措置	特例措置の 番号
長野県	- 追	小布施 町	都市農 村交流 分野	信州おぶ せ緑のか け橋特区	長野県 上高井 郡小布 施町の 全域	生産者の顔の見える 「安全安心」の農産物 の提供、夜なべ談義や 新鮮な野菜の朝採り体 験等、農業体験や農村 体験など滞在型の都市 農村交流を進めるた め、農家民宿の開設を 容易にする特例を導入 し、農業農村への理解 を深める。これにより 小布施町のファンやリ ピーターを増やし、農 産物の販路拡大につな げる。	・農家民宿におけ る簡易な消防用設 備等の容認 ・ <u>農地取得後の農 地の下限面積要件 緩和</u>	407  1006

都道府 県名	認定時 期	申請団 体名	特区の 分野	特区の名 称	区域の 範囲	特区の概要	今回申請される規制の 特例措置	特例措置の 番号
長野県	- 追	長野県 長野市	産学連 携分野	ものづく り研究開 発促進特 区	長野市 須坂市 上田市 小諸市 佐久市 松本市 塩尻市 岡谷市 諏訪市 茅野市 伊那市 駒ヶ根 市及び 飯田市 並びに 長野県 埴科郡 坂城町 小県郡 丸子町 北佐久 郡御代 田町、南 安曇郡 豊科町、 諏訪郡 下諏訪 町富士 見町及 び原村 並びに 上伊那 郡南箕 輪村の 全域	ものづくり研究開発促進特区の重点目標である「ナノテク」関連の長期的優位性をもつ産業集積「スマートデバイス・ク ラスター」形成のためには、ナノテクをベースとした電子・電機・機 械を中心とするものづくりの技術力と情報処理( I T )技術との融合・連携 による、スマートデバイスの開発が重要であることから、外国人情報処理技術者の受入れ促進事業等を追加する。	・外国人研究者受 入れ促進 ・外国人の入国、 在留申請の優先処 理 ・外国人情報処理 <u>技術者の在留期間 延長</u> ・国の試験研究施 設の使用手続きの 迅速化、使用の容 易化 ・ <u>国有施設等の廉 価使用の拡大</u>	501,502, 503 504, <u>507</u> 704 705 <u>813</u> 814 815



[ 岐阜県 ]

都道府 県名	認定時 期	申請団 体名	特区の分 野	特区の名 称	区域の 範囲	特区の概要	今回申請される規制の 特例措置	特例措置の 番号
岐阜県	- 1	岐阜県 八幡町 岩村町	I T 推 進分野	スイート バレー・ 情場形成 特区	岐阜市 各 務原市 大 垣市、関 市、美濃 市、八幡 町 多治見 市、瑞浪 市 土岐市 岩村町及 び富加町 の全域	県南部地域の木曾三川 流域を中心とした地域 に、世界有数の先端技 術産業集積地の形成を 目指す「スイートバレ ー構想」において、 1) 高度なIT関連産 業や優秀な人材の一層 の集積、 2) 地域情報化の推進、 を目指しており、高度 情報化社会における付 加価値の高い情報やサ ービスの生産現場「情 場」の形成を図る。	・ 国立大学教員等の 勤務時間内兼業の 容認 ・ 土地開発公社造成 地の賃貸の容認 ・ 地方公共団体によ る電気通信事業者 への通信回線の開 放 ・ 外国人研究者受入 れ促進 ・ 外国人の入国、在 留申請の優先処理 ・ 国有施設等の廉価 使用の拡大	202 403 404 501~503 504 813,814 815
	- 2	岐阜市	生活福 祉分野	福祉サー ビスの向 上特区	岐阜市 の全域	知的障害児通園施設の 調理業務を外部委託す ることにより、提供さ れる食事の質の向上と 効率的な運営による経 費の削減を図るととも に、デイサービス事業 など在宅福祉サービス の拡充を図ることによ り、市内の障害児・者 に対して多様な福祉サ ービスを提供する。	・ 肢 体不自由児施 設等における調理 業務の外部委託の 容認	909

都道府 県名	認定時 期	申請団 体名	特区の分 野	特区の名 称	区域の 範囲	特区の概要	今回申請される規制の 特例措置	特例措置の 番号
岐阜県	- 2	多治見市	教育分 野	キキョウ 学習特区	多治見 市の全 域	引きこもり状態の不登校児童生徒に対して、IT等の機器を活用した学習支援を行い、自宅での自習を出席扱いすることにより学習意欲を喚起する。あわせて大学生が定期的に訪問したり、IT等の機器を活用してより多く外部と接触させ、社会とのつながりを広げることで、社会への興味・関心を持たせ、引きこもり状態の解消を目指す。	・IT等の活用による不登校児童生徒の学習機会の拡大	805
	- 2	可児市	教育分 野	IT等を 活用した 学校復帰 支援特区	可児市 の全域	不登校児童生徒に対し、学校復帰支援プログラムに従って引きこもり状態からの脱却を希求させ、その際に障害となる登校日数の不足、それに伴う学習の遅れ、集団生活に対するおそれなどを取り除くため、家庭訪問等の支援を行いながら、IT等を活用した学習活動や体験活動を出席扱いとするための条件整備を行う。	・IT等の活用による不登校児童生徒の学習機会の拡大	805

都道府 県名	認定時 期	申請団 体名	特区の分 野	特区の名 称	区域の 範囲	特区の概要	今回申請される規制の 特例措置	特例措置の 番号
岐阜県		瑞浪市	幼保連 携・一 体化分 野	幼児教保 育特区	瑞浪市 の全域	市立幼稚園3施設を (仮称)瑞浪市立瑞浪 市幼稚園として市内全 域の幼稚園児(5歳児) の入園を可能とし、そ れぞれの施設において 一部保育室を当該地区 内の保育所の分園と し、幼稚園の保育室に おいて保育所児を含め た合同教育を実施する とともに、市立保育所 7施設において一部保 育室を(仮称)瑞浪市 幼稚園の分室とし、こ の保育室において保育 所児を含めた合同教育 を実施する。	・幼 稚園における 幼稚園児及び保育 所児等の合同活動	807
		河合村 宮川村	生活福 祉分野	河合・宮 川村デマ ンド式ボ ニーカー システム 有償運送 特区	岐阜県 吉城郡 河合村 及び宮 川村の 全域	村営バス・スクールバ ス以外に公共交通機関 がないため、特例の導 入により、車の運転が できない高齢者等の輸 送の確保に河合宮川シ ルバー人材センターを 中心に住民ボランティ アがサービス実施運転 者として登録し、登録 した運転者が最寄りの 公共交通機関にアクセ ス出来る地点、あるい は診療所、買い物、そ の他日常生活の移動の 目的地等まで当該住民 に対して輸送サービス を提供する。	・交 通機関空白の 過疎地におけるボ ランティア輸送の 有償化	1207

都道府 県名	認定時 期	申請団 体名	特区の分 野	特区の名 称	区域の 範囲	特区の概要	今回申請される規制の 特例措置	特例措置の 番号
岐阜県		大垣市	教育分 野	ほほえみ スタディ サポート 特区	大垣市 の全域	引きこもりの状態の児童生徒が、自宅等において一定の学習を行うために、学習ボランティアが定期的に訪問して支援を行うとともに、学校や教育研究所は直接あるいは学習ボランティアを通して評価等を行うこととし、在籍校の校長が、自宅等の学習であっても指導要録上の出席扱いとする特例を導入する。この学習支援から、学校復帰へのきっかけとする。	・I T等の活用による不登校児童生徒の学習機会の拡大	805
		岐阜市	教育分 野	岐阜発 「英語で ふるさと 自慢」特 区	岐阜市 の全域	早期から英語に慣れ親しませ、小学校中学年から系統的・計画的に英語教育を実施し、日常生活における簡単な英会話ができるようにする。そのために、小学校第3学年から第6学年に教科としての「英語」を新設し、学級担任が主体となって英語教育を実施していく。具体的には、義務教育9か年を見通した英語教育のカリキュラム作成、指導法の開発、教員研修の充実等を行う。	・特区研究開発学校の設置（教育課程の弾力化）	802

都道府 県名	認定時 期	申請団 体名	特区の分 野	特区の名 称	区域の 範囲	特区の概要	今回申請される規制の 特例措置	特例措置の 番号
岐阜県		岐阜市	教育分 野	不登校生 徒を対象 とした 「ぎふ・ 学びの部 屋」特区	岐阜市 の全域	岐阜市では不登校児童・生徒への対応を図るため様々な諸施策を行ってきた結果、現在不登校の増加に歯止めがかかっている。さらに効果をあげるために、不登校生徒が学校へ復帰する際の阻害要因である学習の遅れを解消し、学習への自信や意欲を育むことをめざし、通級式の「ぎふ・学びの部屋」を設置する。その中で、市費負担講師を配置し、学校との連携を図りながら、一人一人の実態を踏まえた習熟度別の補充学習などを柱とする弾力的な教育課程の編成・実施により、在籍校への復帰や社会的自立を支援していく。	・不登校児童生徒対象学校設置に係る教育課程の弾力化 ・市町村負担教職員任用の容認	803 (818)  810
		岐阜県	まちづ くり分 野	美しいひ だ・みの 景観特区	高山市、 多治見 市、瑞浪 市、土岐 市、可児 市及び 瑞穂市 並びに 岐阜県 可児郡 御嵩町 の区域 の一部	美観風致の維持・公衆に対する危害の防止のため、屋外広告物法第7条で定める要件に従い、市町において違反広告物を簡易除却しているが、要件に当てはまらないため簡易除却ができず、路上に放置されている違反広告物が多く、街の美観を損ねている。当該特区を設定することにより、要件の緩和及び除去物件の拡大が図られ、実効性のある簡易除却が実施されることにより、違反広告物の減少、良好な景観形成並びに住民の意識高揚及び景観形成に向けた活動を促進する。	・条例違反の屋外広告物除却の迅速化及び対象拡大	1209

都道府 県名	認定時 期	申請団 体名	特区の分 野	特区の名 称	区域の 範囲	特区の概要	今回申請される規制の 特例措置	特例措置の 番号
岐阜県		岐阜県、 岐阜市、	まちづ くり分 野	岐阜市中 心商店街 再生特区	岐阜市 の区域 の一部 (柳ヶ 瀬地区 及び駅 前地区)	当該区域では、モータ リゼーションの進展や 長引く不況により、歩 行者通行量の減少、空 き店舗の増加、大型店 の閉店が相次いでいる。 こうした衰退傾向に歯 止めをかけ、魅力ある 中心市街地を目指すた め、岐阜市では大規模 小売店舗立地法の特例 により手続き期間を短 縮し、手続きを簡素化 することで、駅前再開 発を核とした商業核の 誘導、商店街の企画力 向上と賑わいの創出を 図る。	・中心市街地にお ける商業の活性化 (大規模小売店舗 立地法の特例)	1102
		岐阜市	まちづ くり分 野	岐阜市き れい・す っきり簡 易除却モ デル特区	岐阜市 の区域 の一部	美観風致の維持・公衆の 安全確保のために、屋外 広告物法に定める要件に 従い違反広告物を簡易除 却しているが、要件に当 てはまらないため簡易除 却ができず、路上に放置 されているものが少な からずある。岐阜市内 でも、特に美観風致の維 持・公衆の安全確保が必 要な地域の簡易除却対象 を拡大することによっ て、路上に放置されてい る違反広告物を全て簡 易除却することができるよ うにし、景観を良好に整 備するとともに、住民や 来岐者に対して岐阜市の モデル的な取り組みを発 信する。	・条 例違反の屋外 広告物除却の迅速 化及び対象拡大	1209

都道府 県名	認定時 期	申請団 体名	特区の分 野	特区の名 称	区域の 範囲	特区の概要	今回申請される規制の 特例措置	特例措置の 番号
岐阜県		岐阜市	まちづ くり分 野	岐阜市駐 車場運営 特区	岐阜市 の区域 の一部 (岐阜 駅北地 区)	J R 岐阜駅北口の岐阜 市駅西駐車場では、周 辺民間開発による駐車 需要の増加が見込ま れ、開発事業の進捗状 況に応じて利用者の求 めている多様な料金制 度や各種サービスをス ピーディーに実施する ことにより、駐車場利 用者へのサービスの拡 大と地域全体への来訪 者の利便性の向上、さ らには周辺地域におけ る民間開発事業の促進 を目指す。	・駐 車場料金の設 定・変更手続きの 容易化	1211
	- 追	岐阜市	生活福 祉分野	福祉サー ビスの向 上特区	岐阜市 の全域	障害児通園施設の調理 業務を外部委託するこ とにより、提供される 食事の質の向上と効率 的な運営による経費の 削減を図るとともに、 デイサービス事業など 在宅福祉サービスの拡 充を図ることにより、 市内の障害児・者に対 して多様な福祉サービ スを提供するとともに、 サービス提供基盤 の整備を図る。	・肢 体不自由児施 設等における調理 業務の外部委託の 容認 ・単 独型児童短期 入所事業所の設置 の容認	909 <u>(917)</u>  918

都道府 県名	認定時 期	申請団 体名	特区の分 野	特区の名 称	区域の 範囲	特区の概要	今回申請される規制の 特例措置	特例措置の 番号
岐阜県	- 追	岐阜県、 八幡町、 富加町、 岩村町	I T 推 進分野	スイート バレー・ 情場形成 特区	岐阜市、 各務原 市、大垣 市、関 市、美濃 市、多治 見市、瑞 浪市及 び土岐 市並び に岐阜 県郡上 郡八幡 町、恵那 郡岩村 町及び 加茂郡 富加町 の全域	県南部地域の木曾三川 流域を中心とした地域 に、世界有数の先端技 術産業集積地の形成を 目指す「スイートバレ ー構想」において、1) 高度なI T関連産業や 優秀な人材の一層の集 積、2)地域情報化の推 進、を目指しており、 高度情報化社会におけ る付加価値の高い情報 やサービスの生産現場 「情場」の形成を図る。	・国 立大学教員等の 勤務時間内兼業の容 認 ・土 地開発公社造成 地の賃貸の容認 ・地 方公共団体によ る電気通信事業者へ の通信回線の開放 ・外 国人研究者受入 れ促進 ・外 国人の入国、在 留申請の優先処理 ・外 国人情報処理技 術者の在留期間延長 ・国 有施設等の廉価 使用の拡大	202  403 404 501、502 503 504 507 813 815



[ 静岡県 ]

都道府 県名	認定時 期	申請団 体名	特区の 分野	特区の名 称	区域の 範囲	特区の概要	今回申請される規制の 特例措置	特例措置の 番号
静岡県	- 1	静岡県	国際物 流分野	国際港湾 交流特区	静岡市 の区域 の一部 (清水 港臨港 地区)	清水港の先進の港湾シ ステムを活かして、国際 競争力を高める24時 間フルオープン型の物 流体制を実現させ、全国 港湾の国際競争力の向 上と地域経済の活性化 を図る。	・臨時 開庁手数料 の軽減 ・税関 の執務時間 外における通関体 制の整備	701  702
	- 2	静岡県	産学連 携分野	先端健康 産業集積 特区	三島市 及び静 岡県駿 東郡長 泉町の 全域	医薬品・医療用具製造事 業所の集積や国立遺伝 学研究所をはじめとす る医薬、食品、バイオ関 連研究機関の立地、県立 静岡がんセンターの開 院等の地域特性を活か して、世界レベルの高度 医療を目指した「研究開 発の促進と健康関連産 業の振興・集積」を図り、 県民の健康の増進と我 が国経済の再生に貢献 する。	・外国 人研究者受 入れ促進 ・外国 人の入国、 在留申請の優先処 理	501～503  504
		静岡県 浜松市 浜北市 天竜市 細江町 引佐町	産学連 携分野	光技術関 連産業集 積促進特 区	浜松市 天竜市 及び浜 北市並 びに静 岡県引 佐郡細 江町及 び引佐 町の全 域	浜松地域における光技術 関連産業の集積を図るた め、光・電子関連の研究 開発や人材の育成、起業 化・製品化を進めている が、外国人研究者の在留 期間の延長や入国審査 等の迅速化などの特例に より、研究開発の計画的 な推進や外国人研究者 が安心して業務に専念で きる環境を整えとともに 大学の試験研究施設の 廉価使用の拡大などの特 例措置を適用することに より、関連産業の集積を 加速させ、地域の活性化 を図る。	・外国 人研究者受 入れ促進 ・外国 人の入国、 在留申請の優先処 理 ・国の 試験研究施 設の使用手続きの 迅速化、使用の容 易化 ・国有 施設等の廉 価使用の拡大	501～503  504  704 705  813 815

都道府 県名	認定時 期	申請団 体名	特区の 分野	特区の名 称	区域の 範囲	特区の概要	今回申請される規制の 特例措置	特例措置の 番号
静岡県		掛川市	幼保連 携・一 体化推 進分野	保育一 元・幼保 一元特区	掛川市 の全域	平成12年に策定した「掛川市幼児教育振興計画」に則り、就学前の児童に保育園・幼稚園の区別なく同一の場所で同一内容の保育を実施し、質の高い幼児教育を保障していくため、現在、市内の公立幼稚園・保育園の再編成を進めており、これと合わせ、幼稚園児と保育園児の合同活動を可能とし、より質の高い幼児教育・保育を展開する。	・幼稚園児と保育園児の合同活動 ・保育事務の教育委員会への委任	807 914 916

[ 愛知県 ]

都道府 県名	認定時 期	申請団 体名	特区の 分野	特区の名 称	区域の 範囲	特区の概要	今回申請される規制の 特例措置	特例措置の 番号
愛知県	- 1	名古屋 港管理 組合	国際物 流分野	名古屋港 産業ハブ 特区	名古屋 港臨港 地区	名古屋港における物流 コスト低減、サービス 向上を図るとともに、 企業のサプライチェー ンマネジメントを支援 する港湾物流の新しい 仕組みである「ロジス ティクスハブの形成」 や、中部地域産業の活 性化に向けた臨海部基 盤産業の新展開を支援 する「基盤産業ハブの 形成」により、地域経 済のみならず、我が国 経済の活性化を促進す る。	・臨時開庁手 数料 の軽減 ・税関の執務 時間 外における通関体 制の整備	701 702
	- 2	愛知県	国際物 流分野	中部臨空 都市国際 交流特区	常滑市 の全域 並びに 名古屋 市、春 日井市 及び小 牧市並 びに愛 知県西 春日井 郡豊山 町の区 域の一 部（名 古屋空 港）	中部国際空港近接部に おいて、24 時間空港の 開港や製造業の集積地 としての優位性を背景 に、国際空港機能を活 用した国際的な交流拠 点の整備・集積を図る とともに、燃料電池等 の新エネルギーの導入 による環境負荷の少な いまちづくり・ものづ くりの実現を目指す。	・臨時開庁手 数料 の軽減 ・公有水面埋 立地 の用途変更等の柔 軟化	701 1201

都道府 県名	認定時 期	申請団 体名	特区の 分野	特区の名 称	区域の 範囲	特区の概要	今回申請される規制の 特例措置	特例措置の 番号
愛知県	- 2	愛知県 豊橋市 蒲郡市 御津町 田原町	国際物 流分野  産学連 携分野	国際自動 車特区	豊橋市 及び蒲 郡市並 びに愛 知県宝 飯郡御 津町及 び渥美 郡田原 町の全 域	わが国の輸入自動車の約50%を占め、内外の主要自動車企業が集積する三河港地域において、自動車流通機能を高めると共に、自動車関連技術の研究開発を促進することにより、国際ビジネス拠点や産学連携の研究拠点等が複合する国際自動車産業都市の実現を目指す。	・外国人研究者受入れ促進 ・外国人の入国、在留申請の優先処理 ・国の試験研究施設の使用手続きの迅速化、使用の容易化 ・国有施設等の廉価使用の拡大 ・自動車の回送運行時における仮ナンバー表示の柔軟化	501~503 504 704 705 813 815 1204
		愛知県 名古屋市 瀬戸市 春日井市 豊田市 尾張旭市 長久手町	産学連 携分野	あいち・ なごやモ ノづくり 研究開発 特区	名古屋 市、瀬戸 市、春日 井市、豊 田市及び 尾張旭市 並びに愛 知県愛知 郡長久手 町の全域	世界的な産業技術の中核圏である名古屋圏の中核をなす愛知県において、名古屋市及び周辺に立地する大学及び研究機関を中心に、特例の導入により、優秀な外国人研究者の受入れ体制を整備し、併せて民間企業との産学連携を促進することにより、地域が持つ高度な「モノづくり」の技術とノウハウを活用して新産業分野(環境、健康・医療・福祉、新産業技術、情報通信)を創出・育成し、産業競争力の強化を図る。	・国立大学教員等の勤務時間内兼業の容認 ・外国人研究者受入れ促進 ・外国人の入国、在留申請の優先処理 ・外国人の永住許可弾力化 ・国の試験研究施設の使用手続きの迅速化、使用の容易化	202 501~503 504 505 704 705

都道府 県名	認定時 期	申請団 体名	特区の 分野	特区の名 称	区域の 範囲	特区の概要	今回申請される規制の 特例措置	特例措置の 番号
愛知県		高浜市	生活福 祉分野	みんなの 居場所 「ふれあ い・だん らん」特 区	高浜市 の全域	指定通所介護事業所での知的障害児・者のデイサービス事業の利用が可能な特例によって、当該施設の有効利用を図り、家族にとっての肉体的・精神的負担の軽減、就労機会の提供を図り、ものづくりが盛んな本市の産業界における労働力の確保と雇用機会の増大に寄与する。また、市が進める福祉施策である公的サービスとインフォーマルなサービスを組み合わせ、地域とかわりをもちながら暮らしていくことを実現する。	・指定介護事業所等における障害児等のデイサービスの容認	906
		愛知県	農業分 野	あいち新 たな農 業・関 連産 業人 づくり 特区	愛知県 の全域	愛知県立農業大学校長が、同校の学生・研修生及び同校を卒業した者に対し、就農又は就職先として県内の農家、農業法人及び農業関連産業への無料職業紹介を実施する。大学校での研修教育の強化などとともに、この新たな人材供給体制を通じて「農業を支える人づくり」を進め、地域農業の発展、農業関連産業活動の活性化及び若者の雇用促進を図る。	・農業研修施設における無料職業紹介の容認	905

都道府 県名	認定時 期	申請団 体名	特区の 分野	特区の名 称	区域の 範囲	特区の概要	今回申請される規制の 特例措置	特例措置の 番号
愛知県		豊根村	生活福 祉分野	とよねが んばらマ イカー特 区	愛知県 北設楽 郡豊根 村の全 域	豊根村では、過疎化の 進行とともに交通弱者 の移動手段であるバス・タクシ ーが減少していることから、村の 登録ボランティアの自 家用車等を活用し、路 線バスの補完、病院・ 買い物等のための移動 サービスを充実することにより、住民の利便 性の向上を図る。	・交通機関空 白の 過疎地におけるボ ランティア輸送の 有償化	1207

[ 三重県 ]

都道府 県名	認定時 期	申請団 体名	特区の 分野	特区の名 称	区域の 範囲	特区の概要	今回申請される規制の 特例措置	特例措置の 番号
三重県	- 1	三重県 四日市市 四日市港 管理組合	産業活 性化分 野	技術集積 活用型産 業再生特 区	四日市 市、川越 町及び 楠町の 全域	三重県北部臨海地域の 石油精製・石 油化学産 業は大きな構造転換が 求められているが、今 まで蓄積してきた技 術、人材、インフラ等 の集積や近接する電 気・電子・自 動車産業 などが存在する強みを 活かし、高付加価値型 や次世代産業への展開 を加速し、国際競争力 のある産業集積地とし ての再生を果たす。	・ 石油コンビナ ート施設のレイアウト 規制の緩和 ・ 臨時開庁手数料 の軽減 ・ 税関の執務時間 外における通関体制 の整備 ・ 家庭用燃料電池 の一般用電気工作 物へ位置付け等	408  701  702  1104
		津市、 河芸町	産業活 性化分 野	複合型産 業集積特 区	津市及 び三重 県安芸 郡河芸 町の区 域の一 部(中勢 北部サ イエンス シテイ)	中勢北部サイエンスシ ティは、国オフィスアルカ ディア事業と土地開発 公社事業とを同一区域 内に一体化した造成事 業である。昨今、企業立 地の形態も変容してく ているため、公社造成地 への土地賃貸制度の導 入により、企業集積の 核となる情報通信関連 分野など先端的産業や 物流センター等の先導 的な立地を国、地方及 び地域通信事業者の三 位一体で誘引・実現す る。これら核となる先 端的産業等の集積効果 や立地企業相互間の相 乗効果により複合型産 業集積拠点の早期形成 を図り、産業活力拠点 の創出と新たな雇用の 場の確保を行う。	・ 土地開発公社造成 地の賃貸の容認	403

都道府 県名	認定時 期	申請団 体名	特区の 分野	特区の名 称	区域の 範囲	特区の概要	今回申請される規制の 特例措置	特例措置の 番号
三重県		藤原町	幼保連 携・一 体化推 進分野	藤原町幼 保一体的 運営特区	三重県 員弁郡 藤原町 の全域	当町は少子化に伴い、平成 6年に2保育所を1箇所 に、今年5つの幼稚園を1 園に合併し、同一敷地内に 併設した。幼稚園児、保育 所児を分けて保育した場合 懸念される 適正な集 団教育が出来ない 家庭 環境が異なるだけで仲の 良い隣土の児童が2分 化される 保護者は就学 前教育と保育とに差が出 ないか不安を持つ、等の諸 問題を解消するため、可能 な限り幼保合同活動を実 施し、集団生活の中で人 との関わる力を育成すると 共に、同じ体験をさせる中 で保育就学前教育目標を 達成させる。	・幼稚園児と保育園児 の合同活動 ・保育事務の教育委員 会への委任	807  914 916
		飯高町	生活福 祉分野	飯高町N PO福祉 移送サー ビス特区	三重県 飯南郡 飯高町 の全域	飯高町は、面積が広く集落 が点在し、高齢化率が約3 6%と非常に高く、少子高 齢化が著しく進行してい る過疎の町であり、公共交 通機関による高齢者や障 害者等の交通弱者の移動 が十分確保されていない ために、充実した医療が受 けられる病院への通院や 日常生活必需品の購入に も支障を来している。この ため、高齢者や障害者の移 動支援策として、福祉移送 サービスを行い日常生活 の利便性の向上及び社会 参加を促進し、誰もが安心 して暮らせる町づくりを 実現し、地域福祉の充実を 図る。	・NPOによるボラン ティア輸送の有償化	1206



参考資料 3 . 特定事業一覧

番号	特定事業の名称	備考
101	特殊海岸地域交通安全対策事業	2次追加
102	まちづくり交通安全対策事業	2次追加
103	ロボット公道実験円滑化事業	2次追加
201	国立大学教員等の勤務時間内技術移転兼業事業	
202	国立大学教員等の勤務時間内研究成果活用兼業事業	
203	国立大学教員等の勤務時間内監査役兼業事業	2次追加
301	預金取扱金融機関による営業用不動産の有効活用事業	
401	住民票の写しの自動交付機の設置場所拡大事業	
402	印鑑登録証明書の自動交付機の設置場所拡大事業	
403	土地開発公社の所有する造成地の賃貸事業	
404	地方公共団体による専ら卸電気通信役務を提供する第一種電気通信事業	
405	空中線利得を増大した5GHz帯無線アクセスシステムの導入事業	
406	電気通信業務以外での無線アクセスシステム活用事業	
407	農家民宿における簡易な消防用設備等の容認事業	
408	石油コンビナート等特別防災区域内事業所の多様な安全確保措置による施設配置等事業	
409	地方公務員に係る臨時的任用事業	2次追加
410	国内衛星の地上での無線通信免許手続き簡素化事業	2次追加
501・502 503	外国人研究者受入れ促進事業	
504	特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業	
505	特定事業等に係る外国人の永住許可弾力化事業	
506	外国人研修生受入れによる人材育成促進事業	2次追加
507	外国人情報処理技術者受入れ促進事業	2次追加
508	夜間大学院留学生受入れ事業	2次追加
601	短期滞在査証の発給手続きの簡素化事業	2次追加
602	数次短期滞在査証の発給手続きの簡素化事業	2次追加
701	臨時開庁手数料の軽減による貿易の促進事業	
702	税関の執務時間外における通関体制の整備による貿易の促進事業	
703	民間事業者等による総合保税地域における一団の土地等の所有又は管理事業	
704	国の試験研究施設の使用手続きの迅速化事業	
705	国の試験研究施設の使用の容易化事業	
706	距離基準の延長による保税蔵置場の設置促進事業	2次追加
707	特定農業者による濁酒の製造事業	2次追加
802	構造改革特別区域研究開発学校設置事業	
803(818)	不登校児童生徒等を対象とした学校設置に係る教育課程弾力化事業	
804	高等学校等における学校外学修の認定可能単位数拡大事業	
805	IT等の活用による不登校児童生徒の学習機会拡大事業	
806	三歳未満児に係る幼稚園入園事業	
807	幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業	
808	市町村採用教員に係る特別免許状授与手続きの迅速化事業	
809	市町村採用教員に係る免許状授与手続きの簡素化事業	
810	市町村費負担教職員任用事業	

番号	特定事業の名称	備考
811	校地面積基準の引き下げによる大学設置事業	
812	校舎面積基準の引き下げによる大学院設置事業	
813	国有施設等の廉価使用の拡大による研究交流促進事業	
814	国有施設等の廉価使用の拡大による研究交流促進事業	
815	国有施設等の廉価使用の拡大による研究交流促進事業	
816	学校設置会社による学校設置事業	2次追加
817	学校設置非営利法人による学校設置事業	2次追加
819	構造改革特別区域研究開発学校における教科書の早期給与特例事業	2次追加
820 (801-2)	校地・校舎の自己所有を要しない小学校等設置事業	2次追加
821 (801-1)	校地・校舎の自己所有を要しない大学等設置事業	2次追加
901	社会保険労務士を活用した労働契約の締結等に係る代理事業	
902	島嶼部の市町村による公共職業安定所への取次ぎ事業	
903	官民共同窓口の設置による職業紹介事業	
904	地方公共団体によるキャリア形成促進助成金の申請事務代行業	
905	農業者研修教育施設の長による無料職業紹介事業	
906	指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入れ事業	
907-1	民間事業者による特別養護老人ホーム設置事業	
907-2	地方公共団体の設置する特別養護老人ホーム管理委託事業	
908(912)	児童福祉施設における調理業務担当者派遣受入れ事業	
909(917)	障害児施設における調理業務の外部委託事業	
910	株式会社の医療への参入	2次追加
911-1	ボイラー及び第一種圧力容器における開放検査周期の延長事業	2次追加
911-2	ボイラー及び第一種圧力容器の連続運転の共同実施事業	
913	保育所における私的契約児の弾力的な受入れの容認事業	2次追加
914	保育所における保育所児及び幼稚園児の合同活動事業	2次追加
915	耐火建築物及び準耐火建築物の要件の適用除外による社会福祉施設等設置事業	2次追加
916	保育の実施に係る事務の教育委員会への委任事業	2次追加
918	人員及び設備要件を緩和した単独型児童短期入所事業所設置事業	2次追加
919	知的障害者通所更生施設における身体障害者の受入れ事業	2次追加
1001	地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業	
1002	地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業	
1003	保安林解除に伴い残置又は造成する森林面積の引下げを適用する学校施設整備事業	
1004	保安林解除に係る用地事情要件の適用を除外する施設設置事業	
1005	農業生産法人の行う農業関連事業の拡大事業	2次追加
1006	農地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増進事業	2次追加
1101	再生資源を利用したアルコール製造事業	
1102	中心市街地における商業の活性化事業	
1103 (1122)	資本関係等によらない密接な関係による電力の特定供給事業	

番号	特定事業の名称	備考
1104	一般用電気工作物への位置付けによる家庭用燃料電池発電設備導入事業	
1105	一般用電気工作物への位置付けによる小規模ガスタービン発電設備導入事業	
1106	不活性ガスを使用しない家庭用燃料電池発電設備導入事業	
1107	ジメチルエーテル試験研究施設の変更工事手続簡素化事業	
1108	保安統括者等の選任を要しない水素ガススタンド等設置事業	
1109	燃料電池自動車等に搭載された状態での燃料装置用容器の再検査事業	
1110	水素ガススタンド等における保安距離変更事業	
1111	ジメチルエーテル試験研究施設における防爆構造を要しない計測機器設置事業	
1113	埋設されたジメチルエーテル貯蔵設備の保安距離変更事業	
1115	高圧ガス製造施設の自主検査対象拡大事業	
1116 (1110)	水素ガススタンド等の可燃性ガス製造施設の保安距離変更事業	
1117	可燃性ガスの圧縮における含有酸素量変更事業	
1118	防液堤内外における配管設置基準変更事業	
1119	高圧ガス設備の開放検査期間変更事業	
1120	石油コンビナート等特別防災区域内事業所の多様な安全確保措置による施設配置等事業	
1121	小規模場外車券発売施設事業	2次追加
1123	研究開発用海洋温度差発電設備の法定検査手続不要化事業	2次追加
1124	小型バイナリー発電の定期自主検査時期延長事業	2次追加
1125 (1114)	高圧ガス施設における保安検査期間変更事業	2次追加
1126	特定製造事業所の境界線までの距離変更事業	2次追加
1127	高圧ガス製造設備に係る隣接する保安区画内にある高圧ガス設備までの距離変更事業	2次追加
1128	石油コンビナート事業所における試験研究施設の変更工事手続簡素化事業	2次追加
1129-1 (1112)	液化ガスの容器における充てん率変更事業	2次追加
1129-2	高圧ガス設備の技術上の基準の変更事業	
1201	公有水面埋立地の用途変更等の柔軟化事業	
1202	公有水面埋立地における用途区分柔軟化事業	
1203	特定埠頭運営効率化推進事業	
1204	自動車の回送運行時における仮ナンバー表示の柔軟化事業	
1205	重量物輸送効率化事業	
1206	NPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業	
1207	交通機関空白の過疎地における有償運送可能化事業	
1208	特定埋立地に係る所有権移転制限期間等短縮事業	2次追加
1209	屋外広告物条例に違反した屋外広告物の除却による美観風致維持事業	2次追加
1210	橋の設置を目的とした公的主体以外の者による河川敷地の占用の許可柔軟化事業	2次追加
1211	道路管理者が設置する有料道路駐車場における特別料金の設定及び変更の手続の容易化事業	2次追加

番号	特定事業の名称	備考
1212	留学生向け宿舎に係る公営住宅の目的外使用承認の簡素化事業	2次追加
1301・ 1302	国立・国定公園における自然を活用した催しの容易化事業	
1303	有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者容認事業	
1304 (1305)	再生利用認定制度対象廃棄物拡大事業	2次追加

構造改革特区を活かした地域産業活性化方策

平成16年3月発行

---

制作発行 財団法人 中部産業活性化センター

(担当：事業部長 足立富士雄)

〒461 - 0008 名古屋市東区武平町5 - 1

名古屋栄ビルディング10F

TEL : ( 052 ) 961 - 7650

URL <http://www.ciac.or.jp/>

制作協力 株式会社 産業立地研究所

(担当：主任研究員 前沢敏只)

〒102 - 0084 千代田区二番町11 - 10

麹町山王マンション10F

TEL : ( 03 ) 3265 - 8751

---